

別紙6 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進

第1 事業の実施方針

本事業は、茶や薬用作物等の地域特産作物（国内で地域特性をいかして生産され、通常何らかの加工を施して利用される作物をいう。以下同じ。）について、持続的な生産体制の構築や実需者ニーズに対応した高品質生産等を図るため、地域の実情に応じた生産体制の強化、国内外の需要創出、実需者と連携した産地形成など、生産から消費までの取組を総合的に支援することとし、実施するものとする。

第2 事業の内容

1 事業の内容

本事業は次の（1）から（3）までの事業から構成されるものとし、各事業の内容等はそれぞれⅠからⅢまでに定めるとおりとする。

- （1）全国的な支援体制の整備事業
- （2）地域の生産体制強化・需要創出事業
- （3）甘味資源作物等支援事業

2 補助要件

事業実施主体は、本要領本体別表1の6に定める者であって、以下の要件を全て満たすものとする。

- （1）1に掲げるそれぞれの事業に係る地域特産作物についての知見を有し、かつ、地域特産作物の産地が抱える各種課題解決に向け、事業実施を的確に行う体制及び能力を有すること。
- （2）本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理と処理を行う体制及び能力を有する者であって、役員名簿、組織の事業計画・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあっては、これに準ずるもの）を備えていること。
- （3）日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であること。
- （4）本事業により得られた成果を公益の利用に供することについて、制限なく認める者であること。
- （5）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 優先採択等

- （1）第2の1の（2）に関して、本要領本体別表4の2の第4に係る優遇措置の（3）については、環境と調和のとれた食料システム確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に基づき都道府県知事の認定を受けている場合又は交付決定までに認定を受けることが明らかな場合に優先採択することとし、予算の上限は1億円とする。ただし、追加公募には適用しないものと

する。

- (2) 第2の1の(2)に関して、中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱(平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知)第2に基づき策定された地域別農業振興計画において、関連事業に関する事項等が定められており、地方農政局長により認定され、又は認定されることが確実と見込まれ、かつ、事業実施計画が適切と判断される場合に優先採択することとし、予算の上限は1億円とする。ただし、追加公募には適用しないものとする。
- (3) 第2の1の(2)に関して、大規模茶産地モデル形成プランが提出されている場合に優先的に採択することとし、予算の上限は7千万円とする。ただし、追加公募には適用しないものとする。
- (4) 第2の1の(2)に関して、産地と実需者等が連携し加工・調製作業の外部化促進の取組を行う場合にあって、事業実施計画及び加工・調製作業外部化計画が適切と判断される場合に優先的に採択することとし、予算の上限は3千万円とする。ただし、追加公募には適用しないものとする。
- (5) 本要領本体別表4の2の第4に係る優遇措置のほか、次のいずれかに該当する場合については、それぞれ1ポイントを加算できるものとする。ただし、追加公募には適用しないものとする。

ア 第2の1の(2)に関して、農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付等要綱(令和4年12月2日付け4輸国第3859号農林水産事務次官依命通知)第11第1項の規定によりサプライチェーン連結強化緊急対策(同要綱別表1の区分の欄の5の事業をいう。)の交付決定の通知を受けた又は通知を受けることが確実と見込まれる協議会の構成員となっている産地の取組である場合。

イ 第2の1の(2)に関して、前年度までに実需者等との産地形成協働計画を策定した場合。

4 事業実施に当たっての留意事項

事業実施主体は、事業実施に当たって以下に留意するものとする。

- (1) スマート農機、ドローン(ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機等)、農業ロボット(収穫ロボット等)、環境制御施設等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」(令和2年3月農林水産省策定)で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体(事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸し付けの対象となる者)は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結することとする。
- (2) 農業者の経営安定及び農作業安全の観点から、受益農業従事者に対して収入保険、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すとともに、農作業安全に向けた取組の強化に努めるものとする。

I 全国的な支援体制の整備事業

第1 事業の内容

1 事業の取組内容

(1) 本事業は、地域特産作物の産地が抱える共通の課題解決に向け、次の取組を実施するものとする。

ア 検討会の開催

事業の効果的・効率的で適切な実施を図るために行う以下の取組。このうち、(ア)の取組は必須とする。

(ア) 学識経験者、実需者、流通業者、農業団体等の本事業の推進に必要な有識者による検討会を開催して行う、事業全体の方針及び内容の検討

(イ) 進行管理及び成果の取りまとめ

(ウ) (ア)及び(イ)の取組に係る情報発信等

イ 事前相談窓口の設置

地域特産作物の産地化を望む地域の課題や要望に一元的に対応する体制を確立するための事前相談窓口の設置

ウ 地域相談会等の実施

地域特産作物の販路の確保・拡大に向けて、産地サイドと実需者サイドの連携を図ることを目的として行う、生産状況や需要状況に関する情報の交換や共有等を行うマッチング（実需者サイドに地域特産物を供給することを希望する産地サイドと、産地サイドから地域特産物を購入することを希望する実需者サイドの双方に対し、相互に関する情報を提供することをいう。以下同じ。）や地域相談会等の実施

エ 栽培技術研修の実施

栽培指導者等を対象とした地域特産作物の産地形成や栽培技術指導体制の確立に資する研修の実施

オ 産地動向・栽培技術等の調査・分析等

地域特産作物に関する各産地の生産及び流通状況の把握や栽培技術の確立・普及等に必要な調査・分析等

カ 需要・消費動向等調査・検討の実施

地域特産作物に関する実需者や消費者のニーズ、需給動向等の調査・検討

キ 課題解決実証の実施

各産地の共通課題の解決のために行う以下の取組

(ア) 新たな作物や品種の導入

(イ) 栽培技術・加工技術の確立

(ウ) 農業機械等の開発・改良

(エ) 新商品の開発、試作品の商品性評価等の実証及び実証に必要な農業機械等のリースによる導入。なお、実証に当たっては、産地と連携して広範な波及効果を見込むなど効果的な技術実証となるように留意するものとする。

ク 需要拡大に資する取組の実施

需要拡大を目的として行う、地域特産作物に関する普及・啓発、学校や消費地

のイベントへの日本茶インストラクター等の専門家の派遣、日本茶の新たなサプライチェーン参画事業者のリスト化と全国的な消費喚起策の企画・実施、地域特産作物の加工手法、調理手法並びに地域特産作物本体及び地域特産作物を加工又は調理した成果品に対する評価手法の検討・策定等（茶のうち、てん茶及び抹茶の海外需要拡大を目的として行うものを除く。）

ケ 人材登録等の実施

地域特産作物に関する人材に係る以下の取組

- (ア) 地域特産作物の栽培・加工、流通等に関して卓越した技能を有する人材（以下「卓越技能人材」という。）の登録、表彰及び周知
- (イ) 卓越技能人材相互の意見交換会の開催
- (ウ) 地域特産作物の生産体制の強化等を目的として行う、栽培技術等に関するアドバイスをを行うことができる人材の全国への派遣

コ 情報発信ツールの構築

地域特産物（茶のうち、てん茶及び抹茶を除く。）に関する情報発信ツールの構築や契約栽培の促進のための情報発信。なお、（3）ア（ア）にかかわらず、複数の対象品目について一体的に行うことができるものとする。

（2）対象作物等の範囲

本事業の対象作物等は、茶、薬用作物（漢方製剤・生薬製剤等の漢方薬の原料として使用されるもの及び健康食品向け等の漢方薬の原料以外に使用されるものをいう。以下同じ。）、いぐさ・畳表、繭・生糸、こんにやく、パインアップル、その他の地域特産作物（ホップ、桑、繊維原料、油糧作物、染料作物、和紙原料作物等をいう。以下同じ。）とする。

（3）事業の実施基準

ア 事業の実施

（ア）事業実施主体は、課題解決に資する（1）アからコまでの事業内容を、（2）に掲げる対象品目ごとに、原則として下表のとおり実施することとする。

ただし、茶、こんにやく、パインアップルについて、他の事業内容を組み合わせる実施することが課題解決により効果的と認められる場合はこの限りではない。なお、（1）アの検討会については必ず実施するものとする。

品 目	対象となる事業の取組内容
茶	(1) ア、ウ、オ、カ、キ、ク及びコ
いぐさ・畳表	(1) アからコまで
繭・生糸	(1) アからコまで
こんにやく	(1) ア及びウからコまで
薬用作物	(1) アからコまで
パインアップル	(1) ア、カ、キ、ク、ケ及びコ
他の地域特産作物	(1) アからコまで

（イ）事業実施主体は、対象品目における産地の意見・意向を十分踏まえて事業を実施するものとする。

イ （1）キの課題解決実証の実施に当たり、実証地域の選定を行う際は、対象品

目や産地の課題等を十分踏まえるとともに、効果的な取組となるよう、産地の行政や農業団体等の関係者を含めるものとする。また、効果的な技術実証となるよう、検討会において具体的な実証方法、評価方法、普及方法等を検討するものとする。

2 補助要件

(1) 事業実施主体

ア 事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法等を明確にした団体の運営等に係る規約を定めていること。

イ 別添 42 の「「みどりチェック」チェックシート（以下 I において「チェックシート」という。）」に記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、交付等要綱第 7 の 1 に基づき、別記様式第 1 号により交付申請書を提出する際、当該チェックシートを農産局長に提出すること。また、交付等要綱第 18 の 1 に基づき、別記様式第 7 号により実績報告書を提出する際は、チェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、農産局長に提出すること。なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員等が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うものとする。事業実施主体が協議会の場合は、代表となる機関が提出すること。

(2) 成果目標

4 の成果目標の基準を満たしていること。

3 補助対象経費

(1) 1 (1) イからコまでの取組は、必要に応じて第三者（事業実施主体が協議会の場合は、構成員を除く。）に委託することができるものとする。

(2) 1 (1) ア、ウ、カ、ケ及びコの取組については、備品費は除くものとする。

(3) 次の取組は、農林水産省の補助の対象としない。

ア 国等の他の補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組に係る経費

イ 農産物の生産費補填（生産技術の開発及び実証並びに加工品の開発及び試作に係るものを除く。）若しくは販売価格支持又は所得補償に係る経費

ウ 販売促進のための、ポスター、リーフレット等の作成費、新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等のマスメディアによる宣伝、広告、展示会等の開催に係る経費

エ 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

オ その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない経費

4 成果目標の設定

(1) 成果目標

1 (1) イからコまでに定める事業の取組内容に応じ、次の成果目標の中から 1 つを選択するものとする。

ア 事前相談窓口を設置し、年間を通じて生産者等からの相談を 10 件以上受け

- ること。
- イ 産地サイドと実需者サイドとのマッチングの取組を3地域以上で実施すること。
 - ウ 1つ以上の地域特産作物又は品目について（薬用作物の場合は3品目以上について）、産地の指導者等を対象とした栽培技術研修を3地域以上で実施すること（ただし、繭・生糸を対象とする場合は、2地域以上とする。）。
 - エ 1つ以上の地域特産作物又は品目について、3つ以上の産地の生産や流通状況等の調査・分析を実施すること。
 - オ 1つ以上の地域特産作物又は品目について、実需者や消費者のニーズ等の調査・検討を実施すること。
 - カ 1つ以上の新作物又は新品種の作付けが行われること。
 - キ 1つ以上の栽培技術又は加工技術の改良が行われること。
 - ク 農業機械等の開発又は改良が1つ以上行われること。
 - ケ 新商品の開発が1つ以上行われること。
 - コ 地域特産作物に関する普及・啓発に資する取組を3地域以上で実施すること。
 - サ 地域特産作物の需要拡大に資する新たな評価手法を1以上策定すること。
 - シ 卓越技能人材が5人以上登録されていること。
 - ス 5地域以上における技術アドバイスを行うこと（ただし、繭・生糸を対象とする場合は、2地域以上とする。）。
 - セ 地域特産物に関する情報発信を1品目以上すること。

(2) 目標年度

成果目標の達成の目標年度については、事業実施年度とする。

5 募集方法

農産局長が別に定める公募要領により公募を行うものとする。なお、追加公募は行わないものとする。

6 審査基準

本要領本体別表4の2の審査基準は以下のとおりとする。本事業においては、以下のいずれかひとつの審査基準を選択するものとし、各審査基準に対応する配分基準にしたがってポイント付けを行うものとする。

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標 (1)	事前相談窓口を設置し、年間を通じて生産者等からの相談を10件以上受けること。	50件以上	10
		40件以上	8
		30件以上	6
		20件以上	4
		10件以上	2
成果目標 (2)	産地サイドと実需者サイドとのマッチングの取組を3地域以上で実施すること。	7地域以上	10
		6地域	8
		5地域	6
		4地域	4

		3 地域	2
成果目標 (3)	1つ以上の地域特産作物又は品目について (薬用作物の場合は3品目以上について)、産地の指導者等を対象とした栽培技術研修を3地域以上で実施すること(ただし、繭・生糸を対象とする場合は、2地域以上とする。)	(繭・生糸の場合) 6 地域以上 5 地域 4 地域 3 地域 2 地域 (繭・生糸以外) 7 地域以上 6 地域 5 地域 4 地域 3 地域	10 8 6 4 2 10 8 6 4 2
成果目標 (4)	1つ以上の地域特産作物又は品目について、3つ以上の産地の生産や流通状況等の調査・分析を実施すること。	8 産地以上 6 産地以上 5 産地 4 産地 3 産地	10 8 6 4 2
成果目標 (5)	1つ以上の地域特産作物又は品目について、実需者や消費者のニーズ等の調査・検討を実施すること。	5つ以上 4つ 3つ 2つ 1つ	10 8 6 4 2
成果目標 (6)	1つ以上の新作物又は新品種の作付けが行われること。	5つ以上 4つ 3つ 2つ 1つ	10 8 6 4 2
成果目標 (7)	1つ以上の栽培技術又は加工技術の改良が行われること。	5つ以上 4つ 3つ 2つ 1つ	10 8 6 4 2

成果目標 (8)	農業機械等の開発又は改良が1つ以上行われること。	5つ以上 4つ 3つ 2つ 1つ	10 8 6 4 2
成果目標 (9)	新商品の開発が1つ以上行われること。	5商品以上 4商品 3商品 2商品 1商品	10 8 6 4 2
成果目標 (10)	地域特産作物に関する普及・啓発に資する取組を3地域以上で実施すること。	8地域以上 6地域以上 5地域 4地域 3地域	10 8 6 4 2
成果目標 (11)	地域特産作物の需要拡大に資する新たな評価手法を1以上策定すること。	5手法以上 4手法 3手法 2手法 1手法	10 8 6 4 2
成果目標 (12)	卓越技能人材が5人以上登録されていること。	9人以上 8人 7人 6人 5人	10 8 6 4 2
成果目標 (13)	5地域以上における技術アドバイスをを行うこと（ただし、繭・生糸を対象とする場合は、2地域以上とする。）。	(繭・生糸以外) 9地域以上 8地域 7地域 6地域 5地域 (繭・生糸の場合) 6地域以上 5地域 4地域 3地域 2地域	10 8 6 4 2 10 8 6 4 2

成果目標 (14)	地域特産物に関する情報発信を1品目以上すること。	5品目以上	10
		4品目	8
		3品目	6
		2品目	4
		1品目	2

第2 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成等

(1) 事業実施主体は、交付等要綱第4の2に基づき、別添1-1により事業実施計画を作成し、農産局長に提出するものとする。

なお、農産局長に提出する事業実施計画は、農産局長が別に定める公募要領により選定された補助金交付候補者の事業実施計画を基に、農産局長の求めに応じて所要の調整を了したものとする。

(2) 本要領本体第5の1のなお書きに基づき定める事業実施計画の重要な変更は、リースにより導入する農業機械又はリース利用者の変更であり、別添1及び別添1-1の事業実施変更計画書により協議を行うものとし、これに該当しない軽微な変更については、実績報告をもってこれに代えることができる。

2 農業機械等のリース導入及び開発・改良に係る留意事項

(1) 共通

ア リース又は開発・改良を行う農業機械等の範囲

第1の1(1)キに係るリース又は開発・改良を行う農業機械等の範囲は、成果目標の達成に寄与するものとし、次の(ア)から(オ)までに掲げる農業機械等は対象から除くものとする。

(ア) トラクター、田植機、田植装置を備える栽培管理ビークル及び自脱型コンバイン

(イ) 共同利用施設の一部を構成する定置型の機械等

(ウ) 販売業者により設定されている小売希望価格（これが設定されていない場合には、一般的な実勢価格）が、消費税を除いて50万円未満又は原則400万円以上の機械等（ただし、上限について農産局長が特に必要と認める場合においてはこの限りではない。その場合、理由や必要性等を記載した資料を事業実施計画書に添付するものとする。）

(エ) 本事業による導入以前に利用された実績のある農業機械等

(オ) リース利用者が既に利用している農業機械等と同種・同程度のものへの更新とみなされる農業機械等

イ リース又は開発・改良の条件

助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険に加入すること。

(2) リース導入に係る留意事項

ア リース契約の条件

リース契約は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(ア) 事業実施計画書に記載されたリース利用者に係るものであること。

(イ) リース事業者及びリース料がウ(ア)に定めるところにより決定されたもの

であること。

(ウ) リース期間が4年以上で法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。）以内であること。

イ リース料助成金の額の計算方法

第1の1（1）キ（エ）に定めるリースに係る助成金の額（以下「リース料助成額」という。）は、対象となる農業機械等ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、リース物件価格（農業機械等の実勢価格をいう。）及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体又はリース利用者が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

(ア) リース料助成額＝リース物件価格×（リース期間／法定耐用年数）×補助率

(イ) リース料助成額＝（リース物件価格－残存価格）×補助率

ウ リース等に係る手続

(ア) リース事業者及びリース料の決定

事業実施主体は、交付決定後、リース事業者に農業機械等を納入する事業者を、原則として一般競争入札により選定した上で、リース利用者と協議してリース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。また、事業実施主体は、交付等要綱第18の1の規定による実績報告書を提出する際は、入札結果報告を別添2により併せて農産局長に提出するものとする。

(イ) リース料助成金の支払

事業実施主体は、農業機械等を導入したリース利用者から助成金の請求があった場合には、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等により請求内容を確認の上、イにより算定されたリース料助成額の範囲内で、遅滞なく当該リース利用者にリース料助成金を支払うものとする。ただし、当該リース利用者がリース料助成金の支払先としてリース事業者を指定した場合にあっては、当該リース事業者に支払うことができるものとする。

(ウ) リース料助成金の管理

事業実施主体は、農林水産省から交付された本事業に係る補助金を事業実施主体に滞留させることなく、リース利用者へリース料助成金として、適時適切に支払うよう努めなければならない。また、事業実施主体はリース料助成金を他の補助金、事務費等と区分して管理しなければならない。

(3) 開発・改良に係る留意事項

農業機械等の改良を行う事業実施主体は、交付決定後、事業実施主体に農業機械等を納入する事業者を原則として一般競争入札により選定した上で、農業機械等納入契約を締結する販売者及び購入価格を決定するものとする。また、事業実施主体は、交付等要綱第18の1の規定による実績報告書を提出する際は、入札結果報告を別添2により併せて農産局長に提出するものとする。

3 補助金の返還等

農産局長は、事業実施主体に交付した本事業に係る補助金に不用額が生じることが明らかになった場合にあっては、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めなければならない。

また、農産局長は、次に掲げる事由を確認するため、事業実施主体等に対して報告を求めることができるものとし、事業実施主体又はリース利用者のいずれかが、これらの事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、補助金の交付の中止又は既に交付した補助金の全部又は一部についての返還を命ずるものとする。

- (1) 農産局長に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をしたとき
- (2) 第3の2に定める事業評価等の報告を怠ったとき
- (3) 農業機械等の改良用に購入した物件が消滅又は消失したとき
- (4) 相談窓口の取組が継続していないとき
- (5) 地域相談会や栽培技術研修が適切に行われていないことが明らかになったとき
- (6) 実証の取組が継続していないこと及び適切な管理が行われていないことが明らかになったとき
- (7) 技術アドバイスが適切に行われていないことが明らかになったとき
- (8) リース契約を解約又は解除したとき
- (9) リース利用者のいずれかが事業を中止したとき
- (10) リース物件が消滅又は消失したとき
- (11) 締結されたリース契約が、2(2)アのリース契約の条件に合致しないことが明らかとなったとき
- (12) リース事業において導入した農業機械等が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断されるとき

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要領本体第6の1に基づき、別添3により事業実施状況報告書を作成し、事業実施年度の翌年度の7月末までに農産局長に報告するものとする。ただし、農業機械等について、本事業においてリースによる導入を行った場合は、事業実施年度の翌年度からリース契約終了年度までの間についても、毎年度、別添3により事業実施状況報告書を作成し、翌年度の7月末までに農産局長に報告するものとする。

2 事業の評価及び改善指導

- (1) 事業実施主体は、本要領本体第7の1(1)に基づき自己評価を行い、別添4により成果報告書を作成し、目標年度の翌年度の7月末までに農産局長に報告するものとする。
- (2) (1)の事業評価が適切になされていないと判断される場合には、農産局長は事業実施主体に対し、再度適切に評価を行うよう指導するものとする。
- (3) (1)の事業評価の報告を受けた場合には、遅滞なく、農産局においてその内容について別添5により点検評価し、その結果を踏まえた評価所見を本要領本体別

記様式第2号に記入するものとする。

- (4) 農産局長は、(3)の点検評価の結果、成果目標が達成されていないと判断する場合には、当該事業実施主体に対し、目標達成に向けて取り組むよう指導を行い、指導を行ってから1か月以内に、別添6により改善計画を提出させるものとする。

この場合において、農産局長は、以下に該当する場合にあっては、事業実施主体に指示して成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、評価検討委員会に諮り、評価検討委員会がこれを妥当と判断するときは、成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

- (5) (4)の改善計画に基づく取組の再評価については、(1)及び(3)に準じて行うものとする。

なお、事業実施主体は、成果目標の達成状況を改善計画の終期となる年度の翌年度7月末日までに報告することとする。

第4 その他

1 推進指導

農産局長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体（管理を委託している場合には管理主体）及びリース利用者（以下「事業実施主体等」という。）に対し、適正な管理運営や利用を行うよう指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

2 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、商標権、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、プログラムの著作物の著作権、データベースの著作物の著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける地位及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合、その特許権等は事業実施主体に帰属することとする。この場合においては、事業実施主体は、以下の(1)から(4)までに定めるところにより特許権等を取り扱うものとする。なお、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても、同様に取り扱うものとする。

- (1) 本事業により成果が得られ、特許権等の権利の出願又は取得を行った場合には、別添7により遅滞なく農産局長に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める時は、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び事業の一部を

受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の第三者に譲渡又は利用を許諾する場合には、事前に農林水産省と協議して承諾を得ること。事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

3 収益納付

(1) 事業実施主体は、特許権等に係る収益が発生した場合は、補助事業の成果による収益の状況を記載した収益状況報告書を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間、別添8により、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに農産局長に報告するものとする。なお、農産局長は、特に必要と認める場合にあっては、報告の提出期限を延長することができるものとする。

(2) 農産局長は、(1)の報告書に基づき、次に掲げる金額について、事業実施主体に納付を命ずることができるものとする。

ア 特許権等により収益が生じた場合にあっては、毎会計年度の当該収益額に、当該成果を取得したときまでに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額を、それまでに補助事業に関連して支出された総額で除して得た値を乗じて得た額

イ 補助事業の成果の企業化により相当の収益が生じた場合にあっては、毎会計年度の補助事業の成果の企業化による収益額に、当該成果に係る技術が企業化されるまでに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額をそれまでに支出された企業化に係る総費用で除して得た値を乗じ、さらに当該成果が企業化事業において利用される割合を乗じて得た額

(3) 収益を納付すべき期間は、補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、納付を命ずることができる額の合計額は、事業の実施に要する経費として交付された補助金総額を限度とし、農産局長は、特に必要と認める場合にあっては、収益を納付すべき期限を延長することができるものとする。

4 不正行為に対する措置

農産局長は、本事業の事業実施主体等の代表者、役員、職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあっては、当該事業実施主体等に対し、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

II 地域の生産体制強化・需要創出事業

第1 事業の内容

1 事業の取組内容

(1) 本事業の内容は以下のとおりとし、地域特産作物の各地域における生産や販売の実情を踏まえて、各地域で抱える作物ごとの課題等の解決に向けて、以下の事業メニューの中から必要な取組を選択し、効果的・効率的に実施するものとする。

その際、生産・流通・実需・消費の関係者が連携し、コンサルタント、デザイナー、研究者等の専門家を活用したモデル的な産地の取組とするよう努めるものとする。

なお、アの取組については必ず実施するものとする。

ア 検討会の開催

地域特産作物の生産体制の強化や需要の拡大に資する取組を実施するための学識経験者、生産者、市町村、普及指導センター、農業関係者、実需者等の本事業の推進に必要な構成員による検討会の開催。なお、検討会においては、事業全体の方針・内容の検討、地域ごとの気象条件・土壌条件等に適した品種や技術の選定、進行管理、成果の取りまとめ、情報の発信等を行うものとする。

また、茶を対象としてイ（キ）に取り組む場合は、検討会の構成員に実需者を加えて需要に応じた茶の生産に関する情報交換を実施することを必須とし、茶以外の作物を対象とする場合は、検討会の構成員には関係行政機関を必須とする。

イ 生産体制の強化

次の（ア）から（シ）までに掲げる取組のうち必要なもの

（ア）栽培実証ほの設置等

a 地域特産作物の新たな産地の育成、既存産地における高品質化や低コスト化等に向けて行う、地域条件に適応した栽培技術を確立させるために必要な栽培実証ほ（繭・生糸を生産するものを含む。以下同じ。）の設置及びその技術の普及。この場合においては、収穫まで複数年を要する薬用作物（漢方製剤・生薬製剤等の漢方薬の原料として使用されるもの及び健康食品向け等の漢方薬の原料以外に使用されるものをいう。以下同じ。）等の地域特産作物にあつては、収穫までに要する年数相当分（ただし、3年相当分を超えないものとする。）のほ場借り上げ等の経費を補助対象経費として計上することができるものとする。

b 地域特産作物の優良種苗の安定的な生産及び供給を図るための栽培技術の確立に必要な種苗等増殖実証ほの設置や種苗等の増殖。この場合においては、アに定める検討会において、産地の安定的な種苗供給に関する方針について検討するものとする。なお、本取組については、必要に応じて、取組の初年度から3年間を上限に取り組むことができるものとする。

（イ）新たな栽培技術等の実証導入

低コスト・高品質化生産技術や新たな栽培技術等の実証導入のために必要な農業機械等のリースによる導入

(ウ) 関連設備・農業機械の開発・改良

地域特産作物の新たな産地の育成や生産拡大等に資する低コスト化や品質の安定・向上等に必要な設備や農業機械の、以下の a 又は b に定める方法による導入

- a 事業実施主体や事業実施主体の構成員が所有している設備の改修
- b 市販され、又は既に事業実施主体が所有しているものを活用しての農業機械の開発又は改良。この場合において、事業実施主体が自ら開発又は改良を行うときは、農業機械メーカー等による技術協力を得て行うものとする。

(エ) 栽培マニュアルの作成

(ア) から (ウ) までの取組を 1 つ以上実施した場合における、栽培技術等を普及させるためのマニュアルの作成

(オ) 課題等解決のための調査・分析・実証

輸出相手国・地域に関する調査・分析、国内マーケットの動向調査・分析、残留農薬や機能性成分の分析、地域の気象状況の詳細調査・分析、地域特産作物を原料とした製品の製造・加工技術の確立など、産地の課題等の解決の取組に必要な調査・分析・実証

(カ) 栽培・衛生管理体制の構築

地域特産作物（薬用作物（漢方製剤・生薬製剤等の漢方薬の原料として使用されるもの）を除く。）について、一般的な用途以外の新規用途向けの栽培・衛生管理体制を新たに構築し、産地形成に取り組むために必要な実証及び当該取組を実施するために必要な機械等のリースによる導入並びに技術研修受講等の取組

(キ) 茶の改植等、薬用作物の新植及び永年性工芸作物の改植等の促進

茶の改植等（改植（移動改植を含む。）、新植、台切り、茶園整理、棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入、直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入、有機栽培への転換に必要な資材の導入、有機栽培やてん茶への転換に必要な簡易な園地整備、輸出向け栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農薬分析をいう。以下同じ。）であって、茶園の若返りや競争力のある品種や栽培法への転換を図ることを目的として行うもの、新たな産地の育成や既存産地の生産体制の強化のための未収益期間を有する薬用作物（漢方製剤・生薬製剤等の漢方薬の原料として使用されるものに限る。）の新植及び生産性の維持・向上が急務となっている永年性工芸作物の改植や新植の促進。なお、次の a から c までに留意するものとする。

- a 茶の改植等の実施に当たっては、第 1 から第 3 までに定めるもののほか、第 4 の 1 に定めるところによるものとする。
- b 薬用作物の新植の実施に当たっては、事業実施主体又は受益農業従事者が実需者との間で初めて栽培契約を締結する新植を対象とし、第 1 から第 3 までに定めるもののほか、第 4 の 2 に定めるところによるものとする。ただし、イの（ア）及び（ウ）並びにウの（ア）及び（イ）のいずれかを併せて実施する場合又は同様の取組が既に実施されている場合に限るものとする。
- c 永年性工芸作物の改植等の実施に当たっては、第 1 から第 3 までに定める

もののほか、第4の3に定めるところによるものとする。

(ク) 農業機械等リース支援

第4の4(1)に定める茶及びいぐさの農業機械等のリースによる導入

なお、実施にあつては、第1から第3までに定めるもののほか、第4の4に定めるところによるものとする。

(ケ) 人材確保策の検討

繁忙期の外部人材又は外国人労働者の活用、福祉施設又は実需者等との連携等の推進

(コ) 葉たばこ品質向上支援

葉たばこの品質向上に資する新たな資材の導入

なお、実施にあつては、第1から第3までに定めるもののほか、第4の6に定めるところによるものとする。

(サ) 加工・調製作業外部化促進

地域特産作物(茶を除く。)の加工・調製作業について、個々の生産者から産地内の専門企業や生産者団体等の外部に集約するために必要な外部化体系の検討、試行・検証、マニュアルの策定又は専門人材の育成等の取組並びに当該取組と併せて行う外部化のために必要な加工・調製機械のリースによる導入

(シ) 生産コストを踏まえた戦略的な生産・販売の推進

いぐさ・畳表、繭・蚕糸等の非食用地域特産作物について、持続的な生産・供給体制の確保に向けて行う、生産、加工、流通等の各段階のコストを的確に把握するためのコスト調査の実施及び当該調査結果を踏まえた生産・販売戦略の策定

ウ 需要の創出

(ア) 消費者・実需者等のニーズ把握及び連携強化

消費者や実需者のニーズ、市場動向、その他需給に関する情報の調査又は地域特産作物が有する機能性や産地の特徴的な取組の紹介、生産者と実需者との交流の場の設定等のマッチングの取組であつて、地域特産作物を利用した新たな商品開発や既存商品の高品質化、産地と実需者の連携強化を目的として行うもの

(イ) 実需者等と連携した商品開発

実需者等との連携による産地の地域特産作物を利用した商品の開発に必要な試作、パッケージの開発・改良、試作品のPRのためのパンフレット等の作成及び試食会、商談会等の開催であつて、産地の地域特産作物の生産拡大や収益性向上を目的として行うもの並びに当該取組を実施するために必要な機械や品質管理機器等のリースによる導入

(ウ) 消費者に向けたコト体験の展開

観光業者等との連携による地域特産物に関する体験ツアー等の開発、国内外の消費者に対応するための多言語化、専門家の招聘、ガイドの育成並びにこれらの取組を実施するために必要なほ場の管理及び機械、品質管理機器等のリースによる導入

(エ) 消費者等への理解促進・情報発信

各産地の地域特産作物の消費地等における消費者の理解促進や認知度の向上を図るためのパンフレットの作成、試飲・試食会等の開催、学校や消費地のイベントへのインストラクター等の専門家の派遣及び情報発信ツールの構築

(2) 対象作物等の範囲

本事業の対象作物等は、茶、薬用作物、いぐさ・畳表、繭・生糸、こんにゃく、その他の地域特産作物とする。

2 補助要件

(1) 事業実施主体

本要領本体別表 1 の 6 (2) の農業者の組織する団体及び協議会とは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとする。

(2) 事業の実施要件

本事業を実施するに当たっては、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならないものとする。

ア 共通

(ア) 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間 150 日以上）をいう。以下同じ。）が 5 名以上であること。ただし、茶及び永年性工芸作物の改植等に取り組む場合はこの限りではない。

事業実施主体は、受益農業従事者数が、事業開始後にやむを得ず 5 名に満たなくなった場合は、新たに受益農業従事者等を募ること等により、5 名以上になるように努めるものとする。

(イ) 受益農業従事者に 65 歳未満の者が含まれること。

(ウ) 茶を対象作物として、1 (1) イ (イ) 及び (ク) 並びにウ (イ) 及び (ウ) に定める農業機械等のリース導入の取組を行う場合にあっては、受益農業従事者のうち少なくとも 1 名以上（ただし、1 (1) イ (ク) において茶加工のエネルギーコスト削減に資する機械を導入する場合にあっては、受益者ごとに少なくとも 1 名以上とする。）が、以下の a 又は b に該当すること。

a 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項に定める地域計画（以下「地域計画」という。）において、同条第 3 項の地図（以下「目標地図」という。）に現に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること。

b 農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 4 条に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）から農地を現に借り受け、又は借り受けることが見込まれる農業経営体に含まれること。

(エ) 1 (1) イ (ア) の栽培実証ほの設置等のうち、a の栽培実証ほを設置する場合にあっては、事業実施年度中に設置することを計画する面積が原則として 5 アール以上であり、b の種苗等増殖実証ほを設置する場合にあっては、優良種苗を計画的に供給するために必要な設置面積を確保すること。

(オ) 4 の成果目標の基準を満たしていること。

(カ) 受益農業従事者は、別添 43 の「「みどりチェック」チェックシート（以下Ⅱ

において「チェックシート」という。)」に記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施主体に提出すること。事業実施主体は、全ての受益農業従事者からチェックシートを収集し、交付等要綱第7の1に基づき、別記様式第1号により交付申請書を提出する際、その写しを地方農政局長に提出すること。

また、事業実施後、受益農業従事者は、チェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックした上で、当該チェックシートを事業実施主体に提出すること。事業実施主体は、全ての受益農業従事者からチェックシートを収集し、交付等要綱第18の1に基づき、別記様式第7号により実績報告書を提出する際、その写しを地方農政局長に提出すること。なお、チェックシートを提出した受益農業従事者から抽出して、農林水産省の職員等が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うものとする。

ただし、GAP認証を取得している者は、みどりの食料システム戦略の趣旨を理解した上で、認証書等の写しを提出することで別添43のチェックシートの提出を省略することができることとし、対象となるGAP認証はJGAP(農産)、ASIA GAP、GLOBAL G. A. P. 及び国際水準GAPガイドラインに準拠し、確認体制を有する都道府県GAP(ただし、農産のみ。)とする。

(キ) 地域特産作物(茶を除く。)について、地域で抱える栽培技術や加工・調製方法、販路等の課題を解決し、確実な産地化を図るため、産地と実需者等(加工事業者・流通業者を含む。)が連携し産地形成に向けた複数年に渡る取組を行う事業実施主体は、取組初年度に別添47に定める産地形成協働計画を策定することができる。

イ 1(1)イ(キ)の取組のうち、茶の改植等は第4の1、薬用作物の新植は第4の2、永年性工芸作物の改植等は第4の3に定める要件を満たしていること。

ウ 1(1)イ(ク)の農業機械等リース支援に取り組む場合には、第4の4(2)に定める審査基準を満たしていること。

エ 1(1)イ(コ)の取組については、第4の6に定める要件を満たしていること。

3 補助対象経費

1(1)イ(ア)から(キ)及び(ケ)から(シ)並びにウの取組は、必要に応じて第三者(事業実施主体が協議会の場合は、構成員を除く。)に委託することができるものとする。

(1) 補助対象とする経費は、本要領本体別表3の費目のうち、以下に掲げるものとする。

ア 検討会の開催

事業費、旅費、謝金、役務費、雑役務費等

イ 栽培実証ほの設置等

- 事業費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費、雑役務費等
 - ウ 新たな栽培技術等の実証導入
 - 事業費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費、雑役務費等
 - エ 関連設備・農業機械の開発・改良
 - 備品費、事業費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費、雑役務費等
 - オ 栽培マニュアルの作成
 - 事業費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費、雑役務費等
 - カ 課題等解決のための調査・分析・実証
 - 備品費、事業費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費、雑役務費等
 - キ 栽培・衛生管理体制の構築
 - 備品費、事業費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費、雑役務費等
 - ク 茶の改植等、薬用作物の新植及び永年性工芸作物の改植等の促進
 - 備品費（1件につき50万円未満のものに限る。）、事業費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費、雑役務費等
 - ケ 農業機械等リース支援
 - 事業費等
 - コ 人材確保策の検討
 - 備品費、事業費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費、雑役務費等
 - サ 葉たばこ品質向上支援
 - 事業費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費、雑役務費等
 - シ 加工・調製作業外部化促進
 - 備品費、事業費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費、雑役務費等
 - ス 生産コストを踏まえた戦略的な生産・販売の推進
 - 事業費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費、雑役務費等
 - セ 消費者・実需者等のニーズ把握及び連携強化
 - 事業費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費、雑役務費等
 - ソ 実需者等と連携した商品開発
 - 備品費、事業費、旅費、謝金、委託費、役務費、雑役務費等
 - タ 消費者に向けたコト体験の展開
 - 事業費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費、雑役務費等
 - チ 消費者等への理解促進・情報発信
 - 事業費、旅費、謝金、賃金等、委託費、役務費、雑役務費等
- (2) 次の取組は、補助対象としない。
- ア 国等のほかの補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組に係る経費
 - イ 事業実施主体又はその構成員が自力により現に実施し、又は既に完了している取組に係る経費
 - ウ 農産物の生産費補填（生産技術の開発及び実証並びに加工品の開発及び試作に係るものを除く。）若しくは販売価格支持又は所得補償に係る経費
 - エ 販売促進のためのPR活動としてのポスター、リーフレット等の作成費、新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等のマスメディアによる宣伝、広告、展示会等

の開催に係る経費

オ 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

カ その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない経費

4 成果目標の設定

(1) 成果目標及び基準

成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、以下のとおり。

ア 成果目標

成果目標は、対象作物等の中から達成すべき成果目標を2つ選択するものとする。また、複数作物が対象となる場合は、主要な1つの作物の達成すべき成果目標を2つ選択するものとする。

なお、成果目標は、イの表の事業内容ごとの類別欄に定める番号の達成すべき成果目標の中から選択するものとする。

(ア) 生産体制の強化

作物名等	類別	達成すべき成果目標
茶	1	事業実施年度の事業実施計画における茶栽培面積に対する改植等の実施面積を1%以上増加
	2	有機栽培への転換に必要な資材の導入又は有機栽培への転換に必要な簡易な園地整備を行う場合にあつては、有機栽培への転換を実施する対象茶園における有機JAS認定等の有機認証取得割合を100%とする
	3	主要品種指数を直近値から2ポイント以上低減 (なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「やぶきた」の栽培面積を当該年度の茶栽培面積で除し、100を乗じた数とする。)
	4	輸出相手国・地域のMRL基準をクリアする茶園面積又は出荷量の、全事業実施面積又は事業対象地区における総出荷量に占める割合を直近値より5ポイント以上増加
	5	第4の1(2)イ(エ) bに規定する産地の省力化・低コスト化に資する取組について、1つ以上取り組む
	6	総出荷量又は総出荷額に占める輸出量又は輸出額の割合を5ポイント以上増加
	7	総出荷量又は総出荷額に占める契約出荷量又は契約出荷額の割合を5ポイント以上増加
	8	産物1kg又は10a当たり労働時間を直近値の2%以上低減
	9	産物1kg当たり又は10a当たりの肥料費(施肥量)又は農薬費(農薬使用量)を直近値より10%以上削減
	10	農業機械等リース支援により茶加工のエネルギーコスト削減に資する機械を導入する場合に、直近3年の平均値に比べて荒茶1kg当たり燃油等使用量を10%以上削減
	11	導入した凍霜害防止施設等の稼働による凍霜害等の軽減により、直近の凍霜害等による被害単収から10%以上の単収向上
	12	凍霜害防止施設等に要する電力コストを直近年における近隣の平均コストから10%以上削減
	13	実施地区において、茶の生産量の合計を5%以上増加
	14	関連設備・機械の生産効率(単位時間当たり生産数量等)を直近値の5%以上向上
	15	(人材確保策の検討に取り組む場合)

		受益地区において、新たに人材を1人以上確保する
繭・生糸	1	事業実施主体が実施する地区（以下「実施地区」という。）において、蚕の飼育数量を5%以上増加
	2	実施地区において、繭の生産量を5%以上増加
	3	実施地区において、蚕種の生産量を5%以上増加
	4	実施地区において、蚕の飼育に必要な桑の栽培面積を5%以上増加
	5	10a又は繭100kg当たり労働時間を直近値の2%以上低減
	6	関連設備・機械の生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直近値の5%以上向上
	7	マッチングの取組により、生産者と実需者の契約を1つ以上創出
	8	（人材確保策の検討に取り組む場合） 受益地区において、新たに人材を1人以上確保する
	9	（生産コストを踏まえた戦略的な生産・販売の推進に取り組む場合） 実施地区において、生産コストを踏まえた戦略的な生産・販売の推進に取り組む農業従事者数の割合を直近値に比べて3ポイント以上増加
いぐさ・畳表	1	実施地区において、一戸当たりのいぐさの栽培面積を直近3ヶ年の平均値に比べて3%以上増加
	2	1戸当たりの収穫面積（ほかの農家から収穫作業を受託する面積を含む。）を直近3ヶ年の平均値に比べて10%以上増加
	3	実施地区において、1戸当たりの畳表の生産量を直近3カ年の平均値に比べて3%以上増加
	4	実施地区において、指定銘柄品畳表の出荷割合を直近3カ年の平均値に比べて3ポイント以上増加
	5	10a当たりの労働時間を直近値の2%以上削減
	6	関連設備・機械の生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直近値の5%以上向上
	7	いぐさ原草1kg当たりの燃油等使用量を直近3ヶ年の平均値に比べて10%以上削減
	8	（人材確保策の検討に取り組む場合） 受益地区において、新たに人材を1人以上確保する
	9	（加工・調製作業外部化促進に取り組む場合） 実施地区において、加工・調製作業の外部化に取り組む農業従事者数の割合を直近値に比べて3ポイント以上増加
	10	（生産コストを踏まえた戦略的な生産・販売の推進に取り組む場合） 実施地区において、生産コストを踏まえた戦略的な生産・販売の推進に取り組む農業従事者数の割合を直近値に比べて3ポイント以上増加
薬用作物 （漢方薬の原料 向け）	1	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の栽培面積を5%以上増加
	2	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の生産量を5%以上増加
	3	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の10a当たりの労働時間を2%以上低減
	4	種苗等増殖実証に取り組む薬用作物について、1つ以上を種苗として供給
	5	1つ以上の薬用作物について、製薬企業等と生産に係る契約を締結
	6	1つ以上の薬用作物について、日本薬局方に定める規格基準を満たす
	7	（初めて当該地区で栽培を行う薬用作物の品目の場合、又は、薬用作物の新植の促進に取り

		組む場合) 実施地区において、受益農業従事者以外に薬用作物の栽培に取り組む農業従事者が1人以上増加
	8	関連設備・機械の生産効率(単位時間当たり生産数量等)を直近値の5%以上向上
	9	(人材確保策の検討に取り組む場合) 受益地区において、新たに人材を1人以上確保する
	10	(加工・調製作業外部化促進に取り組む場合) 実施地区において、加工・調製作業の外部化に取り組む農業従事者数の割合を直近値に比べて3ポイント以上増加
	11	(生産コストを踏まえた戦略的な生産・販売の推進に取り組む場合) 実施地区において、生産コストを踏まえた戦略的な生産・販売の推進に取り組む農業従事者数の割合を直近値に比べて3ポイント以上増加
薬用作物 (漢方薬の原料 以外向け)	1	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の栽培面積を50%以上拡大
	2	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の生産量を50%以上拡大
	3	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の10a当たりの労働時間を5%以上削減
	4	種苗等増殖実証に取り組む薬用作物について、1つ以上を種苗として供給
	5	(初めて当該地区で栽培を行う薬用作物の場合) 事業実施後に実施地区において受益農業従事者以外に薬用作物の栽培に取り組む農業従事者が5人以上増加
	6	関連設備・機械の生産効率(単位時間当たり生産数量等)を直近値の5%以上向上
	7	(人材確保策の検討に取り組む場合) 受益地区において、新たに人材を1人以上確保する
	8	(加工・調製作業外部化促進に取り組む場合) 実施地区において、加工・調製作業の外部化に取り組む農業従事者数の割合を直近値に比べて3ポイント以上増加
	9	(生産コストを踏まえた戦略的な生産・販売の推進に取り組む場合) 実施地区において、生産コストを踏まえた戦略的な生産・販売の推進に取り組む農業従事者数の割合を直近値に比べて3ポイント以上増加
他の地域特産作物	1	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の栽培面積を5%以上増加
	2	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の生産量を5%以上増加
	3	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の10a当たりの労働時間を5%以上削減
	4	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の10a当たりの収量を5%以上増加
	5	事業で取り組む地域特産作物について、1社以上の供給先を確保
	6	(初めて当該地区で栽培を行う地域特産作物の場合) 当該事業の受益農業従事者以外で、当該事業で生産に取り組む地域特産作物の栽培を行う農業従事者が3人以上増加
	7	関連設備・機械の生産効率(単位時間当たり生産数量等)を直近値の5%以上向上
	8	(永年性工芸作物の改植等に取り組む場合) 事業実施年度の事業実施計画における永年性工芸作物の栽培面積に対する改植等の実施面積を1%以上増加

	9	(人材確保策の検討に取り組む場合) 受益地区において、新たに人材を1人以上確保する
	10	(葉たばこ品質向上支援に取り組む場合) 受益地区において、事業で取り組む葉たばこの品質を3ポイント以上向上 (事業実施計画における日本たばこ産業株式会社へ販売する葉たばこの総量に対するAタイプの割合)
	11	(葉たばこ品質向上支援に取り組む場合) 受益地区において、葉たばこの10a当たり販売額を1%以上増加
	12	(加工・調製作業外部化促進に取り組む場合) 実施地区において、加工・調製作業の外部化に取り組む農業従事者数の割合を直近値に比べて3ポイント以上増加
	13	(生産コストを踏まえた戦略的な生産・販売の推進に取り組む場合) 実施地区において、生産コストを踏まえた戦略的な生産・販売の推進に取り組む農業従事者数の割合を直近値に比べて3ポイント以上増加

(注) 達成すべき成果目標欄の「ポイント」は、パーセントで表された数字同士の差を指す。

(イ) 需要の創出

作物名等	類別	達成すべき成果目標
作物共通	1	開発した新商品を1以上販売開始する。
	2	全出荷額又は全出荷量に占める、新商品の出荷額又は出荷量の割合を1%以上確保。 なお、新規作物について新商品開発を行う場合には、事業実施主体の農業販売額に占める新商品販売額の割合を1%以上確保。
	3	新たな販路を1以上拡大する。なお、新たな販路の開拓には、取組前年度に販売実績の無い販売先に新たに販売を開始することに加え、既存販路において本事業の取組により新たに開発又は企画した商品の販売を開始することも含むこととする。
	4	契約取引量指数を直近値より7%以上増加。
	5	生産効率(単位時間当たり生産数量等)を直近値の5%以上向上

イ 事業内容ごとの達成すべき成果目標

1(1)イ及びウの事業内容に係る達成すべき成果目標については、下表のとおりとする。

事業内容	類別	
イ 生産体制の強化 (ア) 栽培実証ほの設置等	茶	1、2、3、4、6、7、8、9
	繭・生糸	1、2、3、4、5、6
	いぐさ・畳表	1、2、3、4、5
	薬用(漢方)	1、2、3、4、5、6、7
	薬用(漢方以外)	1、2、3、4、5
	その他	1、2、3、4、5、6
	茶	4、6、7、8、9、11、12

(イ) 新たな栽培技術等の実証導入	繭・生糸	1、2、3、4、5、6
	いぐさ・畳表	1、2、3、4、5、6
	薬用（漢方）	1、2、3、5、6、7
	薬用（漢方以外）	1、2、3、5
	その他	1、2、3、4、5、6
(ウ) 関連設備・農業機械の開発・改良	茶	4、6、7、8、9、14
	繭・生糸	1、2、3、4、5、6
	いぐさ・畳表	1、2、3、4、5、6、7
	薬用（漢方）	1、2、3、5、6、7、8
	薬用（漢方以外）	1、2、3、5、6
(エ) 栽培マニュアルの作成	茶	4、6、7、8、9、11、12
	繭・生糸	1、2、3、4、5、6
	いぐさ・畳表	1、2、3、4、5、6
	薬用（漢方）	1、2、3、4、5、7
	薬用（漢方以外）	1、2、3、4、5
(オ) 課題等解決のための調査・分析・実証	茶	4、6、7、8、9、11、12
	繭・生糸	1、2、3、4、5、6
	いぐさ・畳表	1、2、3、4、5、6
	薬用（漢方）	1、2、3、4、5、6、7
	薬用（漢方以外）	1、2、3、4、5
(カ) 栽培・衛生管理体制の構築	茶	6、7、8、9、13、14
	繭・生糸	1、2、3、4、5、6、7
	いぐさ・畳表	1、2、3、4、5、6
	薬用（漢方以外）	1、2、3、5
	その他	1、2、3、4、5、6
(キ) 茶の改植等、薬用作物の新植及び永年性工芸作物の改植等の促進	茶	1、2、3、4、5、6 ただし、茶の改植等のうち、輸出向け栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農薬分析の実施面積が最大となる場合、4又は6の選択は必須とする。
	薬用（漢方）	1、2、7
	その他	1、2、4、5、7、8
(ク) 農業機械等リース支援	茶	8、9、10、13、14 ただし、茶加工のエネルギーコスト削減に資する機械を導入する場合（茶関連産業等と連携した新形態の大規模茶産地モデル形成に取り組む場合

		を除く。)、10の選択は必須とする。
	いぐさ・畳表	2、5、7
(ケ) 人材確保策の検討	茶	8、13、15
	繭・生糸	2、5、8
	いぐさ・畳表	3、5、8
	薬用(漢方)	2、3、9
	薬用(漢方以外)	2、3、7
	その他	2、3、9
(コ) 葉たばこ品質向上支援	その他	1、2、3、4、5、10、11
(カ) 加工・調製作業外部化促進	繭・生糸	1、2、3、5
	いぐさ・畳表	1、2、3、5、9
	薬用(漢方)	1、2、3、10
	薬用(漢方以外)	1、2、3、8
	その他	1、2、3、12
(シ) 生産コストを踏まえた戦略的な生産・販売の推進	繭・生糸	1、2、3、5、10
	いぐさ・畳表	3、5、7、10
	薬用(漢方)	2、3、11
	薬用(漢方以外)	2、3、9
	その他	2、3、13
ウ 需要の創出		
(ア) 消費者・実需者等のニーズ把握及び連携強化	1、2、3、4、5	
(イ) 実需者等と連携した商品開発	1、2、3、4、5	
(ウ) 消費者に向けたコト体験の展開	1、2、3、4、5	
(エ) 消費者等への理解促進・情報発信	1、2、3、4、5	

(2) 目標年度

成果目標の達成年度は、事業実施年度の翌々年度とする。ただし、次に掲げる事業については以下のとおりとする。

ア 1(1)イ(ア)について、薬用作物等の栽培期間(播種・植付から収穫まで)が2年間を超え、事業実施年度の翌々年度までに成果目標に対する結果が得られない場合は、収穫年の翌々年度(ただし事業実施年の4年後以内とする)とする。

イ 1(1)イ(キ) aについては、次に掲げる支援内容の区分に応じた目標年度とする。

支援内容	目標年度 (支援対象年度からの年数)
(ア) 改植・新植に伴う未収益支援①	3年後
(イ) 改植に伴う未収益支援②	4年後
(ウ) 棚施設を利用した栽培法への転換に伴う未収益支援	3年後

(エ) 台切りに伴う未収益支援	3年後
(オ) 改植支援	3年後
(カ) 新植支援	3年後
(キ) 茶園整理①	1年後
(ク) 茶園整理②	2年後
(ケ) 棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入	3年後
(コ) 直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入	3年後
(サ) 有機栽培への転換に必要な資材の導入	4年後
(シ) 有機栽培やてん茶への転換に必要な簡易な園地整備	5年後
(ス) 輸出向け栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農薬分析	3年後

ウ 1 (1) イ (キ) bについては、栽培期間が4年又は5年の薬用作物に取り組む場合に当たっては、薬用作物の収穫年（支援対象初年度の3年後又は4年後）とする。

エ 1 (1) イ (キ) cについては、支援対象年度の3年後とする。

オ 2 (2) ア (キ) に基づき取組初年度に産地形成協働計画を策定した場合は、当該計画策定年度に定めた目標値について、当該計画で定めた取組期間の最終年度の翌々年度を目標年度とする。

5 募集方法

農産局長が別に定める公募要領により公募を行うものとする。

6 審査基準

本要領本体別表4の2に当たっては、評価項目として2つの成果目標を選択するものとし、配分基準に応じて、以下のとおりポイント付けを行うものとする。また、複数作物が対象となる取組にあっては、主要な1つの作物について、評価項目を設定する。

I 対象作物が茶の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標 (1)	・事業実施年度の事業実施計画における茶栽培面積に対する改植等の実施面積を1%以上増加。	5%以上	5
		4%以上	4
		3%以上	3
		2%以上	2
		1%以上	1
成果目標 (2)	・有機栽培への転換に必要な資材の導入又は有機栽培への転換に必要な簡易な園地整備を行う場合にあっては、有機栽培への転換を実施する対象茶園における有機JAS認定等の有機認証取得割合を100%。 ・当該年度における茶の改植等の実施面積に占める上記有機認証取得面積の割合を2%以上増加する場合はポイント追加。	有機JAS認定の取得	1
		10%以上	4
		8%以上	3
		5%以上	2

		2%以上	1
成果目標 (3)	主要品種指数を直近値の2以上低減。 (なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「やぶきた」の栽培面積を、当該年度の茶栽培面積で除し、100を乗じた数とする。)	34以上 26以上 18以上 10以上 2以上	5 4 3 2 1
成果目標 (4)	輸出相手国・地域のMRL基準をクリアする茶園面積又は出荷量の、全事業実施面積又は事業対象地区における総出荷量に占める割合を直近値より5ポイント以上増加。	25ポイント以上 20ポイント以上 15ポイント以上 10ポイント以上 5ポイント以上	5 4 3 2 1
成果目標 (5)	第4の1(2)イ(エ)bに規定する産地の省力化・低コスト化に資する以下の取組を1つ以上取り組む。 (a) ドローン、無人摘採機等を活用した労働力削減に資する先端技術の実証ほの設置 (b) 新たに導入した品種の栽培技術の確立に資する実証ほの設置 (c) 生産コストの低減に資する土壌分析に基づく適正な施肥の実施や点滴施肥技術の導入 (d) 機械化作業体系に資する茶樹の畝方向の統一化 (e) 国内マーケットの新規創出に向けた発酵茶・半発酵茶等の栽培・加工の取組の実施。	5つ以上 4つ 3つ 2つ 1つ	5 4 3 2 1
成果目標 (6)	総出荷量又は総出荷額に占める輸出量又は輸出額の割合を5ポイント以上増加。	25ポイント以上 20ポイント以上 15ポイント以上 10ポイント以上 5ポイント以上	5 4 3 2 1
成果目標 (7)	総出荷量又は総出荷額に占める契約出荷量又は契約出荷額の割合を5ポイント以上増加。	25ポイント以上 20ポイント以上 15ポイント以上 10ポイント以上 5ポイント以上	5 4 3 2 1
成果目標 (8)	産物1kg又は10a当たり労働時間を直近値の2%以上低減。	10%以上 8%以上 6%以上 4%以上 2%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (9)	産物1kg当たり又は10a当たりの肥料費(施肥量)又は農薬費(農薬使用量)を直近値より10%以上削減。	18%以上 16%以上 14%以上	5 4 3

		12%以上	2
		10%以上	1
成果目標 (10)	農業機械等リース支援により茶加工のエネルギーコスト削減に資する機械を導入する場合に、直近3年の平均値に比べて荒茶1kg当たり燃油等使用量を10%以上削減。	18%以上	5
		16%以上	4
		14%以上	3
		12%以上	2
		10%以上	1
成果目標 (11)	・導入した凍霜害防止施設等の稼働により、凍霜害等の軽減により直近の凍霜害等による被害単収から10%以上の単収向上を図る。 ・支援対象者のうち1名以上が収入保険制度に加入している場合は1ポイント追加	16%以上	4
		14%以上	3
		12%以上	2
		10%以上	1
		収入保険制度への加入	1
成果目標 (12)	凍霜害防止施設等に要する電力コストを直近年における近隣の平均コストから10%以上削減する。	18%以上	5
		16%以上	4
		14%以上	3
		12%以上	2
		10%以上	1
成果目標 (13)	事業実施主体が事業を実施する地区（以下「実施地区」という。）において、茶の生産量の合計を5%以上増加。	13%以上	5
		11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標 (14)	関連設備・機械の生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直近値の5%以上向上。	13%以上	5
		11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1
成果目標 (15)	(人材確保策の検討に取り組む場合) 受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。	5人以上	5
		4人	4
		3人	3
		2人	2
		1人	1

(注) 達成すべき評価項目欄の「ポイント」は、パーセントで表された数字同士の差を指す。

II 対象作物が繭・生糸の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
------	------	------	------

成果目標 (1)	実施地区において、蚕の飼育数量を5%以上増加。	13%以上 11%以上 9%以上 7%以上 5%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (2)	実施地区において、繭の生産量を5%以上増加。	13%以上 11%以上 9%以上 7%以上 5%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (3)	実施地区において、蚕種の生産量を5%以上増加。	13%以上 11%以上 9%以上 7%以上 5%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (4)	実施地区において、蚕の飼育に必要な桑の栽培面積を5%以上増加。	11%以上 9%以上 7%以上 6%以上 5%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (5)	10a 又は繭 100kg 当たり労働時間を直近値の2%以上低減。	10%以上 8%以上 6%以上 4%以上 2%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (6)	関連設備・機械の生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直近値の5%以上向上。	13%以上 11%以上 9%以上 7%以上 5%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (7)	マッチングの取組により、生産者と実需者の契約を1つ以上創出。	5 契約以上 4 契約 3 契約 2 契約 1 契約	5 4 3 2 1
成果目標 (8)	(人材確保策の検討に取り組む場合) 受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。	5人以上 4人 3人 2人 1人	5 4 3 2 1

成果目標 (9)	(生産コストを踏まえた戦略的な生産・販売の推進に取り組む場合) 実施地区において、生産コストを踏まえた戦略的な生産・販売の推進に取り組む農業従事者数の割合を直近値に比べて3ポイント以上増加。	11ポイント以上	5
		9ポイント以上	4
		7ポイント以上	3
		5ポイント以上	2
		3ポイント以上	1

(注) 達成すべき評価項目欄の「ポイント」は、パーセントで表された数字同士の差を指す。

Ⅲ 対象作物がいぐさ・畳表の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標 (1)	実施地区において、一戸当たりのいぐさの栽培面積を直近3ヶ年の平均値に比べて3%以上増加。	11%以上	5
		9%以上	4
		7%以上	3
		5%以上	2
		3%以上	1
成果目標 (2)	1戸当たりの収穫面積（他の農家から収穫作業を受託する面積を含む。）を直近3ヶ年の平均値に比べて10%以上増加。	18%以上	5
		16%以上	4
		14%以上	3
		12%以上	2
		10%以上	1
成果目標 (3)	実施地区において、1戸当たりの畳表の生産量を直近3ヶ年の平均値に比べて3%以上増加。	11%以上	5
		9%以上	4
		7%以上	3
		5%以上	2
		3%以上	1
成果目標 (4)	実施地区において、指定銘柄品畳表の出荷割合を直近3ヶ年の平均値に比べて3ポイント以上増加。	11ポイント以上	5
		9ポイント以上	4
		7ポイント以上	3
		5ポイント以上	2
		3ポイント以上	1
成果目標 (5)	10a 当たりの労働時間を直近値の2%以上削減。	10%以上	5
		8%以上	4
		6%以上	3
		4%以上	2
		2%以上	1
成果目標 (6)	関連設備・機械の生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直近値の5%以上向上。	13%以上	5
		11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1

成果目標 (7)	いぐさ原草 1 kg 当たりの燃油等使用量を直近 3 ヶ年の 平均値に比べて 10%以上削減。	18%以上 16%以上 14%以上 12%以上 10%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (8)	(人材確保策の検討に取り組む場合) 受益地区において、新たに人材を 1 人以上確保する。	5 人以上 4 人 3 人 2 人 1 人	5 4 3 2 1
成果目標 (9)	(加工・調製作業外部化促進に取り組む場合) 実施地区において、加工・調製作業の外部化に取り組 む農業従事者数の割合を直近値に比べて 3 ポイント以上 増加。	11 ポイント以上 9 ポイント以上 7 ポイント以上 5 ポイント以上 3 ポイント以上	5 4 3 2 1
成果目標 (10)	(生産コストを踏まえた戦略的な生産・販売の推進に取 り組む場合) 実施地区において、生産コストを踏まえた戦略的な生 産・販売の推進に取り組む農業従事者数の割合を直近値 に比べて 3 ポイント以上増加。	11 ポイント以上 9 ポイント以上 7 ポイント以上 5 ポイント以上 3 ポイント以上	5 4 3 2 1

(注) 達成すべき評価項目欄の「ポイント」は、パーセントで表された数字同士の差を
指す。

IV 対象作物が薬用作物（漢方薬の原料向け）の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標 (1)	・実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の 栽培面積を 5 %以上増加。 ・当該年度に農地中間管理機構に農地の斡旋を受け新植 促進に取り組む場合は 1 ポイント追加。	20%以上 15%以上 10%以上 5 %以上 農地中間管理機 構との連携	4 3 2 1 1
成果目標 (2)	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の 生産量を 5 %以上増加。	25%以上 20%以上 15%以上 10%以上 5 %以上	5 4 3 2 1

成果目標 (3)	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の10a当たりの労働時間を2%以上低減。	10%以上 8%以上 6%以上 4%以上 2%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (4)	種苗増殖実証に取り組む薬用作物について、1つ以上を種苗として供給。	5つ以上 4つ 3つ 2つ 1つ	5 4 3 2 1
成果目標 (5)	1つ以上の薬用作物について、製薬企業等と生産に係る契約を締結。	5契約以上 4契約 3契約 2契約 1契約	5 4 3 2 1
成果目標 (6)	1つ以上の薬用作物について、日本薬局方に定める規格基準を満たす。	5つ以上 4つ 3つ 2つ 1つ	5 4 3 2 1
成果目標 (7)	(初めて当該地区で栽培を行う薬用作物、又は、薬用作物の新植の促進に取り組む場合) 実施地区において、受益農業従事者以外に薬用作物の栽培に取り組む農業従事者が1人以上増加。	5人以上 4人 3人 2人 1人	5 4 3 2 1
成果目標 (8)	関連設備・機械の生産効率(単位時間当たり生産数量等)を直近値の5%以上向上。	13%以上 11%以上 9%以上 7%以上 5%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (9)	(人材確保策の検討に取り組む場合) 受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。	5人以上 4人 3人 2人 1人	5 4 3 2 1
成果目標 (10)	(加工・調製作業外部化促進に取り組む場合) 実施地区において、加工・調製作業の外部化に取り組む農業従事者数の割合を直近値に比べて3ポイント以上増加。	11ポイント以上 9ポイント以上 7ポイント以上 5ポイント以上 3ポイント以上	5 4 3 2 1

成果目標 (11)	(生産コストを踏まえた戦略的な生産・販売の推進に取り組む場合) 実施地区において、生産コストを踏まえた戦略的な生産・販売の推進に取り組む農業従事者数の割合を直近値に比べて3ポイント以上増加。	11ポイント以上	5
		9ポイント以上	4
		7ポイント以上	3
		5ポイント以上	2
		3ポイント以上	1

(注) 達成すべき評価項目欄の「ポイント」は、パーセントで表された数字同士の差を指す。

V 対象作物が薬用作物（漢方薬の原料以外向け）の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標 (1)	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の栽培面積を50%以上拡大。	90%以上	5
		80%以上	4
		70%以上	3
		60%以上	2
		50%以上	1
成果目標 (2)	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の合計の生産量を50%以上拡大。	90%以上	5
		80%以上	4
		70%以上	3
		60%以上	2
		50%以上	1
成果目標 (3)	実施地区において、事業で取り組む薬用作物の10aあたりの労働時間を5%以上削減。	25%以上削減	5
		20%以上削減	4
		15%以上削減	3
		10%以上削減	2
		5%以上削減	1
成果目標 (4)	種苗増殖実証に取り組む薬用作物について、1つ以上を種苗として供給。	5つ以上	5
		4つ	4
		3つ	3
		2つ	2
		1つ	1
成果目標 (5)	(初めて当該地区で栽培を行う薬用作物の場合) 事業実施後に実施地区において受益農業従事者以外に薬用作物の栽培に取り組む農業従事者が5人以上増加。	13人以上	5
		11人以上	4
		9人以上	3
		7人以上	2
		5人以上	1
成果目標 (6)	関連設備・機械の生産効率(単位時間当たり生産数量等)を直近値の5%以上向上。	13%以上	5
		11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1

成果目標 (7)	(人材確保策の検討に取り組む場合) 受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。	5人以上 4人 3人 2人 1人	5 4 3 2 1
成果目標 (8)	(加工・調製作業外部化促進に取り組む場合) 実施地区において、加工・調製作業の外部化に取り組む農業従事者数の割合を直近値に比べて3ポイント以上増加。	11ポイント以上 9ポイント以上 7ポイント以上 5ポイント以上 3ポイント以上	5 4 3 2 1
成果目標 (9)	(生産コストを踏まえた戦略的な生産・販売の推進に取り組む場合) 実施地区において、生産コストを踏まえた戦略的な生産・販売の推進に取り組む農業従事者数の割合を直近値に比べて3ポイント以上増加。	11ポイント以上 9ポイント以上 7ポイント以上 5ポイント以上 3ポイント以上	5 4 3 2 1

(注) 達成すべき評価項目欄の「ポイント」は、パーセントで表された数字同士の差を指す。

VI 対象作物が他の地域特産作物の場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標 (1)	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の栽培面積を5%以上増加。	13%以上 11%以上 9%以上 7%以上 5%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (2)	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の生産量を5%以上増加。	13%以上 11%以上 9%以上 7%以上 5%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (3)	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の10a当たりの労働時間を5%以上削減。	25%以上 20%以上 15%以上 10%以上 5%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (4)	受益地区において、事業で取り組む地域特産作物の10a当たりの収量を5%以上増加。	25%以上 20%以上 15%以上 10%以上 5%以上	5 4 3 2 1

成果目標 (5)	事業で取り組む地域特産作物について、1社以上の供給先を確保。	5社以上 4社 3社 2社 1社	5 4 3 2 1
成果目標 (6)	(初めて当該地区で栽培を行う地域特産作物の場合) 当該事業の受益農業従事者以外で、当該事業で生産に取り組む地域特産作物の栽培を行う農業従事者が3人以上増加。	7人以上 6人 5人 4人 3人	5 4 3 2 1
成果目標 (7)	関連設備・機械の生産効率(単位時間当たり生産数量等)を直近値の5%以上向上。	13%以上 11%以上 9%以上 7%以上 5%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (8)	(永年性工芸作物の改植等に取り組む場合) 事業実施年度の事業実施計画における永年性工芸作物の栽培面積に対する改植等の実施面積を1%以上増加。	5%以上 4%以上 3%以上 2%以上 1%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (9)	(人材確保策の検討に取り組む場合) 受益地区において、新たに人材を1人以上確保する。	5人以上 4人 3人 2人 1人	5 4 3 2 1
成果目標 (10)	(葉たばこ品質向上支援に取り組む場合) 受益地区において、事業で取り組む葉たばこの品質を3ポイント以上向上。 (事業実施計画における日本たばこ産業株式会社へ販売する葉たばこの総量に対するAタイプの割合)	11ポイント以上 9ポイント以上 7ポイント以上 5ポイント以上 3ポイント以上	5 4 3 2 1
成果目標 (11)	(葉たばこ品質向上支援に取り組む場合) 受益地区において、葉たばこの10a当たり販売額を1%以上増加。	5%以上 4%以上 3%以上 2%以上 1%以上	5 4 3 2 1
成果目標 (12)	(加工・調製作業外部化促進に取り組む場合) 実施地区において、加工・調製作業の外部化に取り組む農業従事者数の割合を直近値に比べて3ポイント以上増加。	11ポイント以上 9ポイント以上 7ポイント以上 5ポイント以上 3ポイント以上	5 4 3 2 1

成果目標 (13)	(生産コストを踏まえた戦略的な生産・販売の推進に取り組む場合) 実施地区において、生産コストを踏まえた戦略的な生産・販売の推進に取り組む農業従事者数の割合を直近値に比べて3ポイント以上増加。	11ポイント以上	5
		9ポイント以上	4
		7ポイント以上	3
		5ポイント以上	2
		3ポイント以上	1

(注) 達成すべき評価項目欄の「ポイント」は、パーセントで表された数字同士の差を指す。

VII 需要の創出に係る取組（作物共通）を行う場合

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
成果目標 (1)	開発した新商品を1つ以上販売開始。	5つ以上	5
		4つ	4
		3つ	3
		2つ	2
		1つ	1
成果目標 (2)	全出荷額又は全出荷量に占める、新商品の出荷額又は出荷量の割合を1%以上確保。 なお、新規作物について新商品開発を行う場合には、事業実施主体の農業販売額に占める新商品販売額の割合を1%以上確保。	5%以上	5
		4%以上	4
		3%以上	3
		2%以上	2
		1%以上	1
成果目標 (3)	新たな販路を1つ以上拡大。 なお、新たな販路の開拓には、取組前年度に販売実績の無い販売先に新たに販売を開始することに加え、既存販路において本事業の取組により新たに開発又は企画した商品の販売を開始することも含むこととする。	5つ以上	5
		4つ	4
		3つ	3
		2つ	2
		1つ	1
成果目標 (4)	契約取引量指数を直近値より7以上増加。	35以上	5
		28以上	4
		21以上	3
		14以上	2
		7以上	1
成果目標 (5)	生産効率（単位時間当たり生産数量等）を直近値の5%以上向上。	13%以上	5
		11%以上	4
		9%以上	3
		7%以上	2
		5%以上	1

第2 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成等

(1) 事業実施主体は、交付等要綱第4の2に基づき、別添1-2により本事業の事業実施計画を作成し、地方農政局長に提出するものとする。

この場合において、第1の1(1)イ(キ) aについては別添9の茶生産者グループ別事業実施計画一覧表及び別添10の品質向上戦略、第1の1(1)イ(キ) bについては別添21の薬用作物生産者グループ別新植支援実施計画一覧表、第1の1(1)イ(キ) cについては別添30の永年性工芸作物生産者グループ別改植等支援実施計画一覧表、第1の1(1)イ(ク)については別添39の茶・いぐさ農業機械等リース支援実施計画、第1の2(2)ア(キ)に基づき産地形成協働計画を策定した場合については別添47の産地形成協働計画、第4の5に基づき茶関連産業等と連携した新形態の大規模茶産地モデル形成(本要領第2の3(3)により優先枠の適用を受ける場合をいう。以下「大規模茶産地モデル形成」という。)に取り組む場合については別添48の大規模茶産地モデル形成プラン、第1の1(1)イ(コ)については別添49の生産者支援実施計画一覧表及び第1の1の(1)イ(サ)については産地と実需者等が連携して取り組み、本要領第2の3(4)により優先枠の適用を受ける場合については別添56の加工・調製作業外部化計画を作成し、事業実施計画と併せて提出するものとする。

- (2) 事業実施主体から地方農政局長に提出する事業実施計画等は、農産局長が別に定める公募要領により選定された補助金交付候補者の事業実施計画等を基に、地方農政局長の求めに応じて所要の調整を了したものとする。

また、事業実施計画等はあらかじめ、当該事業実施主体の主たる事務所が所在する都道府県又は市町村と調整を図るものとする。

- (3) 本要領本体第5の1のなお書に基づき定める事業実施計画の重要な変更は、次に掲げる事項であり、別添1及び別添1-2の事業実施計画書の変更をもって協議するものとし、これらに該当しない軽微な変更については、実績報告をもってこれに代えることができる。

ア リースにより導入する農業機械等又はリース利用者の変更

イ 第1の1(1)イ(キ)の取組における支援対象者の追加

ウ その他特に必要と認められる重要な変更

2 事業実施計画書の調整、事業実施計画書の変更に当たり留意すべき点

- (1) 第1の2(2)の事業の実施要件を全て満たしていること
(2) 当該事業の実施により成果目標が達成されることが見込まれること
(3) 取組の内容が、事業実施地区が所在する都道府県又は市町村と連携したものであること

- (4) リースにより農業機械等を導入しようとする場合は、以下のア及びイを満たすこと

ア 当該リース対象農業機械等の適正な利用が確実であると認められ、かつ、リース契約期間にわたり、十分な利用が見込まれること

イ 当該リース対象農業機械等の規模及び能力が、事業を実施する実証ほ、茶園等の面積の規模等からみて適正であり、かつ過大なものではないこと

- (5) 農業機械等の開発・改良を行うのに必要な農業機械等を購入しようとする場合は、以下のア及びイを満たすこと

ア 当該購入対象農業機械等の適正な利用が確実であると認められ、かつ、事業実施期間にわたり、十分な利用が見込まれること

イ 当該購入対象農業機械等の規模及び能力が、受益農業従事者数、受益地区等からみて適正であり、かつ過大なものではないこと

3 農業機械等のリース導入及び開発・改良に係る留意事項

(1) 共通

ア リース又は開発・改良を行う農業機械等の範囲

第1の1(1)イ(イ)、(ウ)、(カ)、(ク)及び(サ)並びにウ(イ)及び(ウ)に係るリース又は開発・改良を行う農業機械等の範囲は、成果目標の達成に寄与するものとし、第1の1(1)イ(イ)、(ウ)、(カ)及び(サ)並びにウ(イ)及び(ウ)については次に掲げる農業機械等は対象から除くものとする。なお、第1の1(1)イ(ク)の茶及びいぐさに係るリースを行う農業機械等の範囲は、第4の4のとおりとする。

(ア) トラクター、田植機、田植装置を備える栽培管理ビークル及び自脱型コンバイン

(イ) 共同利用施設の一部を構成する定置型の機械等

(ウ) 販売業者により設定されている小売希望価格（これが設定されていない場合には、一般的な実勢価格）が、消費税を除いて50万円未満又は原則400万円以上の農業機械等。

ただし、上限について地方農政局長が特に必要と認める場合においてはこの限りではない。この場合においては、理由や必要性等を記載した資料を事業実施計画書に添付するものとする。

(エ) 本事業による導入以前に利用された実績のある農業機械等

(オ) リース利用者が既に利用している農業機械等と同種・同程度のものへの更新とみなされる農業機械等

イ リース又は開発・改良の条件

助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険に加入すること。

(2) リース導入に係る留意事項

ア リース契約の条件

リース契約は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。なお、第1の1(1)イ(ク)に係るリース契約の条件については、上記のほか、第4の4のとおりとする。

(ア) 2により所要の調整を了した事業実施計画書に記載されたリース利用者に係るものであること。

(イ) リース事業者及びリース料がウ(ア)に定めるところにより決定されること。

(ウ) リース期間が法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。）以内であること。

イ リース料助成金の額の計算方法

第1の1(1)イ(イ)、(カ)、(ク)及び(サ)並びにウ(イ)及び(ウ)に定めるリースに係る助成金の額（以下「リース料助成額」という。）は、対象となる農業機械等ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、リース物件価格（農業機械等の実勢価格をいう。）及び残存価

格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体又はリース利用者が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を 365 で除した数値の小数第 3 位の数字を四捨五入して小数第 2 位で表した数値とする。

(ア) リース料助成額＝リース物件価格×(リース期間／法定耐用年数)×補助率

(イ) リース料助成額＝(リース物件価格－残存価格)×補助率

ウ リース等に係る手続

(ア) リース事業者及びリース料の決定

事業実施主体は、交付決定後、リース事業者に農業機械等を納入する事業者を、原則として一般競争入札により選定した上で、リース利用者と協議してリース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。また、事業実施主体は、交付等要綱第 18 の 1 の規定による実績報告書を提出する際は、入札結果報告を別添 2 により併せて地方農政局長に提出するものとする。

(イ) リース料助成金の支払

事業実施主体は、農業機械等を導入したリース利用者から助成金の請求があった場合には、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等により請求内容を確認の上、イにより算定されたリース料助成額の範囲内で、遅滞なく、当該リース利用者に対してリース料助成金を支払うものとする。ただし、当該リース利用者がリース料助成金の支払先としてリース事業者を指定した場合にあっては、当該リース事業者に支払うことができるものとする。

(ウ) リース料助成金の管理

事業実施主体は、農林水産省から交付された本事業に係る補助金を事業実施主体に滞留させることなく、リース利用者へリース料助成金として、適時適切に支払うよう努めなければならない。また、事業実施主体はリース料助成金を他の補助金、事務費等と区分して管理しなければならない。

(3) 開発・改良に係る留意事項

農業機械等の改良を行う事業実施主体は、交付決定後、事業実施主体に農業機械等を納入する事業者を原則として一般競争入札により選定した上で、農業機械等納入契約を締結する販売者及び購入価格を決定するものとする。また、事業実施主体は、交付等要綱第 18 の 1 の規定による実績報告書を提出する際は、入札結果報告を別添 2 により併せて地方農政局長に提出するものとする。

4 産地形成協働計画に係る留意事項

(1) 産地形成協働計画の作成に当たっては、取組初年度に協働体制の検討や産地内の合意形成のもと、各年度における取組内容を具体的に検討すること。

(2) 産地形成協働計画に定める取組期間については、当該計画を策定する取組初年度を含め 3 年度以内とする。2 年度目以降については、事業実施計画の提出の際、産地形成協働計画を添付し、当該計画に基づく段階的な取組を行うものとする。

ただし、各年度の取組結果を検証した上で、2 年度目以降の取組を変更することを妨げるものではない。

(3) 2 年度目以降については、取組初年度に定めた成果目標の達成に向けて、当該計画に基づく取組を行う場合に限り、事業実施計画の審査・採択においてポイントを

加算するが、2年度目以降の事業実施を事前に確約するものではない。

5 加工・調製作業外部化計画に係る留意事項

加工・調製作業外部化計画の作成に当たっては、産地関係者及び実需者等（集荷、加工、流通事業者含む）の連携のもと、対象作物及び産地の現状、外部化の検討等を行う作業工程及び内容、想定する外部化作業の実施者、連携する実需者等、外部化に向けた取組内容、産地内の実施体制、期待される効果等について、具体的に記載すること。

6 補助金の返還等

(1) 地方農政局長は、事業実施主体に交付した補助金に不用額が生じることが明らかになった場合にあつては、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることとする。

(2) 地方農政局長は、次に掲げる事由を確認するため、事業実施主体等に対して報告を求めることができるものとし、事業実施主体又はリース利用者のいずれかがこれらの事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、補助金の交付を中止し、又は既に交付した補助金の全部若しくは、一部についての返還を命ずることとする。

ア リース契約を解約又は解除したとき

イ 事業実施主体又はリース利用者のいずれかが事業を中止したとき

ウ リース物件が消滅又は消失したとき

エ 農業機械等の改良用に購入した物件が消滅又は消失したとき

オ 地方農政局長に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をしたとき

カ 締結されたリース契約が、3(2)アに定められたリース契約の条件に合致しないことが明らかとなったとき

キ 事業実施主体が第3の2に定める事業評価等の報告を怠ったとき

ク リースにおいて導入した農業機械等が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断するとき

ケ 実証ほの取組が継続されていないこと又は適切な栽培管理が行われていないことが明らかになったとき

コ 茶の改植等、薬用作物の新植及び永年性工芸作物の改植等の取組が継続されていないこと、茶の改植等の取組中の個々のメニューを別のメニューに切り替えて実施していること又は適切な栽培管理が行われていないことが明らかになったとき

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要領本体第6の1に基づき、別添3により事業実施状況報告書を作成し、事業実施年度の翌年度の7月末までに地方農政局長に報告するものとする。ただし、農業機械等について、本事業においてリースによる導入を行った場合は、事業実施年度の翌年度からリース契約終了年度までの間についても、毎年度、別添3により事業実施状況報告書を作成し、翌年度の7月末までに地方農政局長に報告するものとする。

なお、茶の改植等の促進の取組については第4の1、農業機械等リース支援の取組については、第4の4に定めるところによるものとする。

2 事業の評価及び改善指導

(1) 事業実施主体は、本要領本体第7の1(1)に基づき、別添4により地方農政局長に提出するものとする。

ただし、栽培実証ほの設置等並びに茶の改植等、薬用作物の新植及び永年性工芸作物の改植等の促進の取組については、実施する各取組の成果目標年度のうち、最後のものの翌年度に、全ての取組の事業評価の報告を行うものとする。

(2) 地方農政局長は、(1)の事業評価が適切になされていないと判断する場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を行うよう指導するものとする。

第4 その他

1 茶の改植等について

茶の改植等の実施に当たっては、上記に定めるもののほか、以下に定めるところによるものとする。

(1) 定義

本事業について、以下のアからスまでに掲げる用語の定義は、当該アからスまでに定めるところによる。

ア 改植（移動改植を含む。）

茶園において、樹体を根本から切断（以下「伐採」という。）し、抜根又は枯死させた後、伐採した茶樹と同規模の優良品種系統等の茶樹を新たに植栽することをいい、移動改植を含むものとする。

イ 移動改植

茶園において伐採を実施した後、伐採した茶樹と同規模の優良品種系統等の茶樹を、当該茶園以外の農地において、新たに植栽することをいう。

ウ 新植

優良品種系統等の茶樹を、放任茶園や他品目の畑地等へ植栽することをいう。

エ 棚施設を利用した栽培法への転換

茶製品の付加価値向上を目的とし、露地栽培の茶園の上部と側面を資材で覆うための棚施設を設置し、露地栽培から栽培法を転換することをいう。

オ 台切り

茶園の若返りを図るため、茶園の地際部から地上15センチメートルまでの高さ（地域における栽培指導指針又はこれに準じるものにおいて別に高さを定めている場合にあっては、当該高さ）で茶樹を切断することをいう。

カ 茶園整理

品質向上戦略に位置付けられた茶園において伐採を実施した後、抜根することをいう。

キ 直接被覆栽培への転換

てん茶を生産することを目的として、てん茶の生産に適した品種に限り、茶園を被覆資材で直接被覆する栽培法に転換することをいう。

ク 有機栽培への転換

有機 JAS 等認証と同等以上の取組を行う栽培法に転換することをいう。

ケ 簡易な園地整備

地域別農業振興計画が策定された地域において、有機栽培やてん茶への転換を目的として行う改植（移動改植は含まない。）又は新植（放任茶園へ植栽する場合に限る。）と併せて行う、作業道や乗用型機械の旋回に必要な枕地等の整備のことをいう。

コ 輸出向け栽培体系への転換

輸出先国の残留農薬基準に対応し、農薬の変更や農薬のドリフト防止措置を行い、栽培法を転換することをいう。

サ 未収益支援

改植等（茶園整理、直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入、有機栽培への転換に必要な資材の導入、有機栽培やてん茶への転換に必要な簡易な園地整備、輸出向け栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農薬分析を除く。）の実施後、未収益となる期間に要する経費の一部を支援することをいう。

シ 支援対象年度

交付決定の日から当該年度の3月31日までの期間をいう。

ス 支援対象面積

茶の生産者が行う支援対象年度ごとの改植等の面積として、（6）に定める方法により算定した面積をいう。

（2）事業内容

ア 事業概要

本事業は、事業実施主体が、イ及びウに定める要件を満たす茶の生産者に対し、エに定めるところにより補助金を交付する事業とする。

イ 支援の対象となる生産者

本事業により事業実施主体から補助金の交付を受けようとする茶の生産者（以下第4の1において「支援対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす茶生産者グループ（荒茶加工施設を中心とした茶の生産者グループをいう。以下同じ。）に参画している者でなければならない。

（ア）茶生産者グループに参画している支援対象者の支援対象年度における支援対象面積の合計が、20アール以上であること、又は当該茶生産者グループに参画する全ての支援対象者の茶園面積の合計の1割以上を占めていること。

（イ）茶生産者グループに参画している支援対象者に65歳未満の者が含まれること。

（ウ）茶生産者グループに参画している支援対象者のうち、当該茶生産者グループごとに、少なくとも1経営体以上が、以下のa又はbに該当すること。

a 地域計画において、目標地図に現に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること。

b 農地中間管理機構から農地を現に借り受け、又は借り受けることが見込まれること。

（エ）エの（イ）に掲げる改植に伴う未収益支援を受ける場合は、次の取組を行うこと。

- a 40 アール以上又は改植実施面積の1割以上について異なる品種への改植を行うこと
- b 次の(a)から(e)までの5項目から2項目以上を選択し、課題解決に向けた取組を行うこと
 - (a) ドローン、無人摘採機等を活用した労働力削減に資する先端技術の実証ほの設置
 - (b) 新たに導入した品種の栽培技術の確立に資する実証ほの設置
 - (c) 生産コストの低減に資する土壌分析に基づく適正な施肥の実施や点滴施肥技術の導入
 - (d) 機械化作業体系に資する茶樹の畝方向の統一化
 - (e) 国内マーケットの新規創出に向けた発酵茶・半発酵茶等の栽培・加工の取組の実施
- (オ) エ(キ)及び(ク)に掲げる茶園整理の支援を受ける場合は、茶園整理を実施したほ場の適切な土地利用計画を策定すること。
- (カ) エ(シ)に掲げる有機栽培への転換に必要な簡易な園地整備の支援を受ける場合は、有機栽培への適性が認められる茶品種の植栽及び有機転換を行うこと。
- (キ) 運営に係る規約その他の規程が定められていること。
- (ク) 生産者グループの中心とする荒茶加工施設は、原則として、茶生産者グループを構成する茶の生産者が改植等を実施する年度の前年度(前年度において、土地改良事業又は災害復旧事業の実施により茶が生産されなかった場合にあっては、当該事業の実施年度の前年度)において、当該茶の生産者からの出荷実績が最も多い荒茶加工施設であること。
- ウ 支援の対象となる茶園

支援対象者の茶園は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

 - (ア) 改植等(新植及び茶園整理を除く。)を行う場合にあっては、支援対象年度の前年度まで、茶園として通常の収穫が見込まれるよう適切な栽培管理が行われていること。
 - (イ) エ(ア)から(エ)までに掲げる未収益支援を受けるとともにエ(オ)に掲げる改植・新植及びエ(カ)に掲げる新植を行う場合には、地域計画の区域内(地域計画の区域内に含まれることが確実な場合も含む。)であり、目標地図に位置付けられている者又は位置付けられることが確実と見込まれる者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地であること。
 - (ウ) 地域の実情に照らし、通常の収穫が見込まれる植栽密度を有し、かつ、改植等(新植及び茶園整理を除く。)実施後においても同等の植栽密度を有することが見込まれる茶園であること。
 - (エ) 当該茶園が、茶産地の収益力の強化と農業者の経営安定を図るため、事業実施主体が策定する品質向上戦略に定めた地域内にあること。
 - (オ) 当該茶園について、農地法(昭和27年法律第229号)第4条又は第5条に基づく農地転用の許可申請書が提出されていないこと。ただし、エ(キ)に掲

げる茶園整理についてはこの限りではない。

- (カ) 当該茶園を農地以外のものにするを前提とした所有権の移転又は賃貸借等の使用収益権の設定若しくは移転に関する協議が現に行われ、又は整った茶園でないこと。ただし、エ（キ）に掲げる茶園整理についてはこの限りではない。
- (キ) 過去に本事業を含む国庫補助事業による支援を受けて、第1の1の（1）のイ（キ）に定める取組のうち同一内容の取組を実施していないこと。
- (ク) 本事業以外の国庫補助事業又は地方公共団体の補助事業により改植等が行われる茶園でないこと。ただし、未収益支援についてはこの限りではない。
- (ケ) エ（ク）に掲げる茶園整理をする茶園にあっては、支援対象年度に他品目転換のための酸度矯正の取組を行い、目標年度までに他品目への転換を実施すること。
- (コ) エ（サ）に掲げる有機栽培への転換に必要な資材の導入を実施する茶園及びエ（シ）に掲げる有機栽培やてん茶への転換に必要な簡易な園地整備を実施する茶園のうち有機栽培への転換を行う場合にあっては、目標年度までに有機 JAS 等の有機栽培に係る第三者認証を取得すること。
- (サ) エ（ス）に掲げる輸出向け栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農薬分析を実施する茶園にあっては、生産された茶について目標年度までに残留農薬分析を実施し、輸出対応可能な茶として販売すること。

エ 補助金の算定方法

事業実施主体が支援対象者に交付する補助金の総額は、次に掲げる支援内容の区分に応じ、支援内容ごとの支援対象面積に 10 アール当たり単価の欄に掲げる金額を乗じて得た金額とする。ただし、（シ）については、その実施に必要な経費につき2分の1以内とし、助成額の上限は、市町村の区域または農業協同組合の事業区域あたり 100 万円とする。

支援内容	10アール当たり単価
(ア) 改植・新植に伴う未収益支援①	141,000円
(イ) 改植に伴う未収益支援②	181,000円
(ウ) 棚施設を利用した栽培法への転換に伴う未収益支援	40,000円
(エ) 台切りに伴う未収益支援	70,000円
(オ) 改植支援	152,000円
(カ) 新植支援	120,000円
(キ) 茶園整理①	50,000円
(ク) 茶園整理②	80,000円
(ケ) 棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入	100,000円
(コ) 直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入	100,000円
(サ) 有機栽培への転換に必要な資材の導入	100,000円
(シ) 有機栽培やてん茶への転換に必要な簡易な園地整備	定率（1/2 以内）
(ス) 輸出向け栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農薬分析	50,000円

(注) 上記の（ア）から（ス）までに挙げる支援内容のうち、下表で○を付した組み合わせについては同時に取り組むことができる。

支援内容	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	(ケ)	(コ)	(サ)	(シ)	(ス)
(ア)					○	○					○	○	○
(イ)					○						○	○	○
(ウ)									○		○	○	○
(エ)											○	○	○
(オ)	○	○									○	○	○
(カ)	○										○	○※	○
(キ)													
(ク)													
(ケ)			○								○	○	○
(コ)											○	○	○
(サ)	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○
(シ)	○	○	○	○	○	○※			○	○	○		○
(ス)	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	

※放任茶園を対象とした新植に限る。

(3) 事業実施主体及び事業実施区域

ア 第1の2(1)の定めについては、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

- (ア) 事業の適切な運営を図ることができる団体であること。
- (イ) 代表者の定めがあること。
- (ウ) 事業実施主体の構成員に茶の生産者又は生産団体が含まれていること。
- (エ) 国の助成等の事務手続を適正かつ効率的に行うため、事業実施主体としての意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした事業実施主体の運営等に係る規約その他規程が定められていること。
- (オ) (2) エ(ス)に掲げる輸出向け栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農薬分析を実施する場合は、GFPコミュニティサイトへの登録を行っていること。

イ 事業実施区域は、原則として、市町村の区域とする。ただし、事業の適切かつ円滑な実施のために必要と認める場合にあっては、都道府県の区域を事業実施区域として設定することができる。

また、事業実施主体が農業協同組合の場合には、農業協同組合の事業区域を事業実施区域として設定することができる。

(4) 事業実施手続

第2の1(1)の茶生産者グループ別事業実施計画一覧表及び品質向上戦略の手続は、次のとおりとする。

ア 茶生産者グループ別事業実施計画一覧表及び品質向上戦略

- (ア) 事業実施主体は、別添9により茶生産者グループ別事業実施計画一覧表を作成し、かつ、別添10により品質向上戦略を作成し、別添1とともに地方農政

局長に提出するものとする。

(イ) 事業実施主体は、(ア)の茶生産者グループ別事業実施計画一覧表の作成に当たり、事業実施区域内の茶生産者グループから、別添 11 により茶生産者グループ別事業実施計画書の、別添 12 により生産者別改植等事業実施計画書の提出を受け、その内容を審査するものとする。

(ウ) 改植作業において、定植の時期が翌年度の4月となる産地については、翌年度において本事業の予算が確保でき、公募で採択された場合に支援を行うものとし、事業の申請時に別添 11-2 を作成するものとする。

(エ) (ア) から (ウ) までの規定は、茶生産者グループ別事業実施計画一覧表、茶生産者グループ別事業実施計画書、生産者別改植等事業実施計画書及び品質向上戦略の変更について、準用する。

イ 実施確認のための関係書類の作成

(ア) 事業実施主体は、茶生産者グループから提出を受けたア(イ)の生産者別改植等事業実施計画書において改植等を行うこととされている茶園が(2)ウに掲げる要件を満たすことを事業に着手する前に確認するため、(7)に定めるところにより、茶生産者グループから事前確認資料を提出させるものとする。

(イ) 事業実施主体は、別添 13 及び別添 14 により、支援対象者が改植等を行ったことを確認するための確認の時期、確認体制、確認の方法等について定めた確認計画と確認野帳を策定するものとする。

ウ 事業実績報告及び補助金の交付手続

(ア) 事業実施主体は、毎年度、茶生産者グループから、別添 15 により支援対象年度ごとの(5)ア(カ) bに定める実施確認結果の通知を受けた支援対象者について、事業実績報告書兼補助金交付請求書(以下「報告・請求書」という。)の提出を受けるものとする。

(イ) 事業実施主体は、報告・請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の額を確定し、茶生産者グループに対し、別添 16 により補助金の額の確定通知書を通知するとともに、支援対象者に対し、補助金を交付する。

この場合において、事業実施主体は、茶生産者グループを通じて支援対象者に対し補助金を交付することができるものとする。

(5) 事業実施確認・報告

ア 実施確認の報告

事業実施主体が行う実施確認については、次のとおりとする。

(ア) (4)イ(ア)に定める確認(以下第4の1において「事前確認」という。)は、当該(4)イ(ア)により提出を受けた事前確認資料により行うものとする。ただし、事業実施主体は、事前確認資料のみでは確認が困難であると判断する場合には、現地確認を行うものとする。

(イ) 事業実施主体は、(4)イ(イ)に定める確認(以下第4の1において「事後確認」という。)に当たっては、以下の事項を現地で確認するものとする。

a 改植等の取組が確実に実施されたこと。

b 実際の支援対象面積(ただし、有機栽培やてん茶への転換に必要となる簡易な園地整備については計測不要とする。)

- c 改植を行った場合にあっては、新たに植栽した茶樹の品種名
 - d 移動改植を行った場合にあっては、移動前の茶園が引き続き茶園として使用されていないこと。
 - e 茶園整理を行った場合にあっては、当該茶園の伐採及び抜根が完了していること。酸度矯正の取組の場合は、当該茶園の伐採及び抜根が完了し、酸度矯正の取組が実施されていること。
 - f 棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入を行った場合にあっては、棚施設が設置されるとともに、導入した被覆資材により、茶園の上部と側面が覆われていること。
 - g 直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入を行った場合にあっては、導入した被覆資材により、茶樹が覆われていること。
 - h 有機栽培への転換に必要な資材の導入又は有機栽培やてん茶への転換に必要な簡易な園地整備のうち有機栽培への転換を行った場合にあっては、転換後に有機 JAS 等認証と同等以上の栽培管理が行われていること。
 - i 有機栽培やてん茶への転換に必要な簡易な園地整備のうちてん茶への転換を行った場合にあっては、棚施設等を利用して茶園の上部と側面が被覆資材で覆われていること、または被覆資材により茶樹が直接覆われていること。
 - j 輸出向け栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農薬分析を行った場合にあっては、農薬の変更や農薬のドリフト防止措置が実施されていること。
- (ウ) 事業実施主体は、事後確認に当たり、必要に応じ、支援対象者や茶生産者グループの代表者等の立ち会いを求めるとともに、支援対象者に対して関係書類の提出を依頼するものとする。
- (エ) 事業実施主体は、現地における事後確認を円滑に実施するため、必要に応じ、関係機関に対し協力を依頼するものとする。
- (オ) 確認業務の委託
- 事業実施主体は、(ア)及び(イ)に係る確認業務を次の a から d までに掲げる要件を全て満たす組織に委託することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、当該組織が確認業務を適切に行っているかどうかについて確認を行うこととする。
- a 法人格を有していること。
 - b 実施確認に必要な技術的な能力を有していること。
 - c 実施確認を適正に行うための手続、体制等に関する規約その他の規定が定められていること。
 - d 当該組織又は当該組織の構成員が、受託しようとする確認業務における確認対象に含まれる茶生産者グループの構成員になっていないこと。
- (カ) 実施確認結果の通知
- a 事業実施主体は、事後確認を行った場合は、茶生産者グループに対し、別添 17 により確認結果を通知する。
 - b a の通知を受けた茶生産者グループは、構成員となっている支援対象者に

対し、遅滞なく、事業実施主体から通知された確認結果を別添 18 により通知するものとする。

イ 事業実施状況の報告

本要領本体第 6 の 1 の報告について、事業実施主体は、第 1 の 4 (2) イに規定する目標年度までの間、それぞれ、事業の実施状況の確認を行い、改植等の取組の態様が継続され、かつ、地域における栽培指導指針又はこれに準じるものに基づいて施肥、防除等の栽培管理等が行われていることを確認し、毎年度、別添 3-2 により事業実施状況報告書を作成し、別添 19 を付して翌年度の 7 月末日までに地方農政局長に報告するものとする。

ウ 補助金の返還

事業実施主体は、イの事業実施状況の確認をした結果、改植等の取組の態様が継続していないこと及び適切な栽培管理が行われていないことが明らかになった場合は、支援対象者に対し、補助金の返還を命じるものとする。

ただし、次に掲げる場合にあっては、この限りではない。

- (ア) 補助金の交付を受けた支援対象者が未収益の期間中に、当該茶園について、他の農業者に譲渡又は貸付けを行った場合において、改植等の取組の態様が継続されており、かつ、適切な栽培管理が行われていることが明らかな場合。
- (イ) 気象災害等により茶園が崩壊し、茶園に設置した棚施設の崩壊や茶樹の枯死、事業で整備した園内道の崩落など、改植等の取組の態様が継続できないことが明らかな場合において、実施状況の確認を行った年度の翌年度までに、棚施設の復旧工事、茶樹の植栽、簡易な園地整備の復旧等を行い、栽培指導指針等に即して、施肥、防除等の栽培管理が行われることが確実と見込まれる場合。

(6) 支援対象面積の算定方法について

ア 範囲

支援対象面積の範囲は、畦畔、枕地、法面等茶が植栽されていない面積を含まない本地面積とし、支援内容ごとに、それぞれ次に掲げるものとする。

(ア) 改植（移動改植を除く。）

伐採し、抜根又は枯死させた後、茶樹を新たに植栽した面積（ただし、伐採した面積を上限とする。）

(イ) 移動改植

茶園において伐採を実施した後、当該茶園以外の農地において茶樹を植栽した面積（ただし、伐採した面積を上限とする。）

(ウ) 新植

優良品種系統等の茶樹を、放任茶園や他品目の畑地等へ植栽した面積

(エ) 棚施設を利用した栽培法への転換

露地栽培の茶園の上部と側面を資材で覆うための棚施設を設置する面積

(オ) 台切り

茶園の地際部から地上 15 センチメートルまでの高さで茶樹を切断する面積

(カ) 茶園整理

茶樹の伐採及び抜根を行った面積（酸度矯正の取組の場合は、茶樹の伐採、抜根及び酸度矯正の取組を行った面積）

- (キ) 棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入
露地栽培の茶園の上部と側面を資材で覆うための棚施設を設置する面積
- (ク) 直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入
てん茶の生産を目的とし、茶期中に茶園を被覆資材で直接被覆する面積
- (ケ) 有機栽培への転換に必要な資材の導入
有機 JAS 等認証と同等以上の取組を行う面積
- (コ) 輸出向け栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農薬分析
輸出向け栽培体系への転換を行った面積

イ 測定方法

次のいずれかの方法により測定するものとする。

(ア) 実測

現地において実測を行う。

(イ) 図測

原則、2,500 分の 1 以上の縮尺図等の図測により行う。なお、2,500 分の 1 未満 5,000 分の 1 以上の縮尺図等の図測による場合は、当該図測面積に 0.95 を乗じた数値を支援対象面積とするものとする。

(ウ) 公的資料等に記載された面積の活用

国土調査結果、土地登記簿、固定資産課税台帳及び共済加入申請書のうち当該茶園面積を表すのに最適であると判断される公的資料等に記載された面積とする。

(エ) その他

(ア) から (ウ) までにより測定し難い場合であって、かつ、合理的な理由がある場合には、事業実施主体が別に定める方法により茶園面積を把握することができるものとする。

ウ 畦畔面積の算出について

土地登記簿等に記載された面積が、畦畔の面積を含んでいる場合にあっては、畦畔の状況がおおむね類似している地域ごとに、次のいずれかにより算出した平均畦畔率を用いて畦畔面積を算出し、これを土地登記簿等に記載された面積から差し引いて計算するものとする。

(ア) 対象茶園を抽出した後、実測して求めた平均畦畔率

(イ) 図面上の測量により求めた平均畦畔率（ほ場整備事業完了地区等茶園の区画が整理されている地域に限る。）

(7) 事前確認に必要な資料について

事業実施主体が事前確認を行うために必要な資料として支援対象者が提出する資料とは、次に掲げる資料とする。

支援内容	事前確認を行うために必要な資料
ア 改植、新植に伴う未収益支援及び改植支援	<p>【同一茶園の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改植を行う前の茶園写真 <p>ただし、写真が準備できない場合には、改植前の茶園が分かる資料として、次のいずれかのものを準備すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写しなど客観的に証明できる資料

	<p>【移動改植の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茶樹の伐採を実施する前の茶園写真及び改植を実施する前の農地の写真 ただし、写真が準備できない場合には、移動改植元の茶園又は移動改植先の農地が分かる資料として、次のいずれかのを準備すること。 (移動改植元の茶園の場合) (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写しなど客観的に証明できる資料 (移動改植先の農地の場合) (ウ) 現況の写真（更地の状況） (エ) 客観的に証明できる資料 <p>【新植の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新植を行う前の農地の写真 ただし、写真が準備できない場合には、新植を行う農地が分かる資料として、次のいずれかのを準備すること。 (ア) 現況の写真（更地の状況） (イ) 客観的に証明できる資料 ・災害復旧事業や土地改良事業等を活用して新植を行う場合、災害復旧事業等を実施する前の茶園写真及び新植を実施する前の農地の写真 ただし、写真が準備できない場合には、災害復旧事業や土地改良事業等の実施前の茶園が分かる資料として、次のいずれかのを準備すること。 (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写しなど客観的に証明できる資料
イ 棚施設を利用した栽培法への転換に伴う未収益支援	<ul style="list-style-type: none"> ・棚施設を設置する前の茶園写真 ただし、写真が準備できない場合には、棚施設を設置する前の茶園が分かる資料として、以下のいずれかのを準備すること。 (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写し (ウ) 棚施設の工事費明細書など工期等が客観的に証明できる資料
ウ 台切りに伴う未収益支援	<ul style="list-style-type: none"> ・台切りを実施する前の茶園写真 ただし、写真が準備できない場合には、台切りを行う前の茶園が分かる資料として、次のいずれかのを準備すること。 (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写しなど客観的に証明できる資料
エ 茶園整理	<ul style="list-style-type: none"> ・茶樹の伐採及び抜根を実施する前の茶園写真 ただし、写真が準備できない場合には、抜根前の茶園が分かる資料として、次のいずれかのを準備すること。 (伐採及び抜根前の茶園の場合) (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写しなど客観的に証明できる資料
オ 棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・棚施設を設置する前の茶園写真 ただし、写真が準備できない場合には、棚施設を設置する前の茶園が分かる資料として、以下のいずれかのを準備すること。 (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写し (ウ) 棚施設の工事費明細書など工期等が客観的に証明できる資料
カ 被覆栽培への転換に必要な資材の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・直接被覆栽培に転換する前の茶園写真 ただし、写真が準備できない場合には、被覆栽培に転換する前の茶園が分かる資料として、以下のいずれかのを準備すること。 (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写し
キ 有機栽培への転換に必要な資	<ul style="list-style-type: none"> ・有機栽培に転換する前の茶園写真 ただし、写真が準備できない場合には、有機栽培に転換する前の茶園が分かる資料として、

材の導入	以下のいずれかのものを準備すること。 (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写し
ク 有機栽培やてん茶への転換に必要な園地整備	・有機栽培やてん茶への転換に伴う園地整備を実施する前の茶園写真 ただし、写真が準備できない場合には、園地整備実施前の茶園が分かる資料として、以下のいずれかのものを準備すること。 (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写し (ウ) 園地整備の工事費明細書など工期等が客観的に証明できる資料
ケ 輸出向け栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農薬分析	・輸出向け栽培体系に転換する前の茶園写真 ただし、写真が準備できない場合には、輸出向け栽培体系に転換する前の茶園が分かる資料として、以下のいずれかのものを準備すること。 (ア) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (イ) 栽培日誌の写し

2 薬用作物の新植について

第1の1(1)イ(キ) bの薬用作物の新植の支援の実施に当たっては、上記に定めるもののほか、以下に定めるところによるものとする。

(1) 事業内容

ア 支援の対象となる生産者

本事業により事業実施主体から補助金の交付を受けようとする薬用作物の生産者（以下第4の2において「支援対象者」という。）は、次のいずれかの取組を現に行い、又は行うことを予定する生産者グループに参画している者でなければならない。

(ア) 栽培実証ほの設置等

(イ) 関連設備・農業機械の開発・改良

(ウ) 消費者・実需者等のニーズ把握及び連携強化

(エ) 実需者等と連携した商品開発

イ 支援の対象となる薬用作物

支援対象者が栽培する薬用作物は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

(ア) 収穫年を除く栽培年数が、1年以上4年以下の薬用作物であること。

(イ) 実需者との間で契約が締結され、事業実施年度内に播種又は植え付けを行うものであること。

(ウ) 2年目以降、前年度と同一ほ場において適切な肥培管理が行われ、継続して栽培されているものであること。

(エ) 本事業以外の国庫補助事業により未収益期間の支援が行われる薬用作物ではないこと。

(オ) 事業実施主体又はその構成員（製薬企業等と契約を行う農業協同組合や生産組合等をいう。以下「契約団体」という。）が、製薬企業等との間で、従来当

該製薬企業等に対して生薬原料として供給したことの無い品目を生薬原料として供給する旨の契約を締結する場合における、当該契約の対象となる品目（以下「契約品目」という。）であって、契約団体に属する生産者が当該契約に基づき作付けを行うものであること。

ただし、契約の対象となる面積や数量が拡大した等の事情により、次年度以降、同一生産者が別のほ場において作付けを行う契約品目（以下「追加栽培分」という。）も契約対象とする場合には、追加栽培分も支援対象とすることができるものとする。この場合において、追加栽培分（新生産者栽培分について準用する場合を含む。）への支援は、各生産者の初年度作付分の未収益期間内に限り行うものとする。

なお、次年度以降、当該契約に基づく栽培に新たに参加する生産者（以下「新生産者」という。）が作付けを行う契約品目（以下「新生産者栽培分」という。）も契約対象とする場合にあっては、製薬企業等と契約団体との初年度契約分の未収益期間内に新生産者が作付けを行うときに限り、新生産者栽培分も支援対象とすることができるものとする。この場合において、契約団体が作付けを開始した翌年度以降に新生産者が作付けを行うときは、追加栽培分に関する定めを準用する。

ウ 補助金の算定方法

(ア) 事業実施主体が支援対象者に交付する補助金の額は、支援対象面積 10 アール当たり 40,000 円とする。

(イ) 本事業における支援対象年度は、交付決定の日から当該年度の 3 月 31 日までの期間とし、支援対象面積は、支援対象者が行う支援対象年度ごとの支援対象となる薬用作物の栽培面積として、(ウ) に定める方法により算定した面積とする。

(ウ) 支援対象面積の算定方法

a 範囲

支援対象面積の範囲は、畦畔、枕地、法面等の薬用作物が栽培されていない面積を含まない本地面積とする。

b 測定方法

次のいずれかの方法により測定するものとする。

(a) 実測

現地において実測を行う。

(b) 図測

原則、2,500 分の 1 以上の縮尺図等の図測により行う。なお、2,500 分の 1 未満 5,000 分の 1 以上の縮尺図等の図測による場合は、当該図測面積に 0.95 を乗じた数値を支援対象面積とするものとする。

(c) 公的資料等に記載された面積の活用

国土調査結果、土地登記簿、固定資産課税台帳及び共済加入申請書のうち薬用作物栽培ほ場の面積を表すのに最適であると判断される公的資料等に記載された面積とする。

(d) その他

(a) から (c) までにより測定し難い場合であって、かつ、合理的な理由がある場合には、事業実施主体が別に定める方法により薬用作物栽培ほ場の面積を把握することができるものとする。

c 畦畔面積の算出について

土地登記簿等に記載された面積が、畦畔の面積を含んでいる場合にあっては、畦畔の状況がおおむね類似している地域ごとに、次のいずれかにより算出した平均畦畔率を用いて畦畔面積を算出し、これを土地登記簿等に記載された面積から差し引いて計算するものとする。

(a) 対象ほ場を抽出した後、実測して求めた平均畦畔率

(b) 図面上の測量により求めた平均畦畔率（ほ場整備事業完了地区等ほ場の区画が整理されている地域に限る。）

(2) 事業実施主体及び事業実施区域

ア 第1の2(1)の定めは、事業実施主体が、次に掲げる要件を全て満たすこととする。

(ア) 事業の適切な運営を図ることができる団体であること。

(イ) 代表者の定めがあること。

(ウ) 事業実施主体の構成員に薬用作物の生産者又は生産団体が含まれていること。

(エ) 国の助成等の事務手続を適正かつ効率的に行うため、事業実施主体としての意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした事業実施主体の運営等に係る規約その他規程が定められていること。

イ 事業実施区域は、原則として、市町村の区域とする。

なお、事業実施主体が農業協同組合の場合には、農業協同組合の事業区域を事業実施区域として設定することができる。

(3) 事業実施の手続

ア 薬用作物生産者グループ別新植支援実施計画一覧表

(ア) 事業実施主体は、別添21により薬用作物生産者グループ別新植支援実施計画一覧表を作成し、別添1とともに地方農政局長に提出するものとする。

(イ) 事業実施主体は、(ア)の薬用作物生産者グループ別新植支援実施計画一覧表の作成に当たり、事業実施区域内の薬用作物生産者グループから、別添22-1により薬用作物生産者グループ別新植支援実施計画書及び別添23により生産者別薬用作物新植支援実施計画書の提出を受け、その内容を審査するものとする。

(ウ) (ア)及び(イ)の規定は、薬用作物生産者グループ別新植支援実施計画一覧表、薬用作物生産者グループ別新植支援実施計画書及び生産者別薬用作物新植支援実施計画書を変更する場合にこれを準用する。

イ 実施確認のための関係資料の作成

(ア) 事業実施主体は、薬用作物生産者グループから提出されたア(イ)の生産者別薬用作物新植支援実施計画書の内容の審査において、契約栽培等を行っている薬用作物が(1)イに掲げる要件を満たすことを確認(以下第4の2にお

いて「事前確認」という。) するため、次のとおり、薬用作物生産者グループから事前確認資料を提出させるものとする。

- a 初めての契約であることが確認できる資料（契約書の写し、実需者の証明書など）
- b 栽培期間（収穫年を除く栽培年数）が確認できる書類
- c 栽培予定のほ場の番地等が確認できる資料

(イ) 事業実施主体は、別添 24 及び別添 25 により、支援対象者が契約による薬用作物の栽培を行っていることを確認（以下第 4 の 2 において「事後確認」という。）するための確認の時期、確認体制、確認の方法等について定めた確認計画と確認野帳を策定するものとする。

ウ 事業実績報告及び補助金の交付手続

(ア) 事業実施主体は、薬用作物生産者グループに対し、別添 26 により（4）ア（カ）b の通知を受けた支援対象者の事業実績報告書兼補助金交付請求書（以下「報告・請求書」という。）を提出させるものとする。

(イ) 事業実施主体は、報告・請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の額を確定し、薬用作物生産者グループに対し、別添 27 により補助金の額の確定通知書を通知するとともに、支援対象者に対し、補助金を交付する。

この場合において、事業実施主体は、薬用作物生産者グループを通じて支援対象者に対し補助金を交付することができるものとする。

(4) 事業実施確認・報告

ア 実施確認の報告

事業実施主体が行う実施確認については、次のとおりとする。

(ア) 事業実施主体は、（3）イ（ア）により作成した事前確認資料により確認を行うものとする。

ただし、事業実施主体は、事前確認資料のみでは確認が困難であると判断する場合には、現地確認を行うものとする。

(イ) 事業実施主体は、事後確認として、以下の事項を現地で確認するものとする。

- a 栽培が確実に実施されていること
- b 栽培されている薬用作物
- c 実際の支援対象面積

(ウ) 事業実施主体は事後確認に当たり、必要に応じ支援対象者や薬用作物生産者グループの代表者等の立ち会いを求めるとともに、支援対象者に対して関係書類の提出を依頼するものとする。

(エ) 事業実施主体は、現地における確認を円滑に実施するため、必要に応じ関係機関に対し協力を依頼するものとする。

(オ) 確認業務の委託

事業実施主体は、（ア）及び（イ）に係る確認業務を次に掲げる要件を満たす組織に委託することができるものとする。ただし、この場合においても、事業実施主体は、当該組織が確認業務を適切に行っているかどうかについて確認を行うこととする。

- a 法人格を有していること。
- b 実施確認に必要な技術的な能力を有していること。
- c 実施確認を適正に行うための手続、体制等に関する規約その他の規定が定められていること。
- d 当該組織又は当該組織の構成員が、受託しようとする確認業務における確認対象に含まれる薬用作物生産者グループの構成員になっていないこと。

(カ) 実施確認結果の通知

- a 事業実施主体は、事後確認を行った場合は、薬用作物生産者グループに対し、別添 28 により確認結果を通知する。
- b a の通知を受けた薬用作物生産者グループは、構成員となっている支援対象者に対し、遅滞なく、事業実施主体から通知された確認結果を別添 29 により通知するものとする。

イ 実施状況の報告

本要領本体第 6 の 1 の報告について、事業実施主体は、第 1 の 4 (2) ウに規定する目標年度までの間、それぞれ、事業の実施状況の確認を行い、新植の取組の様子が継続され、かつ、地域における栽培指導指針又はこれに準じるものに基づいて施肥、防除等の栽培管理等が行われていることを確認し、毎年度、別添 3-2 により事業実施状況報告書を作成し、別添 44 を付して翌年度の 7 月末日までに地方農政局長に報告するものとする。

ウ 補助金の返還

事業実施主体は、イの事業実施状況の確認をした結果、薬用作物の栽培が継続されておらず、適切な栽培管理が行われておらず、又は事業実施年度内に契約の締結が行われていないことが明らかになった場合には、支援対象者に対し補助金の返還を命じるものとする。

ただし、気象災害等の生産者の責に帰すことのできない事由により薬用作物の栽培が継続できないことが明らかなる場合において、実施状況の確認を行った年度の翌年度までに、栽培を再開し、施肥、防除等の栽培管理が行われることが確実と見込まれる場合にあっては、この限りではない。

3 永年性工芸作物の改植等について

永年性工芸作物の改植等の実施に当たっては、上記に定めるもののほか、以下に定めるところによるものとする。

(1) 事業内容

ア 支援の内容と定義

(ア) 改植

園地において、抜根又は枯死させた後、伐採した樹体と同規模の永年性工芸作物を新たに植栽することをいう。

(イ) 新植

新たに永年性工芸作物を植栽することをいう。

イ 支援の対象となる生産者

本事業により事業実施主体から補助金の交付を受けようとする永年性工芸作

物の生産者（以下第4の3において「支援対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす生産者グループに参画していなければならない。

（ア）当該生産者グループに参画している支援対象者の支援対象年度における支援対象面積の合計が、20アール以上であること。

（イ）65歳未満の支援対象者が含まれていること。

ウ 支援の対象となる永年性工芸作物

（ア）桑（養蚕に資するものに限る。）

（イ）ホップ

（ウ）和紙原料作物（こうぞ又はみつまたに限る。）

エ 支援の対象となる園

支援対象者の園は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

（ア）改植を行う場合にあっては、支援対象年度の前年度まで、園として通常の収穫が見込まれるよう適切な栽培管理が行われていること。

（イ）地域の実情に照らし、通常の収穫が見込まれる植栽密度を有し、かつ、改植実施後においても同等の植栽密度を有することが見込まれる園であること。

（ウ）当該園について、農地法第4条又は第5条に基づく農地転用の許可申請書が提出されていないこと。

（エ）当該園を農地以外のものにするを前提とした所有権の移転、賃貸借等の使用収益権の設定又は移転に関する協議が現に行われ、又は整った園でないこと。

（オ）過去に本事業を含む国庫補助事業による改植等の支援の対象となった園でないこと。

（カ）本事業以外の国庫補助事業又は地方公共団体の補助事業により改植や新植が行われる園でないこと。

オ 補助金の算定方法

（ア）事業実施主体が支援対象者に交付する補助金の額は、支援対象面積10アール当たり150,000円とする。

（イ）本事業における支援対象年度は、交付決定の日から当該年度の3月31日までの期間とし、支援対象面積は、支援対象者が行う支援対象年度ごとの支援対象となる永年性工芸作物の栽培面積として、（ウ）に定める方法により算定した面積とする。

（ウ）支援対象面積の算定方法

a 範囲

支援対象面積の範囲は、畦畔、枕地、法面等の永年性工芸作物が栽培されていない面積を含まない本地面積とする。

b 測定方法

次のいずれかの方法により測定するものとする。

（a）実測

現地において実測を行う。

（b）図測

原則、2,500分の1以上の縮尺図等の図測により行う。なお、2,500分

の1未満5,000分の1以上の縮尺図等の図測による場合は、当該図測面積に0.95を乗じた数値を支援対象面積とするものとする。

(c) 公的資料等に記載された面積の活用

国土調査結果、土地登記簿、固定資産課税台帳及び共済加入申請書のうち永年性工芸作物栽培ほ場の面積を表すのに最適であると判断される公的資料等に記載された面積とする。

(d) その他

(a) から (c) までにより測定し難い場合であって、かつ、合理的な理由がある場合には、事業実施主体が別に定める方法により支援対象面積を把握することができるものとする。

c 畦畔面積の算出について

土地登記簿等に記載された面積が、畦畔の面積を含んでいる場合にあつては、畦畔の状況がおおむね類似している地域ごとに、次のいずれかにより算出した平均畦畔率を用いて畦畔面積を算出し、これを土地登記簿等に記載された面積から差し引いて計算するものとする。

(a) 対象ほ場を抽出した後、実測して求めた平均畦畔率

(b) 図面上の測量により求めた平均畦畔率（ほ場整備事業完了地区等ほ場の区画が整理されている地域に限る。）

(2) 事業実施主体及び事業実施区域

ア 第1の2(1)の事業実施主体の定めについては、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

(ア) 事業の適切な運営を図ることができる団体であること。

(イ) 代表者の定めがあること。

(ウ) 事業実施主体の構成員に永年性工芸作物の生産者又は生産団体が含まれていること。

(エ) 国の助成等の事務手続を適正かつ効率的に行うため、事業実施主体としての意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした事業実施主体の運営等に係る規約その他規程が定められていること。

イ 事業実施区域は、原則として、市町村の区域とする。

なお、事業実施主体が農業協同組合の場合には、農業協同組合の事業区域を事業実施区域として設定することができる。

(3) 事業実施手続

ア 永年性工芸作物生産者グループ別改植等支援実施計画一覧表

(ア) 事業実施主体は、別添30により永年性工芸作物生産者グループ別改植等支援実施計画一覧表を作成し、別添1とともに地方農政局長に提出するものとする。

(イ) 事業実施主体は、(ア)の永年性工芸作物生産者グループ別改植等支援実施計画一覧表の作成に当たり、事業実施区域内の永年性工芸作物生産者グループから、別添31により永年性工芸作物生産者グループ別事業実施計画書及び別添32により生産者別永年性工芸作物改植等事業実施計画書の提出を受け、そ

の内容を審査するものとする。

- (ウ) (ア) 及び (イ) の規定は、永年性工芸作物生産者グループ別改植等支援実施計画一覧表、永年性工芸作物生産者グループ別事業実施計画書及び生産者別永年性工芸作物改植等事業実施計画書を変更する場合にこれを準用する。

イ 実施確認のための関係書類の作成

- (ア) 事業実施主体は、永年性工芸作物生産者グループから提出を受けたア (イ) の生産者別永年性工芸作物改植等事業実施計画書の内容の審査において改植等を行うこととされている園が (1) ウ及びエに掲げる要件を満たすことを確認 (以下第4の3において「事前確認」という。) するため、次のとおり永年性工芸作物生産者グループから事前確認資料を提出させるものとする。

- a 改植にあつては改植前の園地の写真
- b 新植にあつては栽培予定の園の番地等が確認できる資料

- (イ) 事業実施主体は、別添 33 及び別添 34 により、支援対象者が改植等を行ったことを確認 (以下第4の3において「事後確認」という。) するための確認の時期、確認体制、確認の方法等について定めた確認計画と確認野帳を策定するものとする。

ウ 事業実績報告及び補助金の交付手続

- (ア) 事業実施主体は、永年性工芸作物生産者グループに対し、別添 35 により支援対象年度ごとの (4) ア (カ) b に定める実施確認結果の通知を受けた支援対象者について、事業実績報告書兼補助金交付請求書 (以下「報告・請求書」という。) を提出させるものとする。

- (イ) 事業実施主体は、報告・請求書の提出があつた場合は、その内容を審査し、補助金の額を確定し、永年性工芸作物生産者グループに対し、別添 36 により補助金の額の確定通知書を通知するとともに、支援対象者に対し、補助金を交付する。

この場合において、事業実施主体は、永年性工芸作物生産者グループを通じて支援対象者に対し補助金を交付することができるものとする。

(4) 事業実施確認・報告

ア 実施確認の報告

事業実施主体が行う実施確認については、次のとおりとする。

- (ア) 事業実施主体は、(3) イ (ア) により作成した事前確認資料により行うものとする。ただし、事業実施主体は、事前確認資料のみでは確認が困難であると判断する場合には、現地確認を行うものとする。

- (イ) 事業実施主体は、事後確認として、以下の事項を現地で確認するものとする。

- a 改植等の取組が確実に実施されたこと。
- b 栽培されている永年性工芸作物
- c 実際の支援対象面積

- (ウ) 事業実施主体は、事後確認に当たり、必要に応じ、支援対象者や永年性工芸作物生産者グループの代表者等の立ち会いを求めるとともに、支援対象者に対して関係書類の提出を依頼するものとする。

- (エ) 事業実施主体は、現地における事後確認を円滑に実施するため、必要に応じ、

関係機関に対し協力を依頼するものとする。

(オ) 確認業務の委託

事業実施主体は、(ア)及び(イ)に係る確認業務を次に掲げる要件を満たす組織に委託することができるものとする。ただし、この場合においても、事業実施主体は、当該組織が確認業務を適切に行っているかどうかについて確認を行うこととする。

- a 法人格を有していること。
- b 実施確認に必要な技術的な能力を有していること。
- c 実施確認を適正に行うための手続、体制等に関する規約その他の規定が定められていること。
- d 当該組織又は当該組織の構成員が、受託しようとする確認業務における確認対象に含まれる永年性工芸作物生産者グループの構成員になっていないこと。

(カ) 実施確認結果の通知

- a 事業実施主体は、事後確認を行った場合は、永年性工芸作物生産者グループに対し、別添 37 により確認結果を通知する。
- b a の通知を受けた永年性工芸作物生産者グループは、構成員となっている支援対象者に対し、遅滞なく、事業実施主体から通知された確認結果を別添 38 により通知するものとする。

イ 実施状況の報告

本要領本体第 6 の 1 の報告について、事業実施主体は、第 1 の 4 (2) エに規定する目標年度までの間、それぞれ、事業の実施状況の確認を行い、改植等の取組の態様が継続され、かつ、地域における栽培指導指針又はこれに準じるものに基づいて施肥、防除等の栽培管理等が行われていることを確認し、毎年度、別添 3-2 により事業実施状況報告書を作成し、別添 45 を付して翌年度の 7 月末日までに地方農政局長に報告するものとする。

ウ 補助金の返還

事業実施主体は、イの事業実施状況の確認をした結果、改植等の取組の態様が継続していないこと及び適切な栽培管理が行われていないことが明らかになった場合は、支援対象者に対し、補助金の返還を命じるものとする。

ただし、次に掲げる場合にあっては、この限りではない。

- (ア) 補助金の交付を受けた支援対象者が成果目標年度までの期間中に、当該園について、ほかの農業者に譲渡又は貸付けを行った場合において、改植等の取組の態様が継続されており、かつ、適切な栽培管理が行われていることが明らかでない場合。
- (イ) 気象災害等により園が崩壊又は樹が枯死し、改植等の取組の態様が継続できないことが明らかでない場合において、実施状況の確認を行った年度の翌年度までに、樹の植栽等を行い、栽培指導指針等に即して、施肥、防除等の栽培管理が行われることが確実と見込まれる場合。

4 農業機械等リース支援について

第 1 の 1 (1) イ (ク) の茶及びいぐさの農業機械等リース支援の実施に当たって

は、上記に定めるもののほか、以下に定めるところによるものとする。

(1) 事業内容

第1の1(1)イ(ウ)の農業機械等は、次に掲げるものとする。

ア 茶の農業機械

(ア)粗揉機等茶加工機械(茶加工のエネルギーコスト削減に資するものに限る。)

(イ)加熱機械(茶加工のエネルギーコスト削減に資するものに限る。)

(ウ)その他茶加工のエネルギーコスト削減に資する機械

(エ)茶の生産性向上に資する農業機械等(乗用型茶園管理機等)

イ いぐさの農業機械

(ア)乾燥機(エネルギーコスト削減に資するものに限る。)

(イ)その他いぐさ生産のエネルギーコスト削減に資する機械

(2) 審査基準

第1の2(2)ウの別に定める審査基準は次のとおりとする。

ア (1)ア(ア)から(ウ)まで又は(1)イの農業機械等をリースにより導入する者(以下ウにおいて「リース利用者」という。)は茶又はいぐさの加工場を所有又は運営している者であること。ただし、茶については、茶製品の製造又は小売を行う業者(いわゆる茶商。ただし、自園自製自販農家を除く。)は対象外とする。

イ いぐさについては、受益農家は優良品種(「ひのみどり」、「夕凧」、「ひのはるか」、「涼風」等)導入農家又は当該品種を今後導入する農家であること。

ウ 助成対象事業費が、当該農業機械等の実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要な最低限なものであること。

エ 導入を予定している農業機械等が、第1の4に定める目標達成に直結するものであること。ただし、(1)ア(エ)の茶の農業機械等をリースにより導入する場合は、次に掲げる農業機械等は対象から除くものとする。

(ア)トラクター

(イ)農業以外の用途への汎用性の高いもの(運搬用トラック、バックホー等)

(ウ)販売業者により設定されている小売希望価格(これが設定されていない場合には、一般的な実勢価格)が、消費税を除いて50万円未満の機械等

(エ)リース利用者が既に利用している農業機械等と同種・同程度のものへの更新とみなされる農業機械等

オ 取組の内容が受益地域において重要なものであること。

カ 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。

キ 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険に加入すること。

ク (1)ア(ア)から(ウ)までの茶の農業機械等のリース利用者は、施設園芸等燃料価格高騰対策のうち茶セーフティネット構築事業への加入を検討すること。

(3) 茶・いぐさ農業機械等リース支援実施計画の作成

事業実施主体は、第2の1に基づき、別添39により茶・いぐさ農業機械等リース支援実施計画を作成するものとする。

(4) リース契約の条件

本事業において、補助対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益分相当分が含まれることは、助成金交付の目的上ふさわしくないと考えられるため、下記に該当する場合には、利益等排除の方法に従い、適正に利益等排除するものとする。ただし、100%同一の資本に属するグループ会社及び関連会社以外の者を含む2者以上の応札の結果、当該会社が落札した場合は、利益等排除は不要とする。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社及び関係会社を用いるものとする。

ア 事業実施主体の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

イ 100%同一の資本に属するグループ会社からの調達の場合

取引価格をもって補助対象経費とする。

ただし、助成額の上限は当該調達品の製造原価とし、当該製造原価が証明できない場合は、補助対象としない。

ウ 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格をもって補助対象経費とする。

ただし、助成額の上限は当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額とし、当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額が証明できない場合は、補助対象としない。

なお、「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、関係資料等により、それが当該調達品に対する経費であることが証明されること。

(5) 事業実施状況の報告

ア 地方農政局長は、第3の1の規定にかかわらず、事業実施年度の途中において、必要に応じて事業実施主体に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

イ 地方農政局長は、その内容を検討し、成果目標の達成等が見込まれないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

5 茶関連産業等と連携した新形態の大規模茶産地モデル形成

(1) 大規模茶産地モデル形成に取り組む場合は、次に掲げる全ての要件を満たしていることとする。

ア 事業実施主体は、茶生産者、茶工場及び茶関連産業等の実需者が参画する協議会であること。

イ 受益面積が20ha以上であること。

ウ 次に掲げる全ての取組を行うこととし、事業実施計画と併せて、別添48「大規模茶産地モデル形成プラン」を提出すること。

(ア) スマート農業技術導入等による飛躍的な生産性向上

スマート農業技術の導入、茶園の改植、農業機械、凍霜害防止設備（防霜フ

アン)等の導入等により、労働生産性向上を図る取組

(イ) 茶関連産業等と連携した労働力確保

茶生産者と茶関連産業等の実需者等が連携し、茶生産における繁忙期等に必要労働力を確保する取組

(ウ) 茶工場の省エネルギー化

エネルギーコスト削減に資する茶加工機械、加熱機械の導入等により茶工場における省エネルギー化を進める取組

(2) 大規模茶産地モデル形成に取り組む産地は、第1の1(1)のアの取組を必ず実施するものとし、また、第1の1(1)イ(イ)、(キ)、(ク)又は(ケ)のいずれか又はこれらのうち複数の取組を選択して実施するものとする。

(3) 成果目標は、選択した取組の事業内容に応じて、第1の4(1)イの表の事業内容ごとの類別欄に定める番号の達成すべき成果目標の中から2つ選択するものとし、1、3、11及び12は除くものとする。

6 葉たばこ品質向上支援に係る留意事項

第1の1(1)イ(コ)の葉たばこ品質向上支援の実施に当たっては、上記に定めるもののほか、以下に定めるところによるものとする。

(1) 事業内容

ア 支援の対象となる者

本事業により事業実施主体から補助金の交付を受けようとする者は、事業実施年度において日本たばこ産業株式会社との契約により葉たばこを生産する者(以下第4の6において「支援対象者」という。)であること。

イ 支援の対象となる取組

支援対象となる取組とは、事業実施年度において、支援対象者が葉たばこの品質向上に資する目的で、肥料、農薬薬剤及び生分解性マルチ等の諸材料(以下第4の6において「資材」という。)を新たに導入する取組とする。

また、本事業以外の国庫補助事業その他補助事業等により支援が行われる場合は支援対象としない。

ウ 補助金の算定方法

事業実施主体が支援対象者に交付する補助金の額は、支援対象となる取組に要する資材で、事業実施年度における栽培管理において使用され、かつ納品書及び領収書等により購入額が確認されたものについて、補助率1/2以内で支援するものとする。

(2) 事業実施主体及び事業実施区域

ア 本要領本体別表1の6に定める事業実施主体に加え、地域たばこ耕作組合(たばこ耕作組合法(昭和33年法律第135号)第2条第1号で定める地区たばこ耕作組合をいう。)とする。

イ 事業実施区域は、原則として都道府県域の区域とする。

なお、事業実施主体の事業区域が都道府県域を超える場合には、その事業区域を事業実施区域として設定できることとする。

(3) 事業実施の手続き

ア 生産者支援実施計画一覧表

- (ア) 事業実施主体は、別添 49 より生産者支援実施計画一覧表を作成し、別添 1 とともに地方農政局長に提出するものとする。
- (イ) 事業実施主体は、(ア) の生産者支援実施計画一覧表の作成に当たり、事業実施区域内の支援対象者から、別添 50 の葉たばこ品質向上支援生産者別実施計画書の提出を受け、その内容を審査するものとする。
- (ウ) (ア) 及び (イ) の規定は、生産者支援実施計画一覧表及び葉たばこ品質向上支援生産者別実施計画書を変更する場合にこれを準用する。

イ 実施確認のための関係書類の作成

- (ア) 事業実施主体は、支援対象者から提出されたア(イ)の葉たばこ品質向上支援生産者別実施計画書の内容の審査において、要件を満たすことを確認(以下第4の6において「事前確認」という。)するため、次のとおり、生産者から事前確認資料を提出させるものとする。
 - a 事業実施年度の栽培管理に用いる資材であることが確認できる資料(資材の注文書の写しなど)
 - b 支援対象となる取組が初めての取組であることが確認できる資料(資材購入先の確認書類など)
- (イ) 事業実施主体は、別添 51 及び別添 52 により、支援対象者が品質向上に資する栽培管理を行っていることを確認(以下第4の6において「事後確認」という。)するための確認の時期、確認体制、確認の方法等について定めた確認計画及び確認野帳を策定するものとする。

ウ 事業実績報告及び補助金の交付手続

- (ア) 事業実施主体は、支援対象者に対し、別添 53 により(4)ア(カ)の通知を受けた支援対象者の事業実績報告書兼補助金交付請求書(以下「報告・請求書」という。)を提出させるものとする。
- (イ) 事業実施主体は、報告・請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の額を確定し、支援対象者に対し、別添 54 により補助金の額の確定通知書を通知するとともに、支援対象者に対し、補助金を交付する。

(4) 事業実施確認・報告

ア 実施確認の報告

事業実施主体が行う実施確認については、次のとおりとする。

- (ア) 事業実施主体は、(3)イ(ア)により作成した事前確認資料により確認を行うものとする。

ただし、事業実施主体は、事前確認資料のみでは確認が困難であると判断する場合には、現地確認を行うものとする。
- (イ) 事業実施主体は、事後確認として、支援対象となる取組が実施されていることを現地確認又は資料(資材の納品書及び栽培管理日誌の写しなど)により確認するものとする。
- (ウ) 事業実施主体は事後確認に当たり、必要に応じ支援対象者等の立ち会いを求めるとともに、支援対象者に対して関係書類の提出を依頼するものとする。
- (エ) 事業実施主体は、現地における確認を円滑に実施するため、必要に応じ関係機関に対し協力を依頼するものとする。

(オ) 確認業務の委託

事業実施主体は、(ア)及び(イ)に係る確認業務を次に掲げる要件を満たす組織に委託することができるものとする。ただし、この場合においても、事業実施主体は、当該組織が確認業務を適切に行っているかどうかについて確認を行うこととする。

- a 法人格を有していること。
- b 実施確認に必要な技術的な能力を有していること。
- c 実施確認を適正に行うための手続、体制等に関する規約その他の規定が定められていること。
- d 当該組織又は当該組織の構成員が、受託しようとする確認業務における確認対象に含まれる支援対象者になっていないこと。

(カ) 実施確認結果の通知

事業実施主体は、事後確認を行った場合は、支援対象者に対し、確認結果を別添 55 により通知するものとする。

イ 補助金の返還

事業実施主体は、支援対象となる取組について過大な申請がされていることが明らかになった場合には、支援対象者に対し補助金の返還を命じるものとする。

7 推進指導

地方農政局長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体（管理を委託している場合には管理主体）及びリース利用者（以下「事業実施主体等」という。）に対し、適正な管理運営や利用が行われるよう指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

8 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、商標権、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、プログラムの著作物の著作権、データベースの著作物の著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける地位及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合、その特許権等は事業実施主体に帰属することとし、また、特許権等の帰属については、次のとおりとする。

なお、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても、同様に扱うものとする。

- (1) 本事業により成果が得られ、特許権等の権利の出願又は取得を行った場合には、別添 7 により遅滞なく地方農政局長に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める時は、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後 5 年間に於いて、事業実施主体及び事業の一部を

受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の第三者に譲渡又は利用を許諾する場合には、事前に農林水産省と協議して承諾を得ること。事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

9 収益納付

(1) 事業実施主体は、特許権等に係る収益が発生した場合は、補助事業の成果による収益の状況を記載した収益状況報告書を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間、別添8により、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに地方農政局長に報告するものとする。なお、地方農政局長は、特に必要と認める場合にあっては、報告の提出期限を延長することができるものとする。

(2) 地方農政局長は、(1)の報告書に基づき、次に掲げる金額について、事業実施主体に納付を命ずることができるものとする。

ア 特許権等により収益が生じた場合にあっては、毎会計年度の当該収益額に、当該成果を取得したときまでに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額を、それまでに補助事業に関連して支出された総額で除して得た値を乗じて得た額

イ 補助事業の成果の企業化により相当の収益が生じた場合にあっては、毎会計年度の補助事業の成果の企業化による収益額に、当該成果に係る技術が企業化されるまでに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額をそれまでに支出された企業化に係る総費用で除して得た値を乗じ、さらに当該成果が企業化事業において利用される割合を乗じて得た額

(3) 収益を納付すべき期間は、補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、納付を命ずることができる額の合計額は、事業の実施に要する経費として交付された補助金総額を限度とし、地方農政局長は、特に必要と認める場合にあっては、収益を納付すべき期限を延長することができるものとする。

10 不正行為に対する措置

地方農政局長は、本事業の事業実施主体等の代表者、役員、職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあっては、当該事業実施主体等に対し、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

Ⅲ 甘味資源作物等支援事業

Ⅲ－Ⅰ 国内産いもでん粉高品質化推進事業

第1 事業内容

1 事業の取組内容

本事業は、次に掲げる取組のいずれか又は両方を実施するために必要な経費を助成するものとする。

(1) でん粉原料用いもの適正生産技術等の確立

でん粉原料用いも（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第33条第1項の指定地域の区域内において生産されるものに限る。以下同じ。）の生産の安定化及び低コスト化のための栽培技術並びに高品質の国内産いもでん粉の製造・加工技術を確立する取組とする。

(2) 品質管理機器の整備

国内産いもでん粉の品質の向上や衛生管理の高度化のための品質管理機器若しくはソフトウェア又はでん粉原料用いもの品質の向上や安定化のための品質管理機器若しくはソフトウェアを導入する取組とする。

2 補助要件

(1) 5の要件を満たす成果目標を設定すること。

(2) 事業実施主体は、農業経営体の場合は別添46-1、食品事業者の場合は別添46-2の「みどりチェック」チェックシート（以下「チェックシート」という。）に記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、交付等要綱第7第1項による交付申請書と併せて当該チェックシートを地方農政局等に対して提出するものとする。

また、実績報告の際は、チェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、当該チェックシート地方農政局等に提出するものとする。

なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員等が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うものとする。

3 補助対象経費

(1) 本事業は、次に掲げる経費を補助対象とする。

補助事業を遂行するため売買、請負その他契約をする場合は一般競争入札を行うものとする。

ただし、補助事業の運営上、一般競争入札が困難又は不相当である場合は、指名競争入札等を実施することができるものとし、取得価格が50万円以上のものについては、見積書（原則3社分以上（該当する設備備品を2社しか扱っていない場合は2社分とし、1社しか扱っていない場合は1社分とする。））やカタログ等を添付するものとする。

ア でん粉原料用いもの適正生産技術等の確立に要する経費

でん粉原料用いもの適正生産技術等を確立するための取組を実施する上で必要となる経費であって、新品種又は新技術を導入・普及するための実証展示ほ

場の設置に係る借上費、技術検討会や講習会を開催するための会場借料、専門家等の委員旅費・謝金、技術の確立に必要な研究又は実証の取組に係る委託費、資料作成費、消耗品費等を対象とする。

イ 品質管理機器の整備に要する経費

国内産いもでん粉の品質の向上や衛生管理の高度化、でん粉原料用いもの品質安定化に資する品質管理機器及びソフトウェアの導入に要する経費を対象とする。

(2) 次に掲げる経費については国の助成の対象としない。ただし、カの規定にかかわらず、1件当たりの取得価格が50万円以上の備品、器具等を取得する取組のうち地方農政局長が特に必要と認めたものについては、本事業の補助対象とすることができるものとする。

ア 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合や事業実施主体で具備すべき備品、物品等の購入及びリース・レンタルに係る経費

イ 国の他の助成事業で支援を受けている又は受ける予定となっている取組に係る経費

ウ でん粉原料用いも及び国内産いもでん粉の品質向上や安定的生産の推進を主目的としない取組に係る経費

エ 農産物の生産費補填(生産技術の開発及び実証並びに加工品の開発及び試作に係るものを除く。)若しくは販売価格支持又は所得補償に係る経費

オ 販売促進のためのPR活動としてのポスター・リーフレット等の作成、新聞・ラジオ・テレビ・インターネット等のマスメディアによる宣伝・広告、展示会等の開催に係る経費

カ 1(2)に掲げる品質管理機器の整備に要する経費を除くもののうち、1件当たりの取得価格が50万円以上の備品、器具等を取得する取組に係る経費

4 事業実施期間

実施期間は事業実施計画書に記載した事業実施年度とする。

5 成果目標の設定

(1) 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標から1つ以上設定するものとする。

ア 10a 当たりの収量を1%以上増加

イ 食品用でん粉販売金額のシェアを1.4%以上増加

ウ いもでん粉製造工場における製造歩留りを0.1%以上増加

(2) 目標年度

成果目標の年度は事業実施年度の翌々年度とする。

6 審査基準

本要領別表4の2の評価項目は以下のとおりとする。

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
①実行性	・ 10a 当たり収量が 1%以上増加	10%以上増加	5
		8%以上増加	4
		6%以上増加	3
		4%以上増加	2
		1%以上増加	1
		1%未満増加	0
	・ 食品用でん粉販売金額のシェアが 1.4%以上増加	7.0%以上増加	5
		5.6%以上増加	4
		4.2%以上増加	3
2.8%以上増加		2	
1.4%以上増加		1	
1.4%未満増加		0	
・ いもでん粉製造工場における製造歩留りが 0.1%以上増加	0.5%以上増加	5	
	0.4%以上増加	4	
	0.3%以上増加	3	
	0.2%以上増加	2	
	0.1%以上増加	1	
	0.1%未満増加	0	
②事業実施主体の的確性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的に事業実施効果を得るために必要なでん粉原料用いもの生産又はいもでん粉の製造に関する知見、専門性等を有しており、事業を的確に行える能力を有しているか。 ・ 事業実施主体が生産者に対して生産推進指導する関係にあるか、又は、生産者との契約により原料供給を受けている関係にある、若しくはその関係になることが見込まれるか。 ・ 農産物検査法に適合するでん粉を製造する工場（又は同等のでん粉を製造する工場）であるか、又は当該工場へのでん粉原料用いもの出荷を推進しているか。 ・ 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和 40 年法律第 109 号）第 35 条第 3 号の認定（経営改善計画の認定）を受けている工場であるか、又は当該工場へのでん粉原料用いもの出荷を推進しているか。 ・ 事業実施主体の構成員に地域計画のうち目標地図に位置付けられている又は位置づけられることが確実と認められている者がいるか。 	5つ満たす。	5
		4つ満たす。	4
		3つ満たす。	3
		2つ満たす。	2
		1つ満たす。	1
		1つも満たさない。	0

第 2 事業実施手続等

1 事業実施計画の作成等

事業実施主体は、本要領第 5 の 1 に基づき、別添 1 - 3 により事業実施計画を作成し、交付申請書に添えて地方農政局長に提出するものとする。

なお、事業実施計画の事前調整等が必要な場合は、交付等要綱第7の3に基づき、地方農政局長は交付申請書の提出より前に、事業実施主体に対し事業実施計画の提出を求めることができるものとする。

2 事業の承認

地方農政局長は、交付等要綱第9の1に基づき、交付決定を行うものとし、併せて、1により提出された事業実施計画を承認したものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要領第6の1に基づき、別添3及び別添3-3により事業実施状況報告書を地方農政局長に報告し、併せて、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号生産局長通知）に係るチェックシートを提出するものとする。

2 事業実施結果の評価

事業実施主体は、本要領第7の1（1）に基づき、別添4及び別添4-3により成果目標の達成状況を自己評価し、地方農政局長に報告するものとする。

Ⅲ－Ⅱ 農業機械等導入支援事業

Ⅲ－Ⅱ－Ⅰ さとうきび農業機械等導入支援事業

第1 事業の内容

1 事業の取組内容

本事業は、さとうきびの持続的な生産の強化に必要な次に掲げる農業機械等の導入又はリース導入に必要な経費を助成するものとする。

(1) 農業機械等

- ア ケーンハーベスタ（収納袋を含む。）
- イ 株出管理作業機
- ウ 苗植付機
- エ 乗用トラクター
- オ 防除用機械
- カ 堆肥散布機、堆肥散布車（車と一体的なものに限る。）
- キ 肥料散布機
- ク 耕土改良用機械
- ケ 耕うん用機械
- コ 碎土整地用機械
- サ 栽培管理用機械
- シ 搬出・搬入機
- ス 脱葉機
- セ 散水車（車と一体的なものに限る。）

(2) 機材（干ばつ被害を軽減するものに限る。）

- ア 設置型農業用タンク
- イ 灌水ポンプ
- ウ 点滴チューブ
- エ スプリンクラー
- オ ろ過・淡水化装置

(3) (1) ア又はウの導入又はリース導入に併せて(1) シの導入又はリース導入を行う場合は、(1) ア又はウの能力・規模に見合った(1) シに限り、導入又はリース導入ができるものとする。

(4) (1) カのうち堆肥散布車又は(1) セの導入又はリース導入を行う場合は、公社、土地改良区、農業者の組織する団体又は民間企業が、市町村や島等広範囲において農業用に活用する計画に基づき、導入又はリース導入する場合に限るものとする。

なお、当該計画については、関係市町村や地域の協議会等と調整の上作成し、実施されなければならないものとする。

2 補助要件

(1) 事業の対象地域の要件は、事業実施地区が砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条第1項の指定地域の区域内にあることとする。

(2) 事業実施主体は、別添 46-1 の「みどりチェック」チェックシート（以下「チェックシート」という。）に記載された環境負荷低減の各取組について事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、交付等要綱第 7 の第 1 項による交付申請書と併せて当該チェックシートを地方農政局等に提出するものとする。

また、実績報告の際には、チェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、当該チェックシートを地方農政局等に提出するものとする。

なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員等が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うものとする。

(3) 事業実施計画の採択要件は以下のとおりとする。

ア 農業機械等の導入又はリース導入に係る共通事項

(ア) 取組の内容が、事業の趣旨に合致したものであること。

(イ) 取組の内容が、成果目標の達成に直結するものであること。

(ウ) 取組の内容が、事業実施地区が所在する県又は市町村と連携したものであること。

(エ) 取組の内容が、受益地域において重要なものであること。

(オ) 取組の内容が、既存の農業機械等の代替としての、同種・同能力の農業機械等の再導入（いわゆる更新）ではないこと。

(カ) 受益する農家戸数が、3 戸以上又は農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間 150 日以上従事する者）をいう。以下同じ。）5 名以上であること。ただし、事業開始後にやむを得ず当該戸数又は人数満たなくなった場合は、新たに事業参加者を募る等により、当該戸数又は人数を満たすよう努めるものとする。

(キ) 農業機械等の能力・規模が、受益戸数、受益面積の範囲等に鑑み適正であること。

(ク) 事業費が当該農業機械等の実勢価格により算定されており、その規模が事業実施に必要な最低限なものであること。

(ケ) 事業実施計画に基づく農業機械等の適正な利用が確実であると認められ、かつ、当該農業機械等の法定耐用年数の期間又はリース期間にわたり十分な利用が見込まれること。

特に、含みつ糖のみを生産する地区におけるケーンハーベスタの導入又はリース導入を申請する場合については、品質管理等の観点から、当該地区内に前処理施設又は精脱葉施設等が整備されていること。

(コ) 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入すること。

(サ) 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。

(シ) 1 の (1) のオのうち無人航空機（ドローン等）の導入又はリース導入に当たっては、無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン（令和元年 7 月 30 日付け元消安第 1388 号消費・安全局長通知）等を遵守すること。

- (ス) 事業実施主体は、後継者が確保されているなど、事業の継続性が担保されていること。
- (セ) 事業実施主体が過去に農業機械等の導入又はリース導入に対する国庫補助事業による支援を受けていた実績がある場合は、当該農業機械等の法定耐用年数の期間における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
- (ソ) トラクターを導入又はリース導入する場合にあっては、API を自社の web サイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定するとともに、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和6年9月24日付け6農産第2268号農林水産事務次官依命通知）の定めるところによることとする。

イ 農業機械等を導入する場合

- (ア) 農業機械等の利用期間は法定耐用年数以上とする。
- (イ) 事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、交付等要綱第25の3に定める財産管理台帳の写しを地方農政局長（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。地方農政局長は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。
- (ウ) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。
 - ① 貸付けの方法及び貸付けの対象となる者等については、地方農政局長と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっては同様とする。
 - ② 事業実施主体は賃借料を徴収する場合は、原則として「事業実施主体負担（事業費－助成金）／当該農業機械等の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。
 - ③ 賃貸契約は契約書等により行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃貸契約に明記した事項が利用者又は自らの競争関係に制約を加えることがないよう留意するものとする。

3 補助対象経費

(1) 農業機械等の導入又はリース導入に係る共通事項

補助対象経費の積算等については、補助事業等の厳正かつ効率的な実施について（平成19年9月21日付け19経第947号農林水産省大臣官房長通知）及び過大精算等の不当事態の防止について（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

(2) 農業機械等を導入する場合

ア 補助対象経費は、原則、新品の農業機械等の実勢価格とする。ただし、地方農政局長が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年

未満の端数は切り捨てる。)が2年以上の農業機械等をいう。)も対象とすることができるものとする。

イ 農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、原則として事業費の低減を図るために一般競争入札によるものとする。

ウ 本事業に係る補助金の額は、対象となる農業機械等ごとにそれぞれ千円未満を切り捨てた額の合計とする。

(3) 農業機械等のリース契約を締結する場合

補助対象経費は、リース契約に係る農業機械等の実勢価格(以下「リース物件価格」という。)及びリース契約に係る諸費用のうち次に掲げるもの(以下「リース諸費用」という。)とする。

ア 保険料

イ 固定資産税(償却資産)

ウ 金利

エ その他農産局長が特に必要と認めるもの

なお、リース契約は、原則として事業費の低減を図るため一般競争入札等によるものとし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(ア) 第2の1により提出された事業実施計画に記載された農業機械等に係るものであること。

(イ) リース導入の場合は、リース期間が4年以上で法定耐用年数以内であること。

(ウ) 本事業に係る補助金の額(以下「リース料助成額」という。)は、対象となる農業機械等ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、リース物件価格、リース諸費用及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

a リース料助成額 = (リース物件価格 × (リース期間 / 法定耐用年数) + リース諸費用) × 6/10以内

b リース料助成額 = ((リース物件価格 - 残存価格) + リース諸費用) × 6/10以内

(4) 補助率

農業機械等の導入にあつては、物件価格の6/10以内。農業機械等のリース導入にあつては、リース料の6/10以内とする。

(5) 事業実施主体の自己資金若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業については、補助対象としないものとする。

4 事業実施期間

事業の実施期間は、事業実施計画に記載した事業実施年度とする。

5 成果目標

(1) 成果目標は、次に掲げる目標から1つ以上設定するものとする。

- ア 10a 当たりの労働時間を 10%以上削減
- イ 作付面積を 1%以上増加
- ウ 生産量を 5%以上増加
- エ 作型別栽培の 10a 当たり収量を 5%以上増加
- オ 土壌診断及び土づくりの実施面積割合を 6ポイント以上増加

なお、オについては、1（1）イからエまで又はカからサまでの農業機械等を導入又はリース導入する場合に設定できるものとする。

(2) 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

6 審査基準

本要領別表 4 の 2 の評価項目は、以下のとおりとする。

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
①実行性	【a 新たにハーベスタを導入する場合】 ・ 10a 当たりの労働時間を 10%以上削減	50%以上	5
		40%以上	4
		30%以上	3
		20%以上	2
		10%以上	1
		10%未満	0
		【b a以外で導入する場合】 ・ 10a 当たりの労働時間を 10%以上削減	30%以上
	25%以上		4
	20%以上		3
	15%以上		2
	10%以上		1
	10%未満		0
	・ 作付面積を 1%以上増加		10%以上
		8%以上	4
		6%以上	3
		4%以上	2
		1%以上	1
		1%未満	0
		・ 生産量を 5%以上増加	25%以上
	20%以上		4
	15%以上		3
10%以上	2		
5%以上	1		
5%未満	0		
・ 作型別栽培の 10a 当たり収量を 5%以上増加	25%以上		5
	20%以上	4	
	15%以上	3	
	10%以上	2	
	5%以上	1	
	5%未満	0	
	・ 土壌診断及び土づくりの実施面積割合を 6ポイント以上増加	30ポイント以上	5
24ポイント以上		4	
18ポイント以上		3	
12ポイント以上		2	
6ポイント以上		1	
6ポイント未満		0	

②地域における重要性	<ul style="list-style-type: none"> ・取組内容が地域において重要なものであり、事業実施主体が所在する県が特に重要性が高いと認める地区であるか。 ・受益する農家又は受益農業従事者に65歳未満の者が含まれているか。 ・事業実施地区が「将来像が明確化された地域計画（注）」の区域内であり、かつ、事業実施主体の構成員に「将来像が明確化された地域計画」の目標地図に位置付けられている者がいるか。 ・さとうきび増産計画又は年次計画（フォローアップ）に位置付けられた取組となっているか。 ・雇用保険及び労働者災害補償保険の労働保険に加入しているか。また、法人にあっては、厚生年金保険及び健康保険に加入しているか。 ・事業実施主体がこれまで国庫補助事業を受けて導入した農業機械等の目標達成率が50%未満のままとなっているものがないか。 	5つ以上満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも満たさない。	5 4 3 2 1 0
------------	--	---	----------------------------

（注）「将来像が明確化された地域計画」とは、次の1及び2の要件を満たすものをいう。

1 農用地の利用の集積に関する目標

地域計画に記載する「将来の目標とする集積率」（以下「目標集積率」という。）について、次に掲げる基準を全て満たすものであること。

- （1）目標集積率が、「現状の集積率」を下回らないこと。
- （2）目標集積率が8割以上であること。

ただし、都府県にあっては、農業地域類型（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標の分類をいう。以下同じ。）が、市町村を単位として中間農業地域又は山間農業地域である場合、目標集積率が6割以上であれば可とする。

2 農業を担う者が定められていない農用地等の面積の割合

地域計画に記載する「区域内の農用地等面積」から「地域内の農業を担う者一覧」に掲げる者の「10年後」における「経営面積」及び「作業受託面積」の合計を控除した面積が「区域内の農用地等面積」に占める割合が、次に掲げる基準を満たすものであること。

- （1）農業地域類型が都市的地域又は平地農業地域である場合にあっては、1割未満であること。
- （2）農業地域類型が中間農業地域又は山間農業地域である場合にあっては、2割未満であること。

第2 事業実施手続等

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、本要領第5の1に基づき、別添1-4により事業実施計画を作成し、交付申請書に添えて当該事業実施主体の主たる事務所が所在する区域を管轄する地方農政局長に提出するものとする。

なお、事業実施計画の事前調整等が必要な場合は、交付等要綱第7の3に基づき、地方農政局長は交付申請書の提出より前に、事業実施主体に対し事業実施計画の提出を求めることができるものとする。

また、事業実施主体は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、当該事業実施主体の主たる事務所が所在する県又は市町村と調整を図るものとする。

2 事業実施計画の承認

- (1) 地方農政局長は、交付等要綱第9の1に基づき、第1の2(2)の採択要件を全て満たす場合に限り、交付決定を行うものとし、併せて、1により提出された事業実施計画を承認したものとする。
- (2) 本要領第5の1のなお書に基づき定める事業実施計画の重要な変更とは、「農業機械等の変更」とし、別添1及び別添1-4の事業実施変更計画書により協議を行うものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告等

- (1) 事業実施主体は、本要領第6の1に基づき、事業実施年度から目標年度までの間、当該年度における事業実施状況を別添3及び別添1-4により作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末までに地方農政局長に報告するものとする。
- (2) 事業実施主体は、交付等要綱第18の1の規定による実績報告書を提出する際は、入札結果報告を別添2により併せて提出するものとする。
- (3) 地方農政局長は、第4の4に定める場合について確認するため、事業実施主体又はリース利用者に対して実施状況の報告を求めることができるものとする。

2 事業実施結果の評価

事業実施主体は、本要領第7の1(1)に基づき、別添4及び別添4-3により成果目標の達成状況を自己評価し、地方農政局長に報告するものとする。

第4 その他

1 事業の着手等

- (1) 本事業による購入契約又はリース契約は、交付決定後に行うこととし、事業実施主体は、購入契約又はリース契約を行う際には、あらかじめ、地方農政局長の適正な指導を受けることとする。
- (2) 事業実施主体は、原則として、一般競争入札により最も安価な購入契約又はリース契約を締結するものとする。

2 機械の納入に当たっては、強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（令和4年4月1日付け3新食第2088号、3農産第2897号、3畜産第1991号、農林水産省総括審議官、農産局長、畜産局長通知）第1の6の(2)のイ産地基幹施設等支援タイ

プ等における利益等排除についてを準用するものとする。

3 補助金の管理

事業実施主体は、交付を受けた補助金の経理（預金口座（無利息型）の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理など）に当たっては、次の点に留意する必要がある。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）等の法令に基づき、適正な執行に努めること。
- (2) 補助金の経理を事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。
- (3) 補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果が上げられるように経費の効率的使用に努めること。

4 補助金の返還

地方農政局長は、事業実施主体又はリース利用者について次に掲げる場合のいずれかに該当し、これに正当な理由がなく、かつ改善の見込みがないと認める場合は、補助金の交付の一部若しくは全部を減額し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部について返還を命ずるものとする。

- (1) 購入契約又はリース契約を解約又は解除した場合
- (2) 事業実施主体又はリース事業者のいずれかが事業を中止したとき
- (3) 農業機械等又はリース物件が消滅又は消失した場合
- (4) 地方農政局長に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をした場合
- (5) 締結された購入契約又はリース契約が、第1の3に定められた購入契約又はリース契約の条件に合致しないことが明らかとなった場合
- (6) 第3に定める事業実施状況の報告、事業の評価等の報告を怠った場合

5 指導監督

地方農政局長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体に対し、適正な管理運営や利用が行われるよう指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長は、関係書類の整備等において適切な措置を講ずるよう、事業実施主体を十分に指導監督すること。

6 不正行為に対する措置

地方農政局長は、本事業の事業実施主体等の代表者、役員、職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあっては、当該事業実施主体等に対し、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、再発防止のための是正措置など、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

Ⅲ－Ⅱ－Ⅱ 北海道・南九州畑作物農業機械等導入支援事業

第1 事業の内容

1 事業の取組内容

本事業は、農業機械等の導入又はリース導入に必要な経費を助成するものとする。

(1) 北海道におけるてん菜及びばれいしょの生産に係る農業機械等

- ア 育苗用機器（土詰・床土調整機、は種機、苗運搬機等）
- イ ソイルコンディショニング施工機（ベッドフォーマー、セパレータ）
- ウ プランター
- エ ブームスプレーヤ
- オ 茎葉裁断機
- カ ハーベスタ
- キ 除土積込機
- ク セルフアンローダー
- ケ 粗選別機
- コ 乗用トラクター

ただし、乗用トラクターを導入又はリース導入する場合は、以下に掲げる要件を全て満たす場合とする。

- (ア) 専ら、てん菜及びばれいしょの生産に使用すること。
- (イ) イからカまでに掲げる農業機械をけん引するためのものであること。
- (ウ) 導入又はリース導入に係る経費が、同種の機能を有する自走式農業機械と比較して安価であること。
- (エ) 乗用トラクター規格が、導入又はリース導入を予定する機械に対して適切なものであること。

(2) 南九州におけるかんしょ生産に係る農業機械等

- ア プランター
- イ 防除用機械
- ウ 茎葉裁断機
- エ ハーベスタ

2 補助要件

(1) 事業実施地区が砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条第1項及び第33条第1項の指定地域の区域内にあること。

(2) 事業実施主体は、別添46-1の「みどりチェック」チェックシート（以下「チェックシート」という。）に記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、交付等要綱第7の第1項による交付申請書と併せて当該チェックシートを地方農政局等に提出するものとする。

また、実績報告の際には、チェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、当該チェックシートを地方農政局等に提出するものとする。

なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員等が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うものとする。

(3) 事業実施計画の採択要件は以下のとおりとする。

ア 農業機械等の導入又はリース導入に係る共通事項

- (ア) 取組の内容が、事業の趣旨に合致したものであること。
- (イ) 取組の内容が、成果目標の達成に直結するものであること。
- (ウ) 取組の内容が、事業実施地区が所在する道県又は市町村と連携したものであること。
- (エ) 取組の内容が、受益地域において重要なものであること。
- (オ) 取組の内容が、既存の農業機械等の代替として、同種・同能力の農業機械等の再導入（いわゆる更新）ではないこと。
- (カ) 受益する農家戸数が3戸以上又は農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上従事する者）をいう。以下同じ。）が5名以上であること。ただし、事業開始後にやむを得ず当該戸数又は人数に満たなくなった場合、新たに参加者を募ること等により、当該戸数又は人数を満たすよう努めるものとする。
- (キ) 農業機械等の能力・規模が、受益戸数、受益面積の範囲等に鑑み適正であること。
- (ク) 事業費が当該農業機械等の実勢価格により算定されており、その規模が事業実施に必要な最低限なものであること。
- (ケ) 事業実施計画に基づく農業機械等の適正な利用が確実であると認められ、かつ、当該農業機械等の法定耐用年数の期間又はリース期間にわたり十分な利用が見込まれること。
- (コ) 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険に加入すること。
- (サ) 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。
- (シ) 事業実施主体が過去に農業機械等の導入又はリース導入に対する国庫補助事業による支援を受けていた実績がある場合は、当該農業機械等の法定耐用年数の期間における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
- (ス) トラクターを導入又はリース導入する場合にあっては、API を自社の web サイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定するとともに、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和6年9月24日付け6農産第2268号農林水産事務次官依命通知）の定めるところによるものとする。

イ 農業機械等を導入する場合

- (ア) 農業機械等の利用期間は法定耐用年数以上とする。
- (イ) 事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、交付等要綱第25の3に定める財産管理台帳の写しを地方農政局長に提出するものとする。地方農政局長は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。
- (ウ) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。

- ① 貸付けの方法及び貸付けの対象となる者等の事項については、地方農政局長と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。
- ② 事業実施主体は賃借料を徴収する場合は、原則として「事業実施主体負担（事業費－助成金）／当該農業機械等の耐用年数×年間管理費」により算出される額以内であることとする。
- ③ 賃貸契約は契約書等により行うこととする。
なお、事業実施主体は、賃貸契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることがないよう留意するものとする。

3 補助対象経費

- (1) 補助対象経費は、導入の場合は購入価格、リース導入の場合は農業機械等の実勢価格（以下「リース物件価格」という。）とする。

なお、購入契約及びリース契約（事業実施主体とリース事業者の2者間で締結する農業機械等の賃貸に関する契約をいう。以下同じ。）は、原則として事業費の低減を図るため一般競争入札等によるものとし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 第2の1により提出された事業実施計画に記載された農業機械等に係るものであること。

イ リース導入の場合は、リース期間が4年以上で法定耐用年数以内であること。

- (2) 補助対象経費の積算等については、補助事業等の厳正かつ効率的な実施について（平成19年9月21日付け19経第947号農林水産省大臣官房長通知）及び過大精算等の不当事態の防止について（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

- (3) 本事業に係るリース料助成額は、対象となる農業機械等ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、リース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

ア $\text{リース料助成額} = \text{リース物件価格} \times (\text{リース期間} / \text{法定耐用年数}) \times 1 / 2$
以内

イ $\text{リース料助成額} = (\text{リース物件価格} - \text{残存価格}) \times 1 / 2$ 以内

- (4) 事業実施主体が自己資金若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業については、補助対象としないものとする。

4 事業実施期間

事業実施期間は、事業実施計画に記載した事業実施年度とする。

5 成果目標

- (1) 成果目標は、次に掲げる目標から1つ以上設定するものとする。

ア 作付面積を1%以上増加

イ 労働時間を10%以上削減

ウ 10a 当たり収量を 2%以上増加

エ 高糖性、加工適性、病害虫抵抗性等を有する優良品種の作付面積を 5%以上増加又は、当該品種を作付けすることにより、事業対象品目の現行作付面積のうち、当該品種が作付けされていない面積における当該品種の作付面積割合を 30%以上増加

(2) 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

6 審査基準

本要領別表 4 の 2 の評価項目は、以下のとおりとする。

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
① 実行性	・ 作付面積の増加率 1%以上	10%以上	5
		8%以上	4
		6%以上	3
		4%以上	2
		1%以上	1
		1%未満	0
	・ 労働時間の削減率 10%以上	20%以上	5
		17.5%以上	4
		15%以上	3
		12.5%以上	2
		10%以上	1
		10%未満	0
	・ 10a 当たり収量の増加率 1%以上	10%以上	5
		8%以上	4
		6%以上	3
		4%以上	2
1%以上		1	
1%未満		0	
・ 優良品種の作付面積の増加率 5%以上 又は ・ 事業対象品目の現行作付面積のうち優良品種が作付け されていない面積における当該品種の作付面積の増加 率 30%以上	15%以上	5	
	12.5%以上	4	
	10%以上	3	
	7.5%以上	2	
	5%以上	1	
	5%未満	0	
	又は	又は	
	50%以上	5	
	45%以上	4	
	40%以上	3	
	35%以上	2	
	30%以上	1	
	30%未満	0	

②地域における重要性	・取組内容が地域において重要なものであり、事業実施主体が所在する県が特に重要性が高いと認める地区であるか。	5つ満たす。	5
		4つ満たす。	4
		3つ満たす。	3
	・受益する農家又は受益農業従事者に65歳未満の者が含まれているか。	2つ満たす。	2
		1つ満たす。	1
	・事業実施主体の構成員に地域計画のうち目標地図に位置付けられている又は位置づけられることが確実に認められている者がいるか。	1つも満たさない。	0
	・事業実施主体又は構成員がこれまでに（事業応募前年度時点）、規模拡大の取組を実施しているか。		
	・事業実施主体がこれまで国庫補助事業を受けて導入した農業機械等の目標達成率が50%未満のままとなっているものがないか。		

第2 事業実施手続等

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、本要領第5の1に基づき、別添1～5により事業実施計画を作成し、交付申請書に添えて当該事業実施主体の主たる事務所が所在する区域を所管する地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長。以下同じ。）に提出するものとする。

なお、事業実施計画の事前調整等が必要な場合は、交付等要綱第7の3に基づき、地方農政局長は交付申請書の提出より前に、事業実施主体に対し事業実施計画の提出を求めることができるものとする。

なお、事業実施主体は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、当該事業実施主体の主たる事務所が所在する道県又は市町村と調整を図るものとする。

2 事業実施計画の承認

- (1) 地方農政局長は、交付等要綱第9の1に基づき第1の2(2)の採択要件を全て満たす場合に限り、予算の範囲内で、交付決定を行うものとし、併せて、1により提出された事業実施計画を承認したものとする。(2) 本要領第5の1のなお書に基づき定める事業実施計画の重要な変更とは、「農業機械等の変更」とし、別添1及び別添1～5の事業実施変更計画書により協議を行うものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

- (1) 事業実施主体は、本要領第6の1に基づき、事業実施年度から目標年度までの間、当該年度における事業実施状況を別添3及び別添1～5により作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末までに地方農政局長に報告するものとする。
- (2) 事業実施主体は、交付等要綱第18の1の規定による実績報告書を提出する際は、入札結果報告を別添2により併せて提出するものとする。
- (3) 地方農政局長は、第4の4に定める場合について確認するため、事業実施主体又はリース利用者に対して実施状況の報告を求めることができるものとする。

2 事業実施結果の評価

事業実施主体は、本要領第7の1(1)に基づき、別添4及び別添4-3により自己評価を行い、成果目標の達成状況について地方農政局長に報告するものとする。

第4 その他

1 事業の着手等

(1) 本事業による購入契約又はリース契約は、交付決定後に行うこととし、事業実施主体は、購入契約又はリース契約を行う際には、あらかじめ、地方農政局長の適正な指導を受けることとする。

(2) 事業実施主体は、原則として一般競争入札により最も安価な購入契約又はリース契約を締結するものとする。

2 機械の納入に当たっては、強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（令和4年4月1日付け3新食第2088号、3農産第2897号、3畜産第1991号、農林水産省総括審議官、農産局長、畜産局長通知）第1の6の(2)のイ産地基幹施設等支援タイプ等における利益等排除についてを準用するものとする。

3 補助金の管理

事業実施主体は、交付を受けた補助金の経理（預金口座（無利息型）の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理など）に当たっては、次の点に留意する必要がある。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令及び交付規則等の法令に基づき、適正な執行に努めること。

(2) 補助金の経理を事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。

(3) 補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めること。

4 補助金の返還

地方農政局長は、事業実施主体又はリース利用者について次に掲げる場合のいずれかに該当し、これに正当な理由がなく、かつ改善の見込みがないと認める場合は、補助金の交付の一部若しくは全部を減額し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部について返還を命ずるものとする。

(1) 購入契約又はリース契約を解約又は解除した場合

(2) 事業実施主体又はリース事業者のいずれかが事業を中止した場合

(3) 財産処分制限期間内において購入物件又はリース物件が消滅又は消失した場合

(4) 地方農政局長に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をした場合

(5) 締結されたリース契約が、第1の3に定められたリース契約の条件に合致しな

いことが明らかとなった場合

(6) 第3に定める事業実施状況の報告、事業の評価等の報告を怠った場合

5 指導監督

地方農政局長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体に対し、適正な管理運営や利用が行われるよう指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長は、関係書類の整備等において適切な措置を講ずるよう、事業実施主体を十分に指導監督すること。

6 不正行為に対する措置

地方農政局長は、本事業の事業実施主体等の代表者、役員、職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあっては、当該事業実施主体等に対し、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

Ⅲ－Ⅲ さとうきび産地確立実証事業

第1 事業の内容

1 事業の取組内容

(1) 本事業は、近年の省力的な株出栽培の普及に伴う栽培環境の変化や台風等の気象災害リスク等に対応するための技術的な栽培実証、高齢化や人手不足への対応等、地域の生産体制を支える担い手や作業受託組織の育成・強化に資する生産体制実証、島内の地域資源を活用した資源循環体制の構築に向けたグリーン化実証等、さとうきびの安定生産を図る上で必要となる実証について、以下の取組に係る経費（事務に要する経費を含む。）を助成するものとし、以下のイ及びウについては必ず取り組むものとする。

なお、実証を行う上で、農業機械等の導入・改良を伴う場合、対象となる農業機械等については、付票1に定めるとおりとする。

ア 検討会の開催

地域ぐるみでの効果的な実証となるよう、その具体的かつ詳細な実施方法・内容を定めるための検討会を開催するものとする。

イ 課題解決に向けた取組

以下の（ア）から（ウ）までに係る実証、これらの実証に必要な現地試験や技術等の改良・調査、実証の導入効果・経営改善効果分析など、さとうきびの安定生産を図る上での課題の解決に資する取組を行うものとする。

(ア) 気象や土壌条件など地域の特性を踏まえた新品種への転換、台風被害の低減に資する防風林の設置といった自然災害リスクへの対応、機械導入率の低い植付作業における効率的な機械利用、島内資源を有効活用した土づくり等、さとうきびの安定生産に資する技術的な栽培実証。

(イ) 収穫作業との競合や労働力不足から遅れが生じている春作業（株出管理・植付け、土づくり）を適期適切に実施するための体制構築、オペレーター等の人材を地域内で効率的に調整するための体制構築等、生産体制を支える担い手や作業受託組織の育成・強化に資する生産体制実証。

(ウ) 有機資源の供給、堆肥の生産、さとうきび生産における堆肥の活用のサイクルを加速化するための体制構築、低コストな堆肥の製造・供給体制、さとうきび生産に適した堆肥の開発等、島内の有機資源を安定的に土づくりに活用するための島内資源循環システムの構築など、環境に配慮した生産に関する実証（グリーン化実証）。

ウ 実証結果の普及

イで行った取組について、地域等での普及啓発を行うため、会議等における発表・報告、実証の成果をまとめたマニュアルの作成・配布等により、関係者への実証結果の普及を行うものとする。

(2) 取組における留意事項

ア 実証において、さとうきびの新品種等を取り扱う場合、本取組の対象となるさとうきびの新品種等は、本取組を行う産地で未導入又は導入後5年未満の品種とする。また、新品種等には、品種登録出願中又は3年以内に出願が見込ま

れる品種・系統を含むものとするが、出願前の系統を対象とする場合は、未譲渡性の要件（出願日から1年遡った日より前に、出願品種の種苗や収穫物を譲渡していないこと。外国での譲渡は、日本での出願日から4年（材木、鑑賞樹、果樹などの木本性植物は6年）遡った日より前に譲渡していないことをいう。以下同じ。）に抵触してはならないものとする。なお、この場合の事業実施主体は協議会に限るものとし、新品種等の栽培実証を行う生産者又はその生産者が属する生産者団体を協議会の構成員に必ず含めなければならないものとする。さらに、新品種等の導入実証において品種登録前の品種の実証を行う場合は、研究開発機関（育種機関）を協議会の構成員に必ず含めなければならないものとする。

イ 付票1の1のうち（6）の堆肥散布車又は（13）の散水車の導入・改良は、事業実施主体が、市町村、島等の広範囲において農業用に活用する計画に基づいた場合に限るものとする。なお、当該計画については、関係市町村や地域の協議会等と調整の上作成し、実施されなければならないものとする。

2 補助要件等

- （1）事業の対象地域は、さとうきびに係る指定地域の区域内（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条第1項の指定地域をいう。）にあることとする。
- （2）事業実施主体は、別添46-3の「みどりチェック」チェックシート（以下「チェックシート」という。）に記載された各取組について、全ての受益農業者が事業実施期間中に実施する旨を確認し、その旨をチェックした上で、交付等要綱第7第1項による交付申請書と併せて当該チェックシート及び当該受益農業者の氏名及び住所をとりまとめたリストを地方農政局等に提出するものとする。

また、実績報告の際は、事業実施主体は、全ての受益農業者がチェックシートに記載された環境負荷低減の取組について、事業実施期間中に実施したか否かを確認し、環境負荷低減チェックシート及び当該受益農業者の氏名及び住所をとりまとめたリストを地方農政局等に提出するものとする。

なお、チェックシートを提出した者及び受益農業者から抽出して、農林水産省の職員等が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うものとする。
- （3）事業実施計画の採択要件は以下のとおりとする。
 - ア 取組の内容が、事業の目的に合致したものであること。
 - イ 取組の内容が、成果目標の達成に直結するものであること。
 - ウ 取組の内容が、事業実施地区が所在する県又は市町村と連携したものであること。
 - エ 取組の内容が、受益地区において重要なものであること。
 - オ 取組の内容が、地域における「さとうきび増産プロジェクト」の推進に資する取組であること。
 - カ 取組の内容が、さとうきびの増産や品質の向上、安定生産に寄与すると認められること。
 - キ 取組が実施されることが確実と見込まれること。
- （4）取組を実施する上で、農業機械等の導入又はリース導入が必要となる場合は、

以下の事項に留意すること。

ア 農業機械等の導入又はリース導入に係る共通事項

- (ア) 導入又はリース導入を予定している農業機械等が、成果目標の達成に直結するものであること。
- (イ) 助成の対象となる農業機械等は、実証を行う上で、追加的に必要となるものに限ること。
- (ウ) 受益する農家戸数が3戸以上又は農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上従事する者）をいう。以下同じ。）が5名以上であること。ただし、事業参加者が、事業開始後にやむを得ず3戸又は5名に満たなくなった場合は、新たに参加者を募ること等により、3戸又は5名以上となるよう努めるものとする。
- (エ) 農業機械等の種類や能力・規模が、実証等の内容からみて適正であること。
- (オ) 助成対象事業費が、当該農業機械等の実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要最低限なものであること。
- (カ) 事業実施計画に基づく農業機械等の適正な利用が確実であると認められ、かつ、当該農業機械等の法定耐用年数の期間又はリース期間にわたり十分な利用が見込まれること。特に、含みつ糖のみを生産する地区でケーンハーベスタの導入又はリース導入を申請する場合、品質管理等の観点から、前処理施設、精脱葉施設等が整備されていること。
- (キ) 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険（盗難保障及び天災等に対する保障を必須とする。）に確実に加入すること。
- (ク) 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。
- (ケ) 農業機械等の導入・改良を伴う取組を行う事業実施主体は、後継者が確保されているなど、事業の継続性が担保されていること。
- (コ) 付票1の（5）のうち無人航空機（ドローン等）の導入又はリース導入に当たっては、無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン（令和元年7月30日付け元消安第1388号消費・安全局長通知）等を遵守するものとする。
- (サ) 事業実施主体が過去に農業機械等の導入又はリース導入に対する国庫補助事業による支援を受けていた実績がある場合は、当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
- (シ) トラクターを導入又はリース導入する場合にあつては、APIを自社のwebサイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定するとともに、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和6年9月24日付け6農産第2268号農林水産事務次官依命通知）の定めるところによるものとする。

イ 農業機械等を導入する場合

- (ア) 農業機械等の利用期間は法定耐用年数以上とする。
- (イ) 事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、交付等要綱第25の3に定める財産管理台帳の写しを地方農政局長に提出するものとする。地方農政局長は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財

産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(ウ) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。

- ① 貸付けの方法及び貸付けの対象となる者等については、地方農政局長と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。
- ② 事業実施主体は賃借料を徴収する場合は、原則として「事業実施主体負担(事業費一助成金)／当該農業機械等の耐用年数×年間管理費」により算出される額以内であることとする。
- ③ 賃貸契約は契約書等により行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃貸契約に明記した事項が利用者又は自らの競争関係に制約を加えることがないよう留意するものとする。

3 補助対象経費

(1) 補助対象とする経費は、本要領別表1の6(3)ウに定めるもののうち、以下に掲げるものとする。

ア 検討会の開催

取組の実施方法・内容を定めるための検討会の開催等に必要となる事業費(会場借料、通信・運搬費、印刷製本費等)、旅費、謝金、役務費、雑役務費等の経費

イ 技術的な栽培実証の取組

実証ほ場の設置、生産資材(種苗、肥料、農薬)や農業機械の導入など、糖度・単収の向上が期待される優良品種の導入、自然災害被害の抑制手法(効率的な防風林の設置方法や干ばつに対応した節水型灌漑技術等)の導入等の栽培に係る実証を行う上で必要となる事業費(借上費、原材料費、資機材費、消耗品費等)、備品費、賃金等、役務費等の経費

ウ 担い手や作業受託組織の生産体制実証の取組

新たな作業員・オペレーターの雇用と育成、農業機械の導入など、春作業(株出管理・植付け、土づくり等)を適期に行うための体制構築、農繁期の作業分散等の担い手や作業受託組織等の生産体制に係る実証を行う上で必要となる事業費(借上費、原材料費、資機材費、消耗品費、研修受講費等)、備品費、賃金、役務費等の経費

エ グリーン化実証の取組

畜産農家等と連携したさとうきび生産に適した堆肥の開発、堆肥の原料供給、生産、利用に向けたマッチング体制の構築、堆肥の低コスト生産・供給など、環境に配慮した生産性向上に係る実証を行う上で必要となる事業費(借上費、原材料費、資機材費、消耗品費等)、備品費、賃金、役務費等の経費

オ 実証結果の分析

実証した取組の導入効果や経営改善効果の分析等に必要となる事業費(通信・運搬費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費等)、賃金、旅費、謝金、委託費、役務費等の経費

カ 実証結果の普及

実証した取組内容の報告会やマニュアルの作成等に必要となる事業費（会場借料、通信・運搬費、印刷製本費、消耗品費等）、賃金、旅費、謝金等の経費
(2) 次に掲げる取組に要する経費は、補助対象外とする。

ア 国の他の助成事業を通じ、又は地方公共団体その他国以外の者から、現に支援を受け実施中又は実施予定となっている取組

イ 学校、試験研究機関等公的機関が作付けしている甘味資源作物を対象とする取組

ウ 輪作体系・複合経営の確立に向けた取組を行う場合にあっては、需給調整を実施している品目の生産振興を対象とする取組

エ 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和 40 年法律第 109 号）第 19 条第 1 項の規定に基づく甘味資源作物交付金への上乗せ等収入の単なる補てんに当たる取組

オ 不動産、船舶、飛行機又は 1 件当たりの取得価格が 50 万円以上の機械及び器具等財産を取得する取組（農業機械等の導入・改良を行う場合は除く。）

カ 特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる取組

(3) (2) のオの規定にかかわらず、地方農政局長が特に必要と認めたもの（干ばつ被害が発生する地域において地域全体で取り組む灌水対策に必要となる 50 万円以上の器具（灌水タンク等）の取得等）については、本事業の補助対象とすることができる。

(4) 申請できない経費

ア 本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（月極の給与、賞与、退職金その他各種手当）

イ 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費

ウ 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額をいう。）

4 補助率

補助率は定額とする。ただし、農業機械等の導入にあっては、実勢価格の 6/10 以内、農業機械等のリース導入にあっては、リース料の 6/10 以内とする。

5 農業機械等の導入又はリース導入を伴う実証における留意事項

(1) 農業機械等の導入又はリース導入に係る共通事項

ア 補助対象経費の積算等については、補助事業等の厳正かつ効率的な実施について（平成 19 年 9 月 21 日付け 19 経第 947 号農林水産省大臣官房長通知）及び過大精算等の不当事態の防止について（昭和 56 年 5 月 19 日付け 56 経第 897 号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

イ 機械設備の納入に当たっては、強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 新食第 2088 号、3 農産第 2897 号、3 畜産第 1991

号、農林水産省総括審議官、農産局長、畜産局長通知)第1の6の(2)のイ産地基幹施設等支援タイプ等における利益等排除についてを準用すること。

(2) 農業機械等を導入する場合

ア 補助対象経費は、原則、新品の農業機械等の実勢価格とする。ただし、地方農政局長が必要と認める場合は、中古農業機械等(法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数(年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。)が2年以上の農業機械等をいう。)も対象とすることができるものとする。

イ 農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、原則として事業費の低減を図るために一般競争入札によるものとする。

ウ 本事業に係る補助金の額は対象となる農業機械等ごとにそれぞれ千円未満を切り捨てた額の合計とする。

(3) 農業機械等のリース契約を締結する場合

ア 補助対象経費は、リース契約(事業実施主体とリース事業者の2者間で締結する農業機械等の賃借に関する契約をいう。)に係る農業機械等の実勢価格(以下「リース物件価格」という。)及びリース契約に係る諸費用のうち次に掲げるもの(以下「リース諸費用」という。)とする。

(ア) 保険料

(イ) 固定資産税(償却資産)

(ウ) 金利

(エ) その他農産局長が特に必要と認めるもの

イ リース事業者とのリース契約は、原則として事業費の低減を図るために一般競争入札等によるものとし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(ア) 第2の1により提出された事業実施計画に記載された農業機械等に係るものであること。

(イ) リース期間が4年以上で法定耐用年数以内であること。

ウ 本事業に係る補助金の額(以下「リース料助成額」という。)は、対象となる農業機械等ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、リース物件価格、リース諸費用及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の少数第3位の数字を四捨五入して少数第2位で表した数値とする。

(ア) $\text{リース料助成額} = (\text{リース物件価格} \times (\text{リース期間} / \text{法定耐用年数}) + \text{リース諸費用}) \times 6/10$ 以内

(イ) $\text{リース料助成額} = ((\text{リース物件価格} - \text{残存価格}) + \text{リース諸費用}) \times 6/10$ 以内

(4) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業については、本事業の対象としないものとする。

6 その他留意事項

(1) 補助事業を遂行するため売買、請負その他契約をする場合は一般競争入札を行

うものとする。

ただし、補助事業の運営上、一般競争入札が困難又は不適當である場合は、指名競争入札等を実施することができるものとし、取得価格が50万円以上のものについては、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く。）、カタログ等を添付するものとする。

- (2) 実証によって得られた収穫物や加工品等を販売する場合にあっては、これらの実証を通常の営農行為等と比べた際に掛かり増しとなる経費のみを補助対象とする。

7 事業実施期間

事業実施期間は、事業実施計画に記載した事業実施年度から翌々年度までの3年以内とし、事業実施計画の実施スケジュールに定めた期間内とする。ただし、翌年度以降の事業実施については、当該事業経費に係る予算が確保できた場合に事業の継続ができるものとする。

8 成果目標

(1) 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標から、実証内容に沿ったものを1つ以上設定するものとする。

- ア 実証地区における10a当たり労働時間を10%以上削減
- イ 実証地区における10a当たり収量を5%以上増加
- ウ 作業受託面積又は作付面積を1%以上増加
- エ 適期適切に行った春作業の面積（又は面積割合）を1%以上増加
- オ 地域等における会議での発表等普及啓発を1回以上実施
- カ 実証成果の導入面積（又は面積割合）を1%以上増加
- キ 実証地区における新たに確保する労働力を1人以上増加

(2) 目標年度

目標年度は、事業実施計画に定めた事業最終年度又はその翌年度とする。

9 審査基準

本要領別表4の2の評価項目は、以下のとおりとする。なお、事業実施主体が既に承認を受けた事業実施計画に基づき、前年度から継続して事業を実施する場合にあっては、当該事業実施計画を優先的に採択するものとする。

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
①実行性	・実証地区における10a当たり労働時間の削減	30%以上	5
		25%以上	4
		20%以上	3
		15%以上	2
		10%以上	1
		10%未満	0
	・実証地区における10a当たり収量の増加	25%以上	5
		20%以上	4
		15%以上	3
		10%以上	2
		5%以上	1
		5%未満	0
	・作業受託面積又は作付面積の増加	5%以上	5
		4%以上	4
		3%以上	3
		2%以上	2
		1%以上	1
		1%未満	0
	・適期適切に行った春作業の面積（又は面積割合）の増加	5%以上	5
		4%以上	4
		3%以上	3
		2%以上	2
		1%以上	1
		1%未満	0
・地域等における会議での発表等普及啓発を実施	5回	5	
	4回	4	
	3回	3	
	2回	2	
	1回	1	
	1回未満	0	
・実証成果の導入面積（又は面積割合）の増加	5%以上	5	
	4%以上	4	
	3%以上	3	
	2%以上	2	
	1%以上	1	
	1%未満	0	
・実証地区における新たに確保する労働力の増加	5人以上	5	
	4人	4	
	3人	3	
	2人	2	
	1人	1	
	0人	0	

②地域における重要性	<ul style="list-style-type: none"> ・取組内容が地域において重要なものであり、事業実施主体が所在する県が特に重要性が高いと認める地区であるか。 ・受益する農家又は受益農業従事者に 65 歳未満の者が含まれているか。 ・事業実施主体、受益する農家又は受益農業従事者の中に、地域計画のうち目標地図に位置付けられている者又は位置付けられることが確実に認められている者がいるか。 ・さとうきび増産計画又は年次計画（フォローアップ）に位置付けられた取組となっているか。 ・事業実施主体がこれまで国庫補助事業を受けて導入した農業機械等の目標達成率が 50%未満のままとなっているものがないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 5つ満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも満たさない。 	<ul style="list-style-type: none"> 5 4 3 2 1 0
------------	--	---	--

第2 事業実施手続等

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、本要領第5の1に基づき、別添1－6により事業実施計画を作成し、交付申請書に添えて当該事業実施主体の主たる事務所が所在する区域を管轄する地方農政局長に提出するものとする。

なお、事業実施計画の事前調整等が必要な場合は、交付等要綱第7の3に基づき、地方農政局長は交付申請書の提出より前に、事業実施主体に対し事業実施計画の提出を求めることができるものとする。

また、事業実施主体は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、当該事業実施主体の主たる受益地区が所在する県又は市町村と調整を図るものとする。

2 事業実施計画の承認

(1) 地方農政局長は、交付等要綱第9の1に基づき、第1の2(2)の採択要件を全て満たす場合に限り、交付決定を行うものとし、併せて、1により提出された事業実施計画を承認したものとする。

(2) 本要領第5の1のなお書に基づき定める事業実施計画の重要な変更とは、「農業機械等の変更」とし、別添1及び別添1－6の事業実施変更計画書により協議を行うものとする

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告等

(1) 事業実施主体は、本要領第6の1に基づき、事業実施年度の翌年度から自ら事業実施結果の評価を行い、その結果を事業実施年度の翌年度から成果目標の目標年度の翌年度の7月末日までに前年度における事業実施状況を別添3及び別添3－5により地方農政局長に報告し、併せて、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和3年2月26日付け2生産第2170号生産局長通知）に係るチェックシートを提出するものとする。

- (2) 事業実施主体は、交付等要綱第 18 の 1 の規定による実績報告書を提出する際は、入札結果報告を別添 2 により併せて提出するものとする。
- (3) 地方農政局長は、第 4 の 5 に定める場合について確認するため、事業実施主体又はリース利用者に対して実施状況の報告を求めることができるものとする。

2 事業実施結果の評価

事業実施主体は、本要領第 7 の 1 (1) に基づき、別添 4 及び別添 4-3 により成果目標の達成状況を自己評価し、地方農政局長に報告するものとする。

第 4 その他

1 事業の着手等

- (1) 事業実施主体は、原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条第 1 項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとし、その申請は交付等要綱により行うものとする。
- (2) 事業実施主体は、原則として、一般競争入札により最も安価な契約又はリース契約を締結するものとする。

2 機械の納入に当たっては、強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 新食第 2088 号、3 農産第 2897 号、3 畜産第 1991 号、農林水産省総括審議官、農産局長、畜産局長通知）第 1 の 6 の (2) のイ産地基幹施設等支援タイプ等における利益等排除についてを準用するものとする。

3 事業実施主体は、第 1 の 1 の事業の内容について、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に着手する場合にあっては、あらかじめ、地方農政局長の適正な指導を受けたうえで、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第 1 号により地方農政局長に届け出るものとする。

4 補助金の管理

事業実施主体は、交付を受けた補助金の経理（預金口座（無利息型）の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理等）に当たっては、次の点に留意する必要がある。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令及び交付規則等の法令に基づき、適正な執行に努めること。
- (2) 補助金の経理を事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けること等により、適正な執行に努めること。
- (3) 補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果が上げられるように経費の効率的使用に努めること。

5 補助金の返還

地方農政局長は、事業実施主体が次に掲げる場合のいずれかに該当し、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認める場合は、補助金の交付の一部若しくは全部を減額し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部について返還を命ずるものとする。

- (1) 購入契約、リース契約を解約又は解除した場合
- (2) 事業実施主体又はリース事業者のいずれかが事業を中止したとき
- (3) 農業機械等又はリース導入した物件が消滅又は消失した場合
- (4) 地方農政局長に提出した事業実施計画書等の書類に虚偽の記載をした場合
- (5) 締結された購入契約又はリース契約が、第1の3に定められた購入契約又はリース契約の条件に合致しないことが明らかとなった場合
- (6) 第3に定める事業実施状況の報告、事業の評価等の報告を怠った場合

6 指導監督

地方農政局長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体に対し、適正な管理運営や利用が行われるよう指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長は、関係書類の整備等において適切な措置を講ずるよう、事業実施主体を十分に指導監督すること。

7 不正行為に対する措置

地方農政局長は、本事業の事業実施主体等の代表者、役員、職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあつては、当該事業実施主体等に対し、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

8 特許権等の帰属等

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、商標権、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠権を受ける権利、プログラムの著作物の著作権、データベースの著作物の著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける地位及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合、その知的財産は事業実施主体に帰属するものとする。ただし、特許権等の帰属に関し、次に掲げる条件を遵守することとする。

なお、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあつても、同様に扱うものとする。

- (1) 本事業により成果が得られ、特許権等の権利の出願、取得を行った場合には、別添7により遅滞なく地方農政局長に報告すること。
- (2) 国が公共の利益等を目的として当該特許権等の利用を事業実施主体等に求める場合には、無償で知的財産権の利用を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める時は、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業実施期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の第三者

に譲渡又は利用許諾をする場合には、事前に国と協議して承認を得ること。事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

9 収益納付

(1) 事業実施主体は、特許権等に伴う収益が生じた場合は、補助事業の成果による収益の状況を記載した収益状況報告書を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間、別添8により、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに地方農政局長に報告するものとする。なお、地方農政局長は、特に必要と認められる場合にあっては、報告の提出期限を延長することができるものとする。

(2) 地方農政局長は、(1)の報告に基づき、次に掲げる金額について、事業実施主体に納付を命ずることができるものとする。

ア 特許権等により収益が生じた場合にあっては、毎会計年度の当該収益額に、当該成果を取得したときまでに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額を、それまでに補助事業に関連して支出された総額で除して得た値を乗じて得た額

イ 補助事業の成果の企業化により相当の収益が生じた場合にあっては、毎会計年度の補助事業の成果の企業化による収益額に、当該成果に係る技術が企業化されるまでに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額をそれまでに企業化に関連して支出された総額で除して得た値を乗じ、さらに当該成果が企業化事業において利用される割合を乗じて得た額

ウ 収益を納付すべき期間は、補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、納付を命ずることができる額の合計額は、事業の実施による経費として交付された補助金総額を限度とし、地方農政局長は、特に必要と認める場合にあっては、収益を納付すべき期限を延長することができるものとする。

付票 1

実証を行う上で農業機械の導入・改良を伴う場合、対象となる農業機械等

農業機械等名
<p>1 農業機械等</p> <ul style="list-style-type: none">(1) ケーンハーベスタ（収納袋を含む。）(2) 株出管理作業機(3) 苗植付機(4) 乗用トラクター(5) 防除用機械(6) 堆肥散布機、堆肥散布車（車と一体的なものに限る。）(7) 肥料散布機(8) 耕うん用機械(9) 碎土整地用機械(10) 栽培管理用機械(11) 搬出・搬入機(12) 脱葉機(13) 散水車（車と一体的なものに限る。）
<p>2 機材（干ばつ被害を軽減するものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 設置型農業用タンク(2) 灌水ポンプ(3) 灌水用機器（点滴チューブ、スプリンクラー）(4) ろ過、淡水化装置
<p>3 その他の農業機械等</p> <p>1 及び 2 に定める農業機械等のほか、地方農政局長が地域の実情に鑑み、本事業の目的を達成するために特に必要と認めたものとする。</p>

別添1（Ⅰの第2の1（1）、Ⅱの第2の1（1）、Ⅲ－Ⅰ、Ⅲ－Ⅱ－Ⅰ、Ⅲ－Ⅱ－Ⅱ、Ⅲ－Ⅲ第2の1関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長
農林水産省農産局長^{※1} 殿〕

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

令和〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進の事業実施計画の提出（変更協議）^{※6}について

令和〇〇年度において、持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進（〇〇〇〇〇^{※2}）を実施したいので、本別紙〇〇〇〇^{※3}に基づき、関係書類^{※4※5}を添えて提出（変更協議）する。

- ※1：本別紙本体の第2の1（1）の全国的な支援体制の整備事業を実施する場合、宛先は農林水産省農産局長宛とすること。
- ※2：本別紙本体の第2の1の対象事業名を記載すること。
- ※3：本別紙本体の第2の1（1）の事業の場合は「Ⅰの第2の1（1）」、（2）の事業の場合は「Ⅱの第2の1（1）」、（3）の事業の場合は「Ⅲ－Ⅰの第2の1」、「Ⅲ－Ⅱ－Ⅰの第2の1」、「Ⅲ－Ⅱ－Ⅱの第2の1」又は「Ⅲ－Ⅲの第2の1」と記載すること。
- ※4：関係書類として、本別紙本体の第2の1（1）の事業を実施する場合は、別添1－1、本別紙本体の第2の1（2）の事業を実施する場合は別添1－2、本別紙本体の第2の1（3）の事業を実施する場合は別添1－3、別添1－4、別添1－5又は別添1－6のいずれかを添付すること。（事業実施計画の変更の場合は、事業実施計画書の変更箇所を加筆修正（変更前を上段括弧で二段書き）した該当資料ページを添付して提出すること。）
- ※5：本別紙本体の第2の1（2）の事業のうちⅡの第1の1（1）イ（キ）aの取組を実施する場合は別添9から別添11を、Ⅱの第1の1（1）イ（キ）bの取組を実施する場合は別添21から別添22-1を、Ⅱの第1の1（1）イ（キ）cの取組を実施する場合は別添30から別添31-1を、Ⅱの第1の1（1）イ（ク）の取組を実施する場合は別添39及び別添39の第4に規定する関係資料を、Ⅱの第1の1（1）イ（コ）の取組を実施する場合は別添49及び別添50を添付すること。事業実施計画の変更の場合は、承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正（変更前を上段括弧で二段書き）した該当資料ページを添付して提出すること。
- ※6：実施要領に定める重要な変更に伴う事業実施計画の協議を行う場合は、「を実施したいので」を「の事業実施計画を変更したいので」と、「本別紙〇〇〇」を「実施要領第5」と、「提出」を「変更協議」と記載すること。

1 全国的な支援体制の整備事業

持続的生産強化対策事業

ポイント加算

生産方式革新実施計画

有・無

※本事業実施要領別表 4（審査基準）の（第 4 に係る優遇措置）参照

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進
事業実施(変更)計画書

事業実施年度：令和 _____ 年度

事業実施主体名： _____

都道府県名・市町村名： _____

対象作物名： _____

注) 事業実施計画の変更の場合は変更箇所を加筆修正（変更前を上段括弧で二段書き）すること。

第1 事業概要

1 事業計画総括表

事業概要	事業対象作物名	事業費（円）	負担区分（円）			備考
			国庫補助金	自己負担	その他	
(1) 検討会の開催						
(2) 事前相談窓口の設置						
(3) 地域相談会等の実施						
(4) 栽培技術研修の実施						
(5) 産地動向・栽培技術等の調査・分析等						
(6) 需要・消費動向等調査・検討の実施						
(7) 課題解決実証の実施						
(8) 需要拡大に資する取組の実施						
(9) 人材登録等の実施						
(10) 情報発信ツールの構築						
合計						

注：「備考」の欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円、うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円、うち国費〇〇円」）を記入すること。

2 事業完了予定（又は完了） 令和 年 月 日

3 事業目的及び成果目標

(1) 事業対象作物

--

注：本事業で対象とする地域特産作物（薬用作物の場合は具体的な薬用作物名）を記入すること。

(2) 事業目的

--

注：本事業で対象とする地域特産作物の現状と課題、事業に取り組む目的等について記載すること。

(3) 成果目標

達成すべき成果目標	目標値（ 年度）	目標値の考え方	事後評価の検証方法

注1：「達成すべき成果目標」の欄は、本別紙のⅠの第1の4（1）の成果目標の中から1つ選択し、記入すること。

2：「目標値」の欄は、「達成すべき成果目標」に沿って、目標数値を記入すること。

3：「目標値の考え方」の欄は、目標値の決定に当たってどのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として目標を達成できるかを記入すること。

第2 事業の実施内容

1 事業全体の実施スケジュール

事業の実施時期 (令和 年度) 月	取組の内容	備考

注1：対象作物が複数の場合は、取組内容別に対象作物を記入すること。

2：適宜、行を追加し、記入すること。

2 事業内容（非実施の取組の欄は、削除すること。（2）～（10）については、過年度（今年度含む）に同様の事業実績がある場合は、その成果及び過年度事業と当事業計画の違いを明記すること）

(1) 検討会の開催（必須）

ア 検討会の構成

検討会の名称	氏名	所属・役職名	備考

注：適宜、行を追加して記入すること。

イ 検討会の開催

開催時期	開催場所	参集範囲	検討内容	備考
年 月				

注1：「参集範囲」の欄は、検討会の構成員以外の者が参加する場合は、その者の所属・役職名、氏名を併せて記入すること。

2：開催する検討会ごとに記入すること。

3：適宜、行を追加して記入すること。

4：必ず学識経験者、実需者、流通業者、農業団体等の本事業の推進に必要な有識者と事業全体の方針及び内容の検討を行うこと。

(2) 事前相談窓口の設置

ア 目的等

--

注：相談窓口の設置の理由、目的等を記入すること。

イ 相談窓口の運営体制

相談窓口名	氏名	所属・役職名	備考

注：対象作物が複数の場合は、「備考」の欄に対象となる作物名を記入すること。

ウ 相談窓口の実施内容

実施期間・時間	設置場所	想定される相談内容	運営方法	備考

注：「運営方法」の欄については、相談の受付方法や回答方法等について記入すること。

(3) 地域相談会等の実施

ア 目的等

--

注：地域相談会等の実施の理由、目的等を記入すること。

イ 地域相談会等の実施内容

名 称	相談会等の具体的な実施内容	備 考

注1：「名称」の欄は、仮称でも構わない。

2：開催する相談会等ごとに記入すること。

ウ 地域相談会の開催

開催時期 年 月	開催場所	参集範囲	具体的な内容	備 考

注：開催する地域相談会等ごとに記入すること。

(4) 栽培技術研修の実施

ア 目的等

--

注：栽培技術研修会の実施の理由、目的等を記入すること。

イ 栽培技術研修会の実施内容

名 称	具体的な実施内容	備 考

注1：「名称」の欄は、仮称でも構わない。
 注2：開催する相談会等ごとに記入すること。

ウ 栽培技術研修会の開催

開催時期	開催場所	参集範囲	具体的な内容	備 考
年 月				

注：開催する地域相談会等ごとに記入すること。

(5) 産地動向・栽培技術等の調査・分析等

ア 目的等

--

注：調査・分析等の実施の理由、目的等を記入すること。

イ 調査・分析等の内容

実施時期	実施項目（場所、課題など）	実施内容	備 考
年 月			

注：適宜、行を追加して記入すること。

(6) 需要・消費動向等調査・検討の実施

ア 目的等

--

注：需要・消費動向等調査の実施の理由、目的等を記入すること。

イ 需要・消費動向等調査・検討の実施内容

実施期間	調査名	実施者	調査内容及び方法	備考
年 月 ~ 月				

注：実施する調査ごとに記入すること。

(7) 課題解決実証の実施

ア 目的等

--

注：課題解決実証の実施の理由、目的等を記入すること。

イ 新たな作物又は品種の導入の実施内容

実施時期	実施場所	作物又は品種名	ほ場面積(a)	管理主体	試験内容及び方法	備考
年 月						

注：試験を実施する場所ごとに記入すること。

ウ 栽培技術・加工技術の確立

(ア) 栽培技術・加工技術の試験内容

技術の名称等	実施時期 年 月	作物名又は品目名	実施者	試験内容及び方法	備考

(イ) 加工技術の試験に必要な機械・機器の整備内容

整備時期 年 月	機械・機器の 種類・型式	金額（円）	機械・機器の使用方法	管理者	保管・設置場所	備考

注1：「金額（円）」の欄は、農業機械等の販売業者により設定されている小売希望価格（設定されていない場合は一般的な実勢価格（税抜価格））を記入すること。

注2：「機械・機器の使用方法」の欄は、栽培技術・加工技術の確立に必要な機械・機器の具体的な使用方法等について記入すること。

エ 農業機械等の開発・改良

(ア) 農業機械等の開発・改良の内容

実施時期 年 月	機械等の種類・型式	金額（円）	実施者	開発・改良の内容及び方法	保管場所	備考

注1：「金額（円）」の欄は、農業機械等の販売業者により設定されている小売希望価格（設定されていない場合は一般的な実勢価格（税抜価格））を記入すること。

2：農業機械等の価格が400万円以上の場合は、その理由を備考欄に記入すること。

3：「実施者」の欄には、農業機械等の改良を行う機関（又は担当者等）を記入すること。なお、改良を一体的に行う農機具メーカー名及びその部署、支店名（又は担当者名等）も記入すること。

4：「備考」の欄には、事業実施主体のうち事業の管理に当たる責任者を記入すること。

(イ) 農業機械等販売業者選定方法の計画

入札方法（いずれかに○をする）	指名業者選定の考え方	備考
一般競争入札 ・ 指名競争入札		

注：「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合、記入すること。

オ 新商品の開発等

(ア) 試作品の作製

試作品名	実施時期	作製者	試作品の内容及び作製方法	備考
	年 月			

注：試作品ごとに記入すること、「作製者」の欄は試作品を作製する者を記入すること。

(イ) 試作品の商品性評価

試作品名	開催時期	開催場所	評価者・員数	評価内容及び方法	備考
	年 月				

注1：試作品ごとに記入すること。

2：「評価内容及び方法」の欄は、実施方法、評価項目等について記入すること。

カ 農業機械等のリース

(ア) リース内容

機械等名	仕様	台数	用途	金額（円）	主として使用する者	設置場所	リース予定時期

注1：機械等ごとに記入すること。

2：「金額」の欄は、機械等のリース料相当額を記入すること。また、リース契約内容の分かる資料を添付すること。

(イ) リースを行う農業機械等の決定の根拠

機械等の種類・型式	リース物件価格（千円）	リースを行う農業機械等の選定理由及び規模決定の根拠	備考

注1：「リース物件価格（千円）」の欄は、リースする農業機械等の販売業者により設定されている小売希望価格（設定されていない場合は一般的な実勢価格（税抜価格））を記入すること。

2：「リースを行う農業機械等の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」は農業機械等の能力を決定（導入する機械等の能力、台数、単価等）した計算過程をその根拠となる機械等の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。

3：リースする農業機械等の価格が400万円以上の場合は、その機械等をリースする理由を「リースを行う農業機械等の選定理由及び規模決定の根拠」の欄にあわせて記入すること。

（ウ）リース事業者に機械等を納入する業者の選定方法の計画

入札方法（いずれかに○をする）	指名業者選定の考え方	備考
一般競争入札 ・ 指名競争入札		

注：「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合、記入すること。

（エ）リース料助成額

農業機械等名（仕様）				備考
リース期間	開始日 ～ 終了日（※1）	～		
	リース借受日から○年間（※2）			（年）
リース物件取得予定価格（消費税抜き）	①			（円）
リース期間終了後の残存価格（消費税抜き）	②			（円）
リース料助成額（注2）	③			（円）
リース諸費用（消費税抜き）	④			（円）
消費税	⑤			（円）
事業実施主体負担リース料（消費税込み）	①－②－③＋④＋⑤			（円）

注1：※1及び※2については、いずれかを記入すること。

2：リース料助成額は、A、Bのいずれか小さい額を記入すること（千円未満は切り捨て）。

A：①×（リース期間/法定耐用年数）×補助率

B：（①－②）×補助率

3：リース事業者の見積書の写し等を添付すること。

（8）需要拡大に資する取組の実施

ア 目的等

--

注：需要・消費動向等調査の実施の理由、目的等を記入すること。

イ 需要拡大に資する取組の実施内容

実施時期	実施者	実施内容及び方法	備考
年 月			

(9) 人材登録等の実施

ア 卓越技能人材登録等

(ア) 目的等

--

注：人材等登録の実施の理由、目的等を記入すること。

(イ) 卓越技能人材選考会の構成

選考会名	所属・役職名	氏名	備考

注：所属・役職名及び氏名欄は、構成員ごとに記入すること。

(ウ) 選考会の開催

開催時期	開催場所	参集範囲	選考方法	備考
------	------	------	------	----

年 月				
-----	--	--	--	--

注：開催する選考会ごとに記入すること。

(エ) 卓越技能人材に関する周知

実施時期	開催場所	周知内容及び方法	備考
年 月			

(オ) 卓越技能人材意見交換会の開催

開催時期	開催場所	参加予定対象者・人数	意見交換会の内容	備考
年 月				

注：開催する意見交換会ごとに記入すること。

イ 栽培技術等アドバイザーの派遣

(ア) 目的等

--

注：課題解決実証の実施の理由、目的等を記入すること。

(イ) 栽培技術等アドバイザーの選考・登録

選考時期	選考方法	備考
年 月		

(ウ) 栽培技術等アドバイザーの派遣の実施

派遣先の選定方法	派遣等の内容及び方法	備 考

(10) 情報発信ツールの構築

ア 目的等

--

注：情報発信ツールの構築の理由、目的等を記入すること。

イ 情報発信ツールの内容

実施時期	情報発信内容	備 考
年 月		

注：ポータルサイトを製作する場合には、サイトの設置予定場所や周知方法等を備考欄に記入すること。

第3 事業の実施経費

事業内容	費目	細目	単価 (円) ①	員数 (人数、回数) ②	金額 (円) (①×②)	備考
(1) 検討会の開催						
	計					
(2) 事前相談窓口の設置						
	計					
(3) 地域相談会等の実施						
	計					
(4) 栽培技術研修の実施						
	計					
(5) 産地動向・栽培技術等の 調査・分析等						
	計					
(6) 需要・消費動向等調査・検討 の実施						
	計					

(7) 課題解決実証の実施						
新たな作物や品種の導入						
小 計						
栽培技術・加工技術の確立						
小 計						
農業機械等の開発・改良						
小 計						
新商品の開発等						
新商品の開発						
小 計						
試作品の商品性評価等の 実証						
小 計						
実証に必要な農業機械等 のリースによる導入						
小 計						
計						
計						
(8) 需要拡大に資する取組の 実施						
計						
(9) 人材登録等の実施						
卓越技能人材の登録、表彰及						

び周知						
小計						
卓越技能人材相互の意見交換会の開催						
小計						
栽培技術等のアドバイスを行うことができる人材の全国への派遣						
小計						
計						
(10) 情報発信ツールの構築						
計						
総計						

注1：「費目」、「細目」の欄は、本要領別表3の費目、細目から記入すること。

2：「備考」の欄には、単価、員数等の根拠（資料名等）、経費の必要性等を具体的に記載すること。

3：適宜、必要に応じて行を追加して記入すること。また、不必要な行については適宜削除して記入すること。

第4 事業実施体制

申請者 (事業代表者)	氏名	
	所属機関	
	職名	
	所在地	〒
	電話番号	
	ファックス番号	
	メールアドレス	
	過去の類似事業の実績	
	当該事業に関する知見・知識	
共同機関	大学	
	独立行政法人等	

	民間企業	
	公益法人	
	その他	
事業責任者	氏名	
	所属機関	
	職名	
	所在地	〒
	当該事業に関する知見・知識	
会計担当者	氏名	
	所属機関	
	職名	
	所在地	〒
	会計に関する知見・知識	

注1：事業実施体制がわかる図を添付すること。

2：「過去の類似事業の実績」の欄には、事業名、実施時期及び概要を記入すること。

3：「事業責任者」の欄は、調査、実証、試験等を行う実施責任者について記入すること。

第5 収支予算（又は精算）

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 自己資金					
3 その他					
合 計					

注：「備考」の欄に、事業実施主体以外の団体が別途事業費を負担する場合には、その団体名を記入すること。

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
茶・薬用作物等地域特産作物体制 強化促進 全国的な支援体制の整備事業	円	円	円	円	
合 計					

第6 添付書類

- 1 団体の運営等に係る規約等（協議会の場合は、役員名簿、構成員名簿を含む。）及び収支予算（又は収支決算）
- 2 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- 3 本事業で取り組む内容の農業機械のパンフレット、見積書
- 4 その他、農産局長が必要と認める資料

持続的生産強化対策事業

2 地域の生産体制強化・需要創出事業

関連計画での 位置づけ	輸出事業計画	有・無	ポイント加算	産地形成協働計画	有・無
	地域別農業振興計画	有・無		フラッグシップ輸出産地	有・無
	環境負荷低減事業活動実施計画等	有・無		サプライチェーン連結強化緊急対策関係	有・無
優先枠	大規模茶産地モデル形成	有・無		生産方式革新実施計画	有・無
	加工・調製作業外部化計画	有・無			

※本要領本体別表4（審査基準）の（第4に係る優遇措置）参照

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 事業実施（変更）計画書

事業実施年度：令和 _____ 年度

事業実施主体名： _____

都道府県名・市町村名： _____

対象作物名： _____

注) 事業実施計画の変更の場合は変更箇所を加筆修正（変更前を上段括弧で二段書き）すること。

第1 事業概要

1 事業計画総括表

事業概要	事業量 (回数、台数、 面積等)	事業費 (円)	負担区分(円)			補助率	備考
			国庫 補助金	自己負担	その他		
(1) 検討会の開催						定額	
(2) 生産体制の強化							
ア 栽培実証ほの設置等						定額	
イ 新たな栽培技術等の実証導入						1/2 以内	
ウ 関連設備・農業機械の開発・改良						定額	
エ 栽培マニュアルの作成						定額	
オ 課題等解決のための調査・分析・実証						定額	
カ 栽培・衛生管理体制の構築						定額	
うち機械等のリース以外							
うち必要な機械等のリース						1/2 以内	
キ 茶の改植等、薬用作物の新植及び永年性 工芸作物の改植等の促進						定額※1	
ク 農業機械等リース支援						1/2 以内	
ケ 人材確保策の検討						定額	
コ 葉たばこ品質向上支援						定額※2	
サ 加工・調製作業外部化促進						定額	
うち機械等のリース以外							
うち必要な機械等のリース						1/2 以内	
シ 生産コストを踏まえた戦略的な生産・販 売の推進						定額	
(3) 需要の創出							
ア 消費者・実需者等のニーズ把握及び連携 強化						定額	

イ 実需者等と連携した商品開発 うちリース以外						定額	
うち必要な機械等のリース						1/2 以内	
ウ 消費者に向けたコト体験の展開 うち機械等のリース以外						定額	
うち必要な機械等のリース						1/2 以内	
エ 消費者等への理解促進・情報発信						定額	
合 計							

※1 有機栽培への転換に必要な簡易な圃地整備については1/2 以内

※2 新たな資材を導入する取組への支援については1/2 以内

注：「備考」の欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円、うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円、うち国費〇〇円」）を記入すること。

2 受益農家等の状況

受益農業従事者数	受益農業従事者うち65歳未満の数	受益農業従事者のうち法人・集落 営農、新規就農者の数	事業実施主体	
			法人・集落営農組織の 場合は右欄に○を記入	

注：「受益農業従事者数」の欄は、本事業を実施することにより益を受ける者の数を記入すること。また、農事組合法人の場合は、その組合員を受益農業従事者とする。農事組合法人以外の農地所有適格法人は、その構成員であって農業に150日以上従事する者を受益農業従事者とする。特定農業団体の場合は、その構成員を受益農業従事者とする。

3 事業完了予定（又は完了） 令和 年 月 日

4 事業対象作物の生産状況、販売状況

(1) 事業の対象作物

--

注：本事業で取り組む作物を記載すること。

(2) 生産状況

ア 栽培面積及び生産量

作物名	現 状 (年度)		本年度 (年度)		目 標 (年度)		備 考
	栽培面積 (a)	生産量 (ト)	栽培面積 (a)	生産量 (ト)	栽培面積 (a)	生産量 (ト)	
計							

- 注 1 : 「本年度の栽培面積」の欄は、事業実施年度に栽培を計画している面積を記入すること。
 2 : 「本年度の生産量」の欄は、事業実施年度に栽培を計画しているほ場で生産される見込み数量を記入すること。
 3 : 蚕の場合は、「栽培面積(a)」の欄は「飼育数量(箱)」、「生産量(トン)」の欄は「収繭量(トン)」とすること。
 4 : 蚕における「飼育数量(箱)」の欄は、2万粒を1箱として換算すること。
 5 : 薬用作物の場合は、「備考」の欄に生薬名及び栽培年数(植付から収穫までに要する年数)を記載すること。
 6 : 適宜、行を追加して記入すること。

イ 10a 当たり単収及び労働時間 (成果目標において 10a 当たりの単収の向上又は労働時間の削減に取り組む場合は必ず記入すること。)

(ア) 10a 当たり単収

作物名	現 況 (年度) (kg/10a)	目 標 (年度) (kg/10a)	備 考
計			

(イ) 10a 当たり労働時間

作物名	現 況 (年度) (時間/10a)	目 標 (年度) (時間/10a)	備 考
計			

ウ 販売状況

作物名	販売先の確保状況		販売形態	備 考
	薬用作物	薬用作物以外		
	漢方・健康食品・無	有・無	相対取引・その他	
	漢方・健康食品・無	有・無	相対取引・その他	

	漢方・健康食品・無	有・無	相対取引・その他	
	漢方・健康食品・無	有・無	相対取引・その他	

5 事業目的及び成果目標

(1) 事業目的

--

注：産地における現状と課題、当該作物に取り組む目的等について記載すること。

(2) 成果目標

ア 達成すべき成果目標の具体的な内容

事業内容	達成すべき 成果目標	成果目標の内容			目標値の考え方	事後評価の検証の方法
		現状値	目標値	増減率		
		(年)	(年)			

イ 達成すべき成果目標の具体的な内容

事業内容	達成すべき 成果目標	成果目標の内容			目標値の考え方	事後評価の検証の方法
		現状値	目標値	増減率		
		(年)	(年)			

注1：達成すべき成果目標は、本別紙のⅡの第1の4に基づき2つ記入すること。

注2：「事業内容」の欄は、本別紙のⅡの第1の4(1)の事業内容ごとの達成すべき成果目標の表中の事業内容を記入すること。

- 3：「達成すべき成果目標」の欄は、本別紙のⅡの第1の4（1）の表中の成果目標の達成すべき成果目標欄の内容を記入すること。
- 4：「目標値」の欄は、本別紙のⅡの第1の6の審査基準等に沿って、内容及び目標数値（数値以外の項目がある場合は当該項目を含む）を記入すること。
- 5：「現状値」の欄は、原則、直近年の数値とし、直近年が異常年であった場合（災害等の発生）は、さらに前年の数値又は過去数年の平均値を現状値とすることができる。
- 6：「目標値の考え方」の欄は、目標値の決定に当たって、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として目標をどれだけ達成できるかを記入すること。
- 7：取組内容が3つ以上ある場合、審査基準の対象（達成すべき成果目標）としない成果目標については、様式に準じて自主的な目標として記載すること。

第2 事業の実施内容

1 事業全体の実施スケジュール

事業の実施時期	取組の内容
(令和 年度) 月	

注：適宜、行を追加し、記入すること。

2 事業内容（非実施の取組の欄は、削除すること。）

(1) 検討会の開催（必須）

ア 検討会の構成

検討会の名称	氏名	所属・役職名	備考

注1：茶を対象として（2）ケに取り組む場合は実需者、茶以外の作物を対象とする場合は関係行政機関を必ず構成員に加えること。

2：適宜、行を追加して記入すること。

イ 検討会の開催

開催時期	開催場所	参集範囲	検討内容	備考
年 月				

--	--	--	--	--

- 注1：「参集範囲」の欄は、検討会の構成員以外の者が参加する場合は、その者の所属・役職名、氏名を併せて記入すること。
 2：茶を対象として（2）ケに取り組む場合は、検討内容として、需要に応じた茶の生産に関する情報交換を必ず実施すること。
 3：開催する検討会ごとに記入すること。
 4：適宜、行を追加して記入すること。

ウ 産地形成協働計画の策定に向けた検討

開催時期	開催場所	参集範囲	検討内容	備考
年 月				

- 注1：産地形成協働計画の策定を行う場合、記入すること。
 2：「参集範囲」の欄は、検討会の構成員以外の者が参加する場合は、その者の所属・役職名、氏名を併せて記入すること。
 3：開催する検討会ごとに記入すること。
 4：適宜、行を追加して記入すること。

（2）生産体制の強化（過年度（今年度含む）に同様の事業実績がある場合は、その成果及び過年度事業と当事業計画の違いを明記すること）

- ア 栽培実証ほの設置等
 a 栽培実証ほの設置
 （ア）目的等

--

注：実証ほを設置する目的・理由等を具体的に記入すること。

（イ）栽培実証ほの内容

作物名	設置場所	ほ場面積 (a)	管理主体名	受益農家数 (戸)	栽培実証ほの内容等	備考

注1：薬用作物を対象とする場合は、「備考」の欄に生薬名、栽培年数（植付から収穫までに要する年数）を記入すること。

2：「管理主体名」の欄は、実証ほに関する責任者名（又は管理する機関名）を記入すること。

3：「設置場所」の欄は、実証ほを設置する市町村名・地域名を、特定の機関の敷地内に設置する場合には機関名を記入すること。

4：実証ほの面積が5アール未満の場合は、5アールに満たない理由を備考欄にあわせて記入すること。

5：適宜、行を追加して記入すること。

（ウ）栽培実証に係る栽培技術指導

実施時期	指導者 (所属・役職・氏名)	指導者選定理由	指導内容	備考
年 月				

注：適宜、行を追加して記入すること。

（エ）栽培実証結果の評価・栽培技術の普及方法

実証結果の評価方法	栽培技術の普及方法

注：栽培実証ほの設置の結果とその評価方法、また、栽培技術の普及体制・方法等について記入すること。

b 種苗等増殖実証ほの設置

（ア）目的等

--

注：実証ほを設置する目的・理由等を具体的に記入すること。

(イ) 種苗等増殖実証ほの内容

作物名	設置場所	ほ場面積 (a)	管理主体名	受益農家数 (戸)	栽培実証ほの内容等	備考

注1：薬用作物を対象とする場合は、「備考」の欄に生薬名、栽培年数（植付から収穫までに要する年数）を記入すること。

2：「管理主体名」の欄は、実証ほに関する責任者名（又は管理する機関名）を記入すること。

3：「設置場所」の欄は、実証ほを設置する市町村名・地域名を、特定の機関の敷地内に設置する場合には機関名を記入すること。

4：適宜、行を追加して記入すること。

(ウ) 2年目以降の種苗等増殖実証ほの計画

作物名	種苗増殖実証ほの内容				備考
	2年目（年度）		3年目（年度）		
	事業費	内容	事業費	内容	

注1：複数年（上限：3年間）の実証を希望する場合のみ、記入すること。

2：適宜、行を追加して記入すること。

(エ) 種苗等増殖実証ほの管理・作業内容

作物名	栽培年数	管理・作業等			備考
(例)	2年	(1年目) 4月 播種	(2年目) 4月 定植	11月 収穫	1年目：播種 2年目：定植、収穫

注1：実証期間中における主な管理・作業等について記入すること。

2：実証期間が複数年の場合には、年ごとの管理・作業等が分かるように記入すること。

3：適宜、行を追加して記入すること。

(オ) 栽培実証に係る栽培技術指導

実施時期	指導者 (所属・役職・氏名)	指導者選定理由	指導内容	備考
年 月				

注：適宜、行を追加して記入すること。

(カ) 栽培実証結果の評価・栽培技術の普及方法

実証結果の評価方法	栽培技術の普及方法

注：栽培実証ほの設置の結果とその評価方法、また、栽培技術の普及体制・方法等について記入すること。

(キ) 優良種苗等の供給（種苗増殖ほの面積）

品目名	現状（年度）			本年度（年度）			目標年（年度）			備考
	ほ場面積 (a)	栽培面積 (a)	生産量 (トン)	ほ場面積 (a)	栽培面積 (a)	生産量 (トン)	ほ場面積 (a)	栽培面積 (a)	生産量 (トン)	

注1：「栽培面積」の欄は、ほ場で生産された種苗を植え付ける際の想定面積を記載すること。

2：本年度の「ほ場面積」、「栽培面積」及び「生産量」の欄は、事業実施年度に栽培を計画している面積及び見込み数量を記入すること。

3：蚕の場合は、「ほ場面積」及び「栽培面積(a)」の欄は不要。「生産量(トン)」の欄は、「蚕種製造数量(箱)」又は「稚蚕飼育数量(箱)」とすること。

4：蚕における「飼育数量(箱)」欄は、2万粒を1箱として換算すること。

5：適宜、行を追加して記入すること。

イ 新たな栽培技術等の実証導入

(ア) 目的等

--

注：新たな栽培技術等の実証導入を行う目的・理由等を具体的に記入すること。

(イ) 実証導入する新しい栽培技術等の概要及び実証導入の内容

新しい栽培技術等の概要	
実証導入の内容	

(ウ) 必要な農業機械等をリースする場合の内容（必要な農業機械等のリースを行う場合に記入）

機械等名	仕様	台数	金額（円）	用途	主として使用する者	保管・設置場所	受益農業従事者数（人）	地域計画等への位置付け	備考

注1：対象機械等が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械ごとに記入すること。

2：「金額（円）」の欄は、リースする農業機械等の販売業者により設定されている小売希望価格（設定されていない場合は、一般的な実勢価格（税抜価格））を記入すること。

3：「事業実施計画書の3 農業機械、製造・加工機械、品質管理機器等をリースする場合の決定根拠、事業者の選定方法及びリース助成額について」を記入すること。

4：リース導入する農業用機械や機器等に関する資料を添付すること。

5：リース導入する農業機械等の価格が400万円以上の場合、その理由を備考欄に記入すること。

6：「地域計画等への位置付け」については、次の①又は②のいずれかに該当する場合に○を記入する。

①農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に定める地域計画（以下「地域計画」という。）において、目標地図に現に位置付けられ、又は位置付けられることが確実に見込まれること。

②農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）から農地を現に借り受け、又は借り受けることが見込まれる農業経営体に含まれること。

ウ 関連設備・農業機械の開発・改良

(ア) 目的等

--

注：関連設備・農業機械の開発・改良を実施する理由・目的等を具体的に記入すること。

(イ) 関連設備・農業機械の開発・改良の内容

実施時期	機械の種類	実施者	改良の内容	関連設備・農業機械の活用内容	保管・設置場所	備考
年 月						

注1：「実施者」の欄は、関連設備・農業機械の改良を行う機関（又は担当者等）を記入すること。なお、改良を一体的に行う農機具等メーカー名及びその部署、支店名（又は担当者名等）も記入すること。

2：「備考」の欄には、事業実施主体のうち事業の管理に当たる責任者を記入すること。

(ウ) 農業機械を購入する場合の対象機械の決定の根拠

機械の種類・型式	購入金額（千円）	購入機械の選定理由及び規模決定の根拠	備考

注1：「購入金額（千円）」の欄は、農業機械の改良を行う際に対象機械を購入する場合の購入金額（税抜価格）を記入すること。

2：「購入機械の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業機械の能力を決定（導入する機械の能力、台数、単価等）した計算過程をその根拠となる機械の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。

3：購入する農業機械の価格が400万円以上の場合は、その機械を購入する理由を「購入機械の選定理由及び規模決定の根拠」の欄にあわせて記入すること。

(エ) 農業機械販売業者選定方法の計画

入札方法（いずれかに○をする）	指名業者選定の考え方	備考
一般競争入札 ・ 指名競争入札		

注：「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合、記入すること。

エ 栽培マニュアルの作成

マニュアルの名称	作成時期	作成部数	配布対象	内容	備考

	年 月	部			
--	-----	---	--	--	--

注：「備考」の欄には、作成部数の根拠を記入すること。

オ 課題等解決のための調査・分析・実証
 (ア) 目的等

--

注：調査・分析を行う理由・目的等を具体的に記入すること。

(イ) 調査内容等

調査名	調査期間	実施者	調査内容及び方法	備考

注：実施する調査ごとに記入すること。

(ウ) 分析内容等

実施時期	実施項目（場所、課題など）	実施内容	備考
年 月			

注：適宜、行を追加して記入すること。

(エ) 製造・加工技術の実証の内容等

対象製品の名称・内容	実証する技術の具体的な内容	備考

注：「対象製品の名称・内容」の欄は、製造・加工技術の実証の対象となる製品の名称や内容について、記入すること。

カ 栽培・衛生管理体制の構築
(ア) 目的等

--

注：栽培・衛生管理体制の構築を行う理由・目的等を具体的に記入すること。

(イ) 具体的な実施内容

実施時期	実施内容	具体的方法

注1：栽培・加工技術習得の研修等を受講する場合は、「具体的方法」欄に研修内容・実施機関・場所・受講予定人数を記入すること。

2：適宜、行を追加して記入すること。

(ウ) 必要な機械等をリースする場合の内容（必要な機械等のリースを行う場合に記入）

機械等名	仕様	台数	金額（円）	用途	主として使用する者	保管・設置場所	受益農業従事者数（人）	備考

注1：対象機械等が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械ごとに記入すること。

2：「金額（円）」の欄は、リースする農業機械等の販売業者により設定されている小売希望価格（設定されていない場合は、一般的な実勢価格（税抜価格））を記入すること。

3：「事業実施計画書の3 農業機械、製造・加工機械、品質管理機器等をリースする場合の決定根拠、事業者の選定方法及びリース助成額について」を記入すること。

4：リース導入する農業用機械や機器等に関する資料を添付すること。

5：リース導入する農業機械等の価格が400万円以上の場合には、その理由を備考欄に記入すること。

キ 茶の改植等、薬用作物の新植及び永年性工芸作物の改植等の促進の実施概要

（詳細は別添9「茶生産者グループ別事業実施（変更）計画一覧表」又は別添21「薬用作物生産者グループ別新植支援実施（変更）計画一覧表」又は別添30「永年性工芸作物生産者グループ別改植等支援実施（変更）計画一覧表」のとおり）

- 注1：新植・改植、未収益期間等の支援の理由や目的、取組内容等を記載すること。
- 2：茶の改植等を実施する場合は、別添9から別添11を添付すること。
- 3：薬用作物の新植の支援を受ける場合は、別添21及び別添22を添付すること。
- 4：永年性工芸作物の改植等を実施する場合は、別添30及び別添31を添付すること。

ク 農業機械等リース支援の実施概要（詳細は、別添39の「茶・いぐさ農業機械等リース実施計画書」のとおり）

- 注1：農業機械等リース支援の理由や目的、取組内容等を記載すること。
- 2：詳細については、別添39を添付すること。

**ケ 人材確保策の検討の実施概要
（ア）目的等**

注：人材確保策の検討を行う理由・目的等を具体的に記入すること。

（イ）外部人材等の活用・連携の内容

外部人材・組織名	外部人材・組織の選定理由	活用・連携内容	備考

注：適宜、行を追加して記入すること。

**コ 葉たばこ品質向上支援
（詳細は別添49「生産者支援実施（変更）計画一覧表」及び別添50「生産者別実施（変更）計画書」のとおり）
（ア）目的等**

--

注：別添 49 及び別添 50 を添付すること。

(イ) 取組内容等

--

注：支援対象とする資材導入の取組内容や実施体制等について記載すること。

サ 加工・調製作業外部化促進

(ア) 目的等

--

注 1：本要領第 2 の 3 (4) により優先枠の適用を受ける場合については、別添 56 を添付すること。

2：加工・調製作業外部化促進を行う目的・理由等を具体的に記入すること。

(イ) 具体的な実施内容

実施時期	実施内容	具体的方法

注 1：外部化する加工・調製作業の専門人材育成のための研修及び作業指導者による指導を実施する場合は、「具体的方法」欄に研修等の内容・実施機関・場所・指導予定者、受講予定人数を記入すること。

2：適宜、行を追加して記入すること。

(ウ) 必要な機械等をリースする場合の内容（必要な機械等のリースを行う場合に記入）

機械等名	仕様	台数	金額（円）	用途	主として使用する者	保管・設置場所	受益農業従事者数（人）	備考
------	----	----	-------	----	-----------	---------	-------------	----

--	--	--	--	--	--	--	--	--

注1：対象機械等が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械ごとに記入すること。

- 2：「金額（円）」の欄は、リースする機械等の販売業者により設定されている小売希望価格（設定されていない場合は、一般的な実勢価格（税抜価格））を記入すること。
- 3：「事業実施計画書の3 加工・調製機械機器等をリースする場合の決定根拠、事業者の選定方法及びリース助成額について」を記入すること。
- 4：リース導入する機械や機器等に関する資料を添付すること。
- 5：リース導入する機械等の価格が400万円以上の場合は、その理由を備考欄に記入すること。

シ 生産コスト調査を踏まえた戦略的な生産・販売の推進
（ア）目的等

--

注：生産コスト調査を踏まえた戦略的な生産・販売の推進を行う目的・理由等を具体的に記入すること。

（イ）具体的な実施内容

実施時期	実施内容	具体的方法

注1：生産コスト調査を踏まえた持続的な生産・供給を確保するための生産・販売戦略の策定時期を記載すること。

- 2：適宜、行を追加して記入すること。

（3）需要の創出

ア 消費者・実需者等のニーズ把握及び連携強化

（ア）目的等

--

注：ニーズの把握を行う理由・目的等を具体的に記入すること。

(イ) ニーズの把握の内容

実施時期	実施場所	実施内容	備考
年 月			

注：適宜、行を追加して記入すること。

イ 実需者等と連携した商品開発

(ア) 目的等

--

注：商品開発を行う理由・目的等を具体的に記入すること。

(イ) 開発に必要な市場調査の実施

調査名	調査期間	実施者	調査内容及び方法	備考

注：実施する調査ごとに記入すること。

(ウ) 商品開発に必要な試作、包装の改良

試作・包装の改良の時期	実施者	試作、包装の改良の内容等	備考

注：実施する試作、包装の改良ごとに記入すること。

(エ) 試作品のPRのためのパンフレット等の作成

作成時期	作成部数	配布先、使用方法	内容	備考
------	------	----------	----	----

--	--	--	--	--

注：「備考」の欄には、作成部数の根拠を記入すること。

(オ) 試食会、商談会等の開催

開催時期	実施者	対象者	開催場所	開催内容	備考

注：開催する試食会、商談会等ごとに記入すること。

(カ) 製造・加工機械、品質管理機器等のリース内容（製造・加工機械、品質管理機器等のリースを行う場合に記入）

機械等名	仕様	台数	金額（円）	用途	主として使用する者	保管・設置場所	受益農業従事者数（人）	地域計画等への位置付け	備考

注1：対象機械等が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械ごとに記入すること。

- 2：「金額（円）」の欄は、リースする農業機械等の販売業者により設定されている小売希望価格（設定されていない場合は、一般的な実勢価格（税抜価格））を記入すること。
- 3：「3 農業機械、製造・加工機械、品質管理機器等をリースする場合の決定根拠、事業者の選定方法及びリース助成額について」を記入すること。
- 4：リース導入する農業用機械や機器等に関する資料を添付すること。
- 5：リース導入する農業機械等の価格が400万円以上の場合には、その理由を備考欄に記入すること。
- 6：「地域計画等への位置付け」については、次の①又は②のいずれかに該当する場合に○を記入する。
 - ①地域計画において、目標地図に現に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること（茶を対象品目として取り組む場合）。
 - ②農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）から農地を現に借り受け、又は借り受けることが見込まれる農業経営体に含まれること。

ウ 消費者に向けたコト体験の展開

(ア) 目的等

--

--

注：消費者に向けたコト体験を行う理由・目的等を記入すること。

(イ) 具体的な実施内容

実施内容	具体的方法

(ウ) 必要な農業機械等をリースする場合の内容（必要な農業機械等のリースを行う場合に記入）

機械等名	仕様	台数	金額（円）	用途	主として使用する者	保管・設置場所	受益農業従事者数（人）	地域計画等への位置付け	備考

注1：対象機械等が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械ごとに記入すること。

- 2：「金額（円）」の欄は、リースする農業機械等の販売業者により設定されている小売希望価格（設定されていない場合は、一般的な実勢価格（税抜価格））を記入すること。
- 3：「3 農業機械、製造・加工機械、品質管理機器等をリースする場合の決定根拠、事業者の選定方法及びリース助成額について」を記入すること。
- 4：リース導入する農業用機械や機器等に関する資料を添付すること。
- 5：リース導入する農業機械等の価格が400万円以上の場合は、その理由を備考欄に記入すること。
- 6：「地域計画等への位置づけ」については、次の①又は②のいずれかに該当する場合に○を記入する（茶を対象品目として取り組む場合）。
 - ①農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に定める地域計画（以下「地域計画」という。）において、目標地図に現に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること。
 - ②農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）から農地を現に借り受け、又は借り受けることが見込まれる農業経営体に含まれること。

エ 消費者等への理解促進・情報発信

(ア) 目的等

--

--

注：消費者等への理解促進・情報発信を行う理由・目的等を記入すること。

(イ) 具体的な実施内容

--

3 農業機械、製造・加工・調製機械、品質管理機器等をリースする場合の決定根拠、事業者の選定方法及びリース助成額について（リース機械等が複数の場合は、（1）から（3）までの各表を追加の上、それぞれの機械等ごとに記載。農業機械等リース支援により導入する機械については、別添 39 に記載。）

(1) 農業機械、製造・加工・調製機械、品質管理機器等をリースする場合の対象機械の決定の根拠

機械等の種類・形式	リース物件価格 (千円)	リースする機械等の選定理由及び規模決定の根拠	備考

- 注1：「リース物件価格（千円）」の欄は、リースする農業機械、製造・加工機械、品質管理機器等の販売業者により設定されている小売希望価格（設定されていない場合は一般的な実勢価格（税抜価格））を記入すること。
- 2：「リースする機械等の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業機械、製造・加工機械、品質管理機器等の能力を決定（導入する機械の能力、台数、単価等）した計算過程をその根拠となる機械等の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。
- 3：リースする農業機械、製造・加工機械、品質管理機器等の価格が400万円以上の場合は、その機械をリースする理由を「リースする機械等の選定理由及び規模決定の根拠」の欄にあわせて記入すること。

(2) リース事業者に機械等を納入する業者の選定方法の計画

入札方法（いずれかに○をする）	指名業者選定の考え方	備考
一般競争入札 ・ 指名競争入札		

注：「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合、記入すること。

(3) リース料助成額

機械等名 (仕様)				
リース期間	開始日 ~ 終了日 (※1)		~	(日)
	リース借受日から〇年間 (※2)			(年)
リース物件取得予定価格 (消費税抜き)	①			(円)
リース期間終了後の残存価格 (消費税抜き)	②			(円)
リース料助成額 (注2)	③			(円)
リース諸費用 (消費税抜き)	④			(円)
消費税	⑤			(円)
事業実施主体負担リース料 (消費税込み)				(円)
①-②-③+④+⑤				

注1: ※1及び※2については、いずれかを記入すること。

2: リース料助成額は、A、Bのいずれか小さい額を記入すること (千円未満は切り捨て)。

A: (①×リース期間/法定耐用年数) ×補助率

B: (①-②) ×補助率

3: リース事業者の見積書の写し等を添付すること。

第3 事業実施経費

事業内容	費目	細目	単価 (円) ①	員数 (人数、回数) ②	金額 (円) (①×②)	備考	
(1) 検討会の開催							
計							
(2) 生産体制の強化	ア 栽培実証ほの設置等						
		a 栽培実証ほの設置					
			初年度分の経費				

小計						
2年目以降の経費						
小計						
計						
b 種苗等増殖実証ほ の設置						
初年度分の経費						
小計						
2年目以降の経費						
小計						
計						
計						
イ 新たな栽培技術等の 実証導入						
計						
ウ 関連設備・農業機械 の開発・改良						
関連設備・農業機械の 改良分						

小計						
農業機械の購入分						
小計						
計						
エ 栽培マニュアルの作成						
計						
オ 課題等解決のための調査・分析・実証						
計						
カ 栽培・衛生管理体制の構築						
栽培・衛生管理体制の構築						
小計						
機械等のリース						
小計						
計						
キ 茶の改植等、薬用作物の新植及び永年性工芸作物の改植等の促進						
計						
ク 農業機械等リース支援						

計						
ケ 人材確保策の検討						
計						
コ 葉たばこ品質向上支援						
計						
サ 加工・調製作業外部化促進						
加工・調製作業外部化促進						
小計						
機械等のリース						
小計						
計						
シ 生産コスト調査を踏まえた戦略的な生産・販売の推進						
計						
計						
(3) 需要の創出						
ア 消費者・実需者等のニーズ把握及び連携強化						
計						

イ 実需者等と連携した 商品開発						
実需者等と連携した商 品開発						
小 計						
機械等のリース						
小 計						
計						
ウ 消費者に向けたコト 体験の展開						
消費者に向けたコト体 験の展開						
小 計						
機械・品質管理機器等 のリース						
小 計						
計						
エ 消費者等への理解促 進・情報発信						
計						
計						
総 計						

注1：「備考」の欄には、単価、員数等の根拠（資料名等）を具体的に記載すること。

2：実績報告の際には、栽培実証ほや種苗増殖ほの設置に要した経費のうち2年目以降の経費については、領収書（写）等を添付すること。

3：適宜、必要に応じて行を追加して記入すること。また、不必要な行については適宜削除して記入すること。

4：「費目」及び「細目」の欄は、本要領別表3にある費目及び細目を使用すること。

第4 事業実施体制

申請者 (事業代表者)	氏名	
	所属機関	
	職名	
	所在地	〒
	電話番号	
	ファックス番号	
	メールアドレス	
	過去の類似事業の実績	
	当該事業に関する知見・知識	
共同機関	大学	
	独立行政法人等	
	民間企業	
	公益法人	
	その他	
事業責任者	氏名	
	所属機関	
	職名	
	所在地	〒
	当該事業に関する知見・知識	
会計担当者	氏名	
	所属機関	
	職名	
	所在地	〒
	会計に関する知見・知識	

注1：事業実施体制がわかる図を添付すること。

2：「過去の類似事業の実績」の欄は、事業名、実施時期及び概要を記入すること。

3：「事業責任者」の欄は、調査、実証、試験等を行う実施責任者について記入すること。

4：共同機関が無い場合、当該欄は削除すること。

5：産地形成協働計画を策定済の場合、共同機関欄に連携する実需者等を記載すること。

第5 収支予算（又は精算）

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額) 円	前年度予算額 (又は本年度予算額) 円	比較増減		備 考
			増 円	減 円	
1 国庫補助金					
2 自己資金					
3 その他					
合 計					

注：「備考」の欄に、事業実施主体以外の団体が別途事業費を負担する場合には、その団体名を記入すること。

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額) 円	前年度予算額 (又は本年度予算額) 円	比較増減		備 考
			増 円	減 円	
茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 地域の生産体制強化・需要創出事業					
合 計					

第6 添付書類

- 1 組織及び運営についての規約等写し、財務諸表（又は収支予算書、収支決算書等）
- 2 「協議会」、「その他の農業者の組織する団体」の場合は、役員名簿、構成員名簿
- 3 本事業で取り組む内容の農業機械、製造・加工機器等のパンフレット、見積書
- 4 実需者との契約書の写し又はそれに準ずる書類
- 5 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- 6 本事業で取り組む薬用作物の概略（植物体の写真及び植物の科名、属名、年生及び生薬となる部位等が記載されている資料）
- 7 革新計画が策定されている場合は、革新計画の写し
- 8 輸出事業計画の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）に基づき策定された輸出事業計画について、農林水産大臣により認定されている場合には、当該認定通知、輸出事業計画認定申請書、輸出事業計画及び構成員名簿等の当該計画の構成員が分かる資料の写し
- 9 みどりの食料システム法（令和4年法律第37号）に基づき都道府県知事が認定した、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の写し
- 10 地域別農業振興計画で当事業が位置づけられている場合には、地域別振興計画の写し
- 11 IIの第1の2の（2）のアの（キ）に基づき、取組初年度に産地形成協働計画を策定した場合は、当該計画の写し
- 12 IIの第4の5に掲げる取組を実施する場合は、別添 48
- 13 IIの第2の1の（1）に基づき、加工・調製作業の外部化計画を策定した場合は、別添 56
- 14 その他、地方農政局長が必要と認める資料

持続的生産強化対策事業のうち
茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進のうち
甘味資源作物等支援事業
(国内産いもでん粉高品質化推進事業)
事業実施計画書

事業実施年度：

事業実施主体名：

第1 事業実施体制

1 事業実施主体の概要

代表者名・役職		所属組織・ 団体名	
住 所			
役員の役職 ・氏名			
主な事業内容			

2 個別事業者の概要（事業実施主体に加入する個別事業者が事業を実施する場合のみ記入。）

代表者名・役職		所属組織・ 団体名	
住 所			
役員の役職 ・氏名			
主な事業内容			

3 共同機関名（共同で事業を実施する場合のみ記入。）

共同機関	区分	組織名	担当業務
	民間企業		
	試験研究機関		

注1：「区分」欄には、民間企業、生産者団体、試験研究機関等の組織区分を、「組織名」には法人等の名称を、「担当業務」には本事業における担当業務を記入すること。

注2：事業実施体制がわかる図を添付すること。

第2 事業計画総括表

事業名	地区数	事業費	助成金申請額	備考
甘味資源作物等支援事業 (国内産いもでん粉高品質化推進事業) ①でん粉原料用いもの適正生産技術等の確立 ②品質管理機器の整備		円	円	
合計		0	0	

注：事業実施主体が事業協同組合又は協同組合連合会である場合は、組合に加入するでん粉製造事業者のでん粉工場ごとに地区数を1とし、単独のでん粉製造事業者が複数の事業を実施する場合は、地区数の計は1とする。

第3 事業の目的及び成果目標

1 事業の目的

--

2 具体的な成果目標

成果目標の内容	基準年度	年度	目標年度	年度	目標	(例) でん粉原料用新品種〇〇〇の作付面積を〇年度から〇ha増加させる。 加工食品向けでん粉の販売量を〇トン増加させる。等
現 状						
事後評価の 検証方法	(例) 〇年度と〇年度の〇〇の作付面積を比較して、新品種の普及状況を検証する。 〇年産と〇年産の加工食品向けでん粉販売量を比較し、加工食品用途への転換状況を検証する。					等

注1：「目標」欄には、事業評価が可能な数値目標を記入すること。

注2：「現状」欄には、「目標」に対して比較可能な現在の状況、課題、問題点等を記入すること。

第4 事業実施の詳細

1 事業全体の実施スケジュール

事業実施時期	取組の内容	事業実施時期	取組の内容
年度			
月		月	
月		月	
月		月	
月		月	
月		月	
月		月	

2 事業内容

都道府県名 地区名	事業の内容	事業量（回数、面積、台数等）等	備考
	①でん粉原料用いもの適正生産技術等の確立		
	(例) 〇〇検討会の開催	〇回（〇月、〇月）、検討会構成員（生産者団体、試験研究機関、行政、〇〇 計〇名）	
	実証ほ場の設置 （※どのような栽培技術実証を実施するのか記載すること）	品種〇〇、面積〇〇ha、設置場所〇〇、生産量見込み〇〇トン 等	
	技術講習会の開催	〇回（〇月）、参集範囲（生産者、〇〇 計〇名）	
	報告書（マニュアル）の作成	作成部数〇、配布対象（生産者、〇〇）	
	②品質管理機器の整備		
	(例) 白度計測器の整備	〇台（〇工場設置）	
	ライマン価測定機器・ソフトウェアの整備	〇台（〇工場設置）	

注1：実施する事業名のみを記入し、実施しない事業名は削除すること。

注2：「事業の内容」及び「事業量」等の欄には具体的に記述し、必要に応じて補足資料を添付すること。また、上記内容が分かる資料の添付に代えることも可能とする。

3 事業完了（予定）年月日 年 月 日

4 事業実施経費

(1) 事業内容別の内訳

事業内容		金額(円)	費目内訳・積算根拠	備考(経費の必要性)
①でん粉原料用いもの適正生産技術等の確立				
費目				
②品質管理機器の整備				
費目	備品費			
合計		0	—	

注1：実施する事業に係る欄のみ記入し、実施しない事業に係る欄は削除すること。

注2：「費目」欄は、交付等要綱別表1の事業の区分6の(3)に規定している費目とし、費目単位で金額を整理すること。
「費目内訳・積算根拠」には、資材の名称・施用量・単価、謝金の時間単価等について具体的に記入すること。

(2) 設備備品費内訳

ア リース・レンタルにより調達する主な設備

設備名	仕 様 製造会社名 形 式	用 途	金額	主として 使用する者	設置場所	リース・レンタル 予 定 時 期
						年 月
						年 月
						年 月

イ 購入予定の主な備品等

備品名	仕 様 製造会社名 形 式	用 途	金額	主として 使用する者	設置場所	納入予定時期
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月

第5 業者選定方法の計画（契約による購入等の業者選定。④品質管理機器の整備の事業を実施する場合は記入。）

契約対象物等名	業者選定方法

注：「業者選定方法」の欄には、一般競争入札、指名競争入札等の選定方法の計画を記載。

第6 経費の配分及び負担区分

事業名	総事業費 (A+B)	負担区分		備考
		国庫助成金 (A)	自己資金等 (B)	
甘味資源作物等支援事業 (国内産いもでん粉高品質化推進事業) ①でん粉原料用いもの適正生産技術等の確立 ②品質管理機器の整備	円 0 0 0 0	円 0 0 0 0	円 0 0 0 0	
合計	0	0	0	

注1：「事業名」の欄には、実施する事業名のみを記入し、実施しない事業名は削除すること。

注2：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

第7 収支予算（又は精算）

（1）収入の部

区分	本年度予算	前年度予算	比較		備考
			増	減	
国庫助成金 その他	円	円	円	円	
合計	0	0			

（2）支出の部

区分	本年度予算	前年度予算	比較		備考
			増	減	
甘味資源作物等支援事業 （国内産いもでん粉高品質化推進事業） ①でん粉原料用いもの適正生産技術 等の確立 ②品質管理機器の整備	円	円	円	円	
合計	0	0			

注：「区分」の欄には、実施する事業名のみを記入し、実施しない事業名は削除すること。

第8 みどりの食料システム法との連携

みどりの食料システム法に基づく計画認定の有無 (有・無)

第9 添付書類（添付しない書類名は削除すること。）

- (1) 定款、寄付行為等主に営む事業内容が確認できる書類及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 補助事業の実施場所に係る付近見取図、器具等の購入がある場合は施設の平面図及び導入器具の配置図
- (4) 契約による購入、請負等がある場合は、見積書（原則2社以上）
- (5) 地域計画のうち目標地図に位置づけられている又事業完了までに位置付けられる見込みがある場合は、そのことを確認できる資料を添付すること。

- (6) みどりの食料システム法に基づく環境負担低減事業活動実施計画若しくは基盤確立事業実施計画の認定を受けている、又は事業完了までに認定を受ける見込みである場合は、そのことが確認できる資料
- (7) その他地方農政局長等が必要と認める資料

持続的生産強化対策事業

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進
(甘味資源作物等支援事業のうち
さとうきび農業機械等導入支援事業)

- 事業実施計画書
- 事業実施状況報告書

事業実施年度
事業実施主体
県・市町村名
地区名

- (注) 1 当該資料を事業実施計画書として使用する場合は「■ 事業実施計画書」とし、事業実施状況報告書として使用する場合は「■ 事業実施状況報告書」とすること。
2 事業実施計画の変更の場合は「■ 事業実施変更計画書」とし、変更箇所を加筆修正(変更前を上段括弧で二段書き)すること。
3 事業実施年度の翌年度及び翌々年度に事業実施状況報告書として使用する場合は、当該表紙と次ページ(第1及び第2)を添付する。
次ページ第2の事業計画総括表の「1事業の内容」については、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の区分と変更後の事業内容及び経費の配分とを容易に比較対象できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。また、目標数値の欄の目標と増減及び受益の欄の戸数と面積も当該年度の実績を記載すること。

第1 事業目的

※産地において問題・課題となっていること、課題の解決に向けて必要となる方策等について具体的に記載。
 ※産地の課題解決に向けて、本事業をどのように活用し、どのような姿を目指すのかを具体的に記載。
 ※当該事業を行うことで得られる効果、産地の課題解決にどのように資するか等具体的に記載。
 ※既存の機械等がある場合は、既存の機械等がありながら導入する理由を簡潔に記載。

第2 事業計画総括表

1 事業の内容

県名及び 市町村名	事業実施 主体名 及び 地区名	目 標	目 標 数 値			受 益		事業内容 (農業機械等の種類、リース費諸用) 及び 事業量 (単価、台数、面積等)	総事業費 (A+B+C)	負担区分			完了年月日	備考
			現状 (年度)	目標 (年度)	増減 (増減率等)	戸数 又は人数	面積			国庫補助金 (A)	事業実施主体 (B)	その他 (C)		
		10a当たりの労働時間を削減	h	h	%	(年度) 戸	(年度) ha	台 (円/台)	0円	円	円	円		
		作付面積を増加	ha	ha	%	(現状) 戸	(現状) ha	台 (円/台)	0円	円	円	円		
		生産量を増加	t	t	%	(65歳未満) 人								
		作型別栽培の10a当たり収量を増加	t/10a	t/10a	%									
		土壌診断及び土づくりの実施面積割合を増加	% (件)	% (件)	ポイント									
合 計														

- (注) 1 「目標」の欄については、実施要領別紙6（以下「別紙6」という）Ⅲ－Ⅱ－Ⅰの第1の5の（1）に掲げる目標を1つ以上記入すること（2つ以上記入することも可能）。
 2 事業の目標年度は事業実施年度の翌々年度とする。
 3 「目標数値」の欄については、具体的な目標数値を記入すること。なお、現状値については、原則、直近のデータとし、直近年が異常年であった場合（激甚災害の発生等）は、さらに前年のデータ又は過去数年の平均を現状値とすることができる。また、土壌診断及び土づくりの実施面積割合については、両取組の合算値でも可能とする。
 4 「目標数値」の欄及び「受益」の欄に記入した数値の根拠が確認できる資料を添付すること。
 5 「事業内容」の欄については、別紙6のⅢ－Ⅱ－Ⅰの第1の1に掲げる取組及びそれぞれに必要な事業量（単価、回数、基数、台数、面積等）について記入すること。なお、別紙6のⅢ－Ⅱ－Ⅰの第1の3の（2）、（3）に掲げる実勢価格及びリース諸費用を記入すること（対象となる農業機械等の種類ごとにそれぞれ記入すること）。
 6 「備考」の欄については、総事業費に対する国庫補助金の割合を記入すること。
 7 県、市町村等の事業実施主体以外の団体が別途費用を負担する場合には、「備考」の欄にその団体名及び補助率を記入すること。

第3 目標数値の具体的な内容

目標					
目標数値	現状値：		目標値：		増減（増減率等）： %
目標数値決定の考え方	事業評価の検証方法（現状値及び目標値の算出方法）				
1) 現状	1) 現状値の算出方法				
2) 事業内容	2) 目標値の算出方法				
3) 事業成果	3) 検証方法				

- (注) 1 「目標」が複数ある場合は、欄を適宜追加して記載すること。
 2 「目標数値決定の考え方」については、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記載すること。
 3 「事業評価の検証方法」については、客観的な手法により検証ができることを原則とする。

第4 事業実施計画の詳細

1 事業実施主体の構成、受益する農家又は受益農業従事者の状況

			受益する農家又は受益農業従事者の状況	
名称（設立年月日）	構成員の名称又は氏名	備考	地域計画との連携内容	備考
		<ul style="list-style-type: none"> ・さとうきび増産計画年次計画に導入予定機械等の位置づけの有無 (有・無) ・みどりの食料システム法に基づく計画認定の有無 (有・無) ・スマート農業法に基づく計画認定の有無 (有・無) 	<input type="checkbox"/> 将来像が明確化された地域計画の区域内 <input type="checkbox"/> 将来像が明確化された地域計画の目標地区に位置付けられた者	

(注) 地域計画との連携内容は、いずれかに該当している場合にチェックを付すこと。

2 導入又はリース導入する農業機械等の内容

(1) 規模決定の根拠

--

(注) 事業の規模を決定（導入する機械の能力、台数、単価等）した計算過程をその根拠となる機械等の具体的な数値を用いて記載すること。

(2) 農業機械等の保管・設置場所

農業機械等名	農業機械等の保管・設置場所	導入時期	備考
		年 月	

(3) 農業機械等の利用計画

	農業機械等名 (型 式)	受益戸数 (戸)	受益面積 (ha)	オペレーター数 (人)	台数 (台)	備考
本事業で導入する農業機械等						
既存の農業機械（収穫）						
既存の農業機械（植付）						
既存の農業機械（株出）						
既存の農業機械等（その他）						

- (注) 1 「本事業で導入する農業機械等」の「備考」の欄に事業の管理に当たる責任者を記入すること。
- 2 「既存の農業機械（収穫、植付、株出）」には、事業実施主体が所有するさとうきびの収穫、植付又は株出に係る農業機械等について記入すること。「備考」の欄に導入年と導入手法（自己資金又は国庫補助、県補助、市町村補助等の別）を記入すること。該当するものが無い場合、「無（今回導入予定、〇〇組合（〇〇地区）に委託、人力作業）」等を記入すること。
- 3 「既存の農業機械等（その他）」は、上記以外の農業機械等を国庫補助事業で導入（リース含む。）した場合記入し、併せて「備考」の欄に導入年と導入手法（国庫補助のみ）を記入すること。

(4) 機械化一貫体系

作業	機械作業体制の有無	機械作業主体	適期作業に向けた考え方
収穫			
植付			
株出管理			
その他 ()			

- (注) 1 「機械作業体制の有無」の欄には、受益地区における当該作業について機械による作業体制が整備されている場合には「有(使用機械名)」、本事業で整備される場合は「有(本事業で導入予定)」、整備されていない場合は「無」と記載すること。
- 2 「機械作業主体」の欄には、「機械作業を行う主体名(地区名)」を記載すること。なお、事業実施主体以外が機械を所有している場合、所有していることが把握できる書類(当該作業を実施する生産組合等の機械管理台帳等)を添付すること。
- 3 「適期作業に向けた考え方」欄には、今回導入する農業機械等を用いて、適期植付作業、適期株出管理作業等を行うためにどのような体制で行うかを記載すること。

(5) 動産保険等の内容

--

(6) 農業機械等の納入業者又はリース事業者選定方法の計画

農業機械の納入業者又はリース事業者選定方法	一般競争入札・指名競争入札における競争見積(いずれかに○)
指名競争入札における競争見積の場合の指名業者選定の考え方	

(7) 前処理施設又は精脱葉施設等の設置場所

施設等名(処理量:最大トン/日)	所有者・設置場所	導入時期	備考
		年 月	

- (注) 1 ケーンハーベスタを導入する場合、含みつ糖のみを生産する地区の事業実施主体は記載すること。
- 2 設置場所がわかる地図を添付すること。

(8) 農業機械等の購入助成額

農業機械等名 (型式)				備考
購入価格 (消費税抜き)	①		(円)	
購入価格 (消費税込み)	②		(円)	
購入助成額 (国庫補助金)	③		(円)	
消費税	④		(円)	

(注) 1 「(購入助成額 (国庫補助金))」の欄には、処分益を控除した上で②×6/10以内の額を記入すること。

2 「備考」の欄には、本事業の実施によって下取り等により処分益が発生する場合は、その額 (消費税込み) を記入すること。

なお、仕入れに係る消費税相当額については、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円のうち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。また、事業 (農業機械の導入) を行うに当たって、補助対象物件を担保に、自己負担の全部又は一部について融資を受ける場合には、「金融機関名」「融資名 (制度・その他)」「融資を受けようとする金額」「償還年数」を記入すること。

3 複数の農業機械等を購入する場合は、欄を適宜追加して記載すること。

4 納入事業者の見積書の写し (2社以上) 等を添付すること。

(9) リース料助成額

農業機械等名 (型式)						備考
リース期間	開始日～終了日 (※1)		～		(日)	
	リース借受日から〇年間 (※2)				(年)	
リース物件取得予定価格 (消費税抜き)	①				(円)	
リース期間終了後の残存価格 (消費税抜き)	②				(円)	
リース諸費用 (消費税抜き)	③				(円)	(リース諸費用内訳)
リース料助成額 (注2)	④				(円)	保険料： 円 固定資産税： 円
消費税	⑤				(円)	金利： 円
事業実施主体負担リース料 (消費税込み) ①-②+③-④+⑤					0 (円)	

- (注) 1 ※1及び※2については、いずれかを記入すること。
 2 リース料助成額④は、A、Bいずれか小さい額を記入すること (千円未満は切捨て)。
 A: (①×(リース期間/法定耐用年数)+③)×6/10以内
 B: ((①-②)+③)×6/10以内
 3 複数の農業機械等をリースする場合は、欄を適宜追加して記載すること。
 4 リース事業者の見積書の写し (2社以上)、機械納入業者の見積書の写し (2社以上) 等を添付すること。

(10) オープンAPIへの対応 (トラクターを導入又はリース導入する場合)

トラクター、コンバイン又は田植機の導入等を希望する場合は、以下の「参考」を御確認の上、希望する農機のメーカーの状況についてチェックを入れてください。

- 導入を希望する農機のメーカーが、自社webサイトや農業データ連携基盤に公開すること等を通じて、データを連携できる環境を
 - 整備している
 - 整備していない

(参考) APIを自社webサイトや農業データ連携基盤に公開すること等を通じて、データを連携できる環境を整備している農機メーカー
 (令和6年11月時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載)
 国内メーカー：井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社
 海外メーカー：AGCO Corporation(Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra)、CLAAS KGaA mbH、CNH industrial N.V (Case IH、New Holland、Steyr)、Deere & Company(John Deere)、SDF group(SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

- (注) 農機データを取得するシステムを備えたトラクターを製造していないメーカーの製品を導入する場合は、これに当たらない。
 整備していないにチェックがついた場合は、整備しているメーカーのトラクターに変更すること。または導入を希望する農業機械でなければ事業目的を達成できない旨を別途証明するための理由書を添付するものとする。

第5 関係する県、市町村からの意見又は連携状況

※当該取組について意見を記載。
記載した県又は市町村の所属課及び担当者名を記載。

第6 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A) + (B) + (C)	負担区分			備考
		国庫補助金 (A)	事業実施主体 (B)	その他 (C)	
さとうきび農業機械等導入支援事業	0 円	円	円	円	
合 計	0				

(注) 「備考」の欄は、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

第7 収支予算（又は精算）

1 収入の部

区 分	本年度予算	前年度予算	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計	0	0			

2 支出の部

区 分	本年度予算	前年度予算	比較増減		備考
			増	減	
さとうきび農業機械等導入支援事業	円	円	円	円	
合 計	0	0			

第8 その他関係資料

- 1 関係する県、市町村において、過去（耐用年数の範囲内）、国庫事業により導入した農業機械等の実績及び地区を示した資料を添付すること。なお、対象となる農業機械等は、今回導入するものと同種のものとする。
- 2 国庫補助事業により農業機械等のリース導入に対する支援を受け、評価年を迎えている場合は、当該事業の事業評価に関する資料を添付すること。評価年を迎えていない場合は、当該事業の事業計画の内容に関する資料にその時点における実施状況を追記したものを添付すること。なお、実績等の数字が把握できる資料も合わせて添付すること。
- 3 堆肥散布車及び散水車を導入する場合は、1年間の使用計画を送付すること。
- 4 さとうきび増産計画又は年次計画（フォローアップ）を添付すること。
- 5 みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減活動実施計画の認定を受けている場合は、その認定が確認できる資料を添付すること。
- 6 スマート農業法に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けている場合は、その認定が確認できる資料を添付すること。

持続的生産強化対策事業

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進
(甘味資源作物等支援事業のうち
北海道・南九州畑作物農業機械等導入支援事業)

- 事業実施計画書
- 事業実施状況報告書

事業実施年度
事業実施主体
県・市町村名
地 区 名

- (注) 1 当該資料を事業実施計画書として使用する場合は「■ 事業実施計画書」とし、事業実施状況報告書として使用する場合は「■ 事業実施状況報告書」とすること。
- 2 事業実施年度の翌年度及び翌々年度に事業実施状況報告書として使用する場合は、当該表紙と次ページ（第1及び第2）を添付する。
次ページ第2の事業計画総括表の「1事業の内容」については、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の区分と変更後の事業内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。また、目標数値の欄の目標と増減及び受益の欄の戸数と面積も当該年度の実績を記載すること。

第1 事業目的

--

第2 事業計画総括表

1 事業の内容

県名及び 市町村名	事業実施 主体名 及び 地区名	(対象作物) 目 標	目 標 数 値			受 益		事業内容 (農業機械等の種類) 及び 事業量 (単価、台数、面積等)	総事業費	負担区分			完了年月日	備考
			現状 (年度)	目標 (年度)	増減 (増減率等)	戸数	面積			国庫 補助金	事業実施主体	その他		
		() 作付面積を増 加 (%)	ha	ha	%	(年度) 戸	(年度) ha	台 (〇円/台)	円	円	円	円		
		労働時間を削 減 (%)	h	h	%	(現状) 戸	(現状) ha	台 (〇円/台)	0 円	円	円	円		
		10a 当たり収 量を増加 (%)	t/10a	t/10a	%									
		優良品種の作 付面積を増加 (%)	ha	ha	%									
合 計														

- (注) 1 「目標」の欄については、実施要領別紙6（以下「別紙6」という）Ⅲ-Ⅱ-Ⅱの第1の5の（1）に該当する目標を記入すること。（2つ以上記入することも可能）。括弧内には対象作物（てん菜、かんしょ又はばれいしょ）を記入すること。
- 2 事業の目標年度は事業年度の翌々年度とする。
- 3 「目標数値」の欄については、具体的な目標数値を記入すること。なお、現状値については、原則、直近のデータとし、直近年が異常年であった場合は、さらに前年のデータ又は過去数年の平均を現状値とする。
- 4 「目標数値」の欄及び「受益」の欄に記入した数値の根拠が確認できる資料を添付すること。
- 5 「受益」の欄については、目標年度の戸数及び面積を記入すること。また、品目がかんしょであり、かつでん粉原料用かんしょの作付がある場合には、全体の内数としてでん粉原料用かんしょの戸数及び面積を下段括弧書きで記載すること。
- 6 「事業内容」の欄については、別紙6のⅢ-Ⅱ-Ⅱの第1の1に掲げる取組及びそれぞれに必要となる事業量（単価、台数、面積等）について記入すること。
 なお、別紙6のⅢ-Ⅱ-Ⅱの第1の3（1）に掲げる経費（導入の場合は購入価格、リース導入の場合はリース物件価格）を記入すること（対象となる農業機械等の種類ごとにそれぞれ記入すること。）

- 7 「備考」の欄については、総事業費に対する国庫補助金の割合を記入すること。
- 8 県、市町村等の事業実施主体以外の団体が別途費用を負担する場合には、「備考」の欄にその団体名及び補助率を記入すること。

第3 目標数値の具体的な内容

目標					
目標数値	現状値：		目標値：		増減（増減率等）： %
目標数値決定の考え方	事業評価の検証方法（現状値及び目標値の算出方法）				
1) 現状	1) 現状値の算出方法				
2) 事業内容	2) 目標値の算出方法				
3) 事業成果	3) 検証方法				

- (注) 1 「目標」が複数年ある場合は、欄を適宜追加して記載すること。
 2 「目標数値決定の考え方」については、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記載すること。
 3 「事業評価の検証方法」については、客観的な手法により検証ができることを原則とする。

第4 事業実施計画の詳細

1 事業実施主体の構成

名 称 (設立年月日)	構成員の名称又は氏名	備 考
		・みどりの食料システム法に基づく計画認定の有無（有・無） ・地域計画のうち目標地図の位置付けの有無（有・無）

2 農業機械等の導入又はリース導入

(1) 規模決定の根拠

--

- (注) 事業の規模を決定（導入する機械の能力、台数、単価等）を決定した計算過程をその根拠となる機械等の具体的な数値を用いて記載すること。

(2) 農業機械等の保管・設置場所

農業機械等名	農業機械等の保管・設置場所	導入時期	備考
		年 月	

(3) 農業機械の利用計画

	農業機械等名 (型 式)	受益戸数 (戸)	受益面積 (ha)	オペレーター数 (人)	台数 (台)	備考
本事業で導入する農業機械等						
既存の農業機械						

(注) 1 「本事業で導入する農業機械等」の「備考」の欄については、事業の管理に当たる責任者を記入すること。

2 「既存の農業機械」の欄については、事業実施主体が所有する対象品目の農業機械等を記入すること。「備考」の欄に導入年と導入手法（自己資金又は国庫補助、県補助、市町村補助等の別）を記入すること。該当するものが無い場合、「無（今回導入予定、〇〇組合（〇〇地区）に委託、人力作業）」等を記入すること。

(4) 動産保険等の内容

--

(5) 農業機械のリース事業者選定方法の計画

リース事業者選定方法	一般競争入札・指名競争入札における競争見積（いずれかに○）
指名競争入札における競争見積の場合の指名業者選定の考え方	

(注) 一般競争入札、指名競争入札等、リース事業者の選定方法の計画を記載

(6) リース料助成額

農業機械等名 (型式)						備考
リース期間	開始日～終了日 (※1)		～		(日)	
	リース借受日から〇年間 (※2)				(年)	
リース物件取得予定価格 (消費税抜き)	①				(円)	消費税： 円
リース期間終了後の残存価格 (消費税抜き)	②				(円)	
リース料助成申請額 (注2)	③				(円)	(リース諸費用内訳)
リース諸費用 (金利・保険料・消費税等)	④				(円)	保険料： 円 固定資産税： 円
機械利用者負担リース料 (税込み)	⑤				(円)	金利： 円 消費税： 円

- (注) 1 ※1及び※2については、いずれかを記入すること。
 2 リース料助成申請額③は、A、Bいずれか小さい額を記入すること (千円未満は切り捨て)。
 A: $(① \times (\text{リース期間} / \text{法定耐用年数})) \times 1 / 2$ 以内
 B: $(① - ②) \times 1 / 2$ 以内
 3 複数の農業機械等をリースする場合は、欄を適宜追加して記載すること。
 4 機械納入業者の見積書の写し (2社以上)、リース事業者の見積書の写し (リース期間、残価設定額、リース諸費用、リース料金等が確認できるもの) を添付すること。

(7) オープンAPIへの対応 (トラクターを導入又はリース導入する場合)

トラクター、コンバイン又は田植機の導入等を希望する場合は、以下の「参考」を御確認の上、希望する農機のメーカーの状況についてチェックを入れてください。

- ・導入を希望する農機のメーカーが、自社webサイトや農業データ連携基盤に公開すること等を通じて、データを連携できる環境を

整備している

整備していない

(参考) APIを自社webサイトや農業データ連携基盤に公開すること等を通じて、データを連携できる環境を整備している農機メーカー
 (令和6年11月時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載)
 国内メーカー：井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社
 海外メーカー：AGCO Corporation(Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra)、CLAAS KGaA mbH、CNH industrial N.V (Case IH、New Holland、Steyr)、Deere & Company(John Deere)、SDF group(SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

- (注) 農機データを取得するシステムを備えたトラクターを製造していないメーカーの製品を導入する場合は、これに当たらない。
 整備していないにチェックがついた場合は、整備しているメーカーのトラクターに変更すること。または導入を希望する農業機械でなければ事業目的を達成できない旨を別途証明するための理由書を添付するものとする。

第5 受益地域管内における畑作物及び対象品目の生産振興方針

--

第6 関係する道県、市町村からの意見又は連携状況

--

第7 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A) + (B) + (C)	負担区分			備考
		国庫補助金 (A)	事業実施主体 (B)	その他 (C)	
北海道・南九州畑作物農業機械等導入支援事業	0 円	円	円	円	
合 計	0				

(注) 「備考」の欄は、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

第8 収支予算（又は精算）

1 収入の部

区 分	本年度予算	前年度予算	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計	0	0			

2 支出の部

区 分	本年度予算	前年度予算	比較増減		備考
			増	減	
北海道・南九州畑作物農業機械等導入支援事業	円	円	円	円	
合 計	0	0			

第9 事業実施主体の概要及び活動状況

事業実施主体名	設立年月	構成農家戸数		経理担当 の人数	活動内容 (事業実施年度までの活動と今後の活動について記載する)
			うち担い手		

- (注) 1 「経理担当の人数は、最低1名は専任となるようにする。
2 「活動内容」については、「規約」等を添付することにより、記載を省略できる。

第10 その他関係資料

- 1 関係する県、市町村において、過去（耐用年数の範囲内）、国庫事業により導入した農業機械等の実績及び地区を示した資料を添付すること。なお、対象となる農業機械等は、今回導入するものと同種のものとする。
- 2 国庫補助事業により農業機械等の導入又はリース導入に対する支援を受け、評価年を迎えている場合は、当該事業の事業評価に関する資料を添付すること。評価年を迎えていない場合は、当該事業の事業計画の内容に関する資料にその時点における実施状況を追記したものを添付すること。なお、実績等の数字が把握できる資料も合わせて添付すること。
- 3 みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減活動実施計画の認定を受けている場合は、その認定が確認できる資料を添付すること。

持続的生産強化対策事業

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進
(甘味資源作物等支援事業のうち
さとうきび産地確立実証事業)

- 事業実施計画書
- 事業実施状況報告書

事業実施年度
事業実施主体
県・市町村名
地区名

年度 (○年目)

- (注) 1 当該資料を事業実施計画書として使用する場合は「■ 事業実施計画書」とし、事業実施状況報告書として使用する場合は「■ 事業実施状況報告書」とすること。
2 事業実施計画の変更の場合は「■ 事業実施変更計画書」とし、変更箇所を加筆修正(変更前を上段括弧で二段書き)すること。
3 事業実施年度の翌年度及び翌々年度に事業実施状況報告書として使用する場合は、当該表紙と次ページ(第1及び第2)を添付する。
次ページ第2の事業計画総括表の「1事業の内容」については、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の区分と変更後の事業内容及び経費の配分とを容易に比較対象できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。また、目標数値の欄の目標と増減及び受益の欄の戸数と面積も当該年度の実績を記載すること。

第1 事業目的及び実証の概要

※産地において問題・課題となっていること、課題の解決に向けて必要となる方策等について具体的に記載。
 ※産地の課題解決に向けて、本事業を活用して、どのような実証を行うのか。また、どのような産地の姿を目指すのかを具体的に記載。
 ※当該事業を行うことで得られる効果、産地の課題解決にどのように資するか等具体的に記載。
 ※既存の機械等がある場合は、既存の機械等がありながら導入する理由を簡潔に記載。

第2 事業計画総括表

県名及び 市町村名	事業実施 主体名 及び 地区名	目 標	目 標 数 値			受 益		事業内容 農業機械等の種類、費用、規格、能力等 及び事業量 (単価、回数、基数、台数、面積等)	総事業費 (A)+(B)+(C) 円	負担区分			補助率 %	完了 年月日	備考
			現 状 (年度)	目 標 (年度)	増 減 (増減率等)	戸 数	面 積 ha			国庫 補助金 (A) 円	事業実施 主体 (B) 円	その他 (C) 円			
		10a当たり労働時間を削減	h	h	%	戸 (年度)	ha (年度)	・ 検討会の開催	円	円	円	円	%		
		10a当たり収量を増加	t/10a	t/10a	%	(現状) 戸	(現状) ha								
		作業受託面積又は作付面積を増加	ha	ha	%	(65歳未満) 人		・ 課題解決に向けた取組							
		適期適切に行った春作業の面積(又は面積割合)を増加	ha	ha	%										
		地域等における会議での発表等普及啓発を実施	-	回	回			・ 実証結果の普及							
		実証成果の導入面積(又は面積割合)を増加	ha	ha	%										
合 計															

- (注) 1 「目標」の欄については、実施要領別紙6(以下「別紙6」という)Ⅲ-Ⅲの第1の8の(1)に掲げる目標を1つ以上記入すること(2つ以上記入することも可能)。
 2 「目標」の欄の目標年度は事業実施年度又は事業実施年度の翌年度とする。
 3 「目標数値」の欄については、具体的な目標数値を記入すること。なお、現状値については、原則、直近のデータとし、直近年が異常年であった場合(激甚災害の発生等)は、更に前年のデータ又は過去数ヶ年の平均を現状値とすることができる。

- 4 「目標数値」の欄に記載した作付面積及び収量並びに「受益」の欄に記載した戸数及び面積の数値の根拠が確認できる資料を添付すること。
- 5 「受益」の欄については、目標年度の戸数及び面積を記入すること。
- 6 複数年に渡って実証に取り組む場合、「目標」、「目標数値」、「受益」の欄については、初年度の事業実施計画の数値等を転記すること。
- 7 「事業内容」の欄については、別紙6のⅢ－Ⅲの第1の1に掲げる取組及びそれぞれに必要な事業量（単価、回数、基数、台数、面積等）について記入すること。
なお、実証を行う上で、農業機械等の導入・改良を伴う場合は、対象となる農業機械等の実勢価格及びリース諸費用を記入すること（対象となる農業機械等の種類ごとにそれぞれ記入すること。）
- 8 「負担区分」の欄については、国庫補助金以外からの拠出があった場合や、地方公共団体等からの補助があった場合には、その金額を（B）及び（C）に記載し、具体的な内容を「備考」の欄に記入すること。
- 9 「備考」の欄には、事業区分ごと及び事業実施主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「除税額〇円 うち国費〇円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には、「備考」の欄に合計額（「除税額〇円 うち国費 〇円」）を記入すること。
- 10 「備考」の欄に総事業費に対する国庫補助金の割合を記入すること。県、市町村等の事業実施主体以外の団体が別途負担する場合には、「備考」の欄に、その団体名及び補助率を記入すること。

第3 目標数値の具体的な内容

成果目標

成果目標			
目標数値	現状値： （〇年度）	目標値： （〇年度）	増減（増減率等）：
目標数値決定の考え方	事業評価の検証方法（現状値及び目標値の算出方法）		
1）現状	1）現状値の算出方法		
2）事業内容	2）目標値の算出方法		
3）事業成果	3）検証方法（実績値の算出方法）		

- （注）
- 1 「成果目標」が複数ある場合は、欄を適宜追加して記載すること。
 - 2 「目標数値決定の考え方」については、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記載すること。
 - 3 「事業評価の検証方法」については、客観的な手法により検証ができることを原則とする。
 - 4 複数年に渡って実証に取り組む場合、初年度の事業実施計画の記載内容を転記すること。

第4 事業実施計画の詳細

1 事業実施主体の概要（事業実施主体名、所在地、代表者名）

--

2 事業実施体制

(1) 申請者（事業代表者）

氏名（ふりがな）			
所属（部署名等）			
役職			
所在地			
電話番号		e-mail	
過去の類似事業の実績			
当該事業に関する 知見・知識			

(2) 共同機関

大学	
独法等	
民間企業	
公益法人	
その他	

(注) 1 実証において、さとうきびの新品種等を取り扱う場合は、新品種等の栽培実証を行う生産者又はその生産者が属する生産者団体が構成員に含まれていること。

2 品種登録前の品種の実証を行う場合は、研究開発機関（育種機関）が構成員に含まれていること。

(3) 事業責任者

氏名 (ふりがな)			
所属 (部署名等)			
役職			
所在地			
電話番号		e-mail	
当該事業に関する 知見・知識			

(4) 会計担当者

氏名 (ふりがな)			
所属 (部署名等)			
役職			
所在地			
電話番号		e-mail	
過去の類似事業の実績			
会計に関する 知見・知識			

- (注) 1 事業実施体制が分かる図を添付すること。
2 過去の類似事業の実績の欄には、事業名、実施時期及び概要を記入すること。
3 事業責任者の欄は、調査、実証、試験等を行う実施責任者について記入すること。

3 事業全体の実施スケジュール

事業の実施時期	取組の内容
○年度(1年目)	※1年目の取組について概要を記載
月	※各月の取組について、概要を記載
月	
月	
月	
○年度(2年目)	※2年目の取組について概要を記載
月	
月	
月	
月	
○年度(3年目)	※3年目の取組について概要を記載
月	
月	
月	
月	

(注) 複数年に渡って実証に取り組むことを想定している場合は、事業開始年度から翌々年度までの3年以内の取組について記載すること。また、複数年に渡って実証に取り組んでいる場合は、実績を記載すること。

4 過年度の取組内容と成果

--

(注) 複数年に渡って実証に取り組んでいる場合は、1年目、2年目の取組内容と得られた成果を記載すること。なお、初年度の場合は記載不要とする。

5 事業内容

(1) 検討会の開催

ア 検討会の構成

検討会名	氏名	所属・役職名	備考

(注) 「所属・役職名」及び「氏名」の欄については、会員毎に記入すること。

イ 検討会の概要

開催時期	開催場所	参集範囲	検討内容	備考
年 月				

(注) 開催する検討会毎に記入すること。

(2) 課題解決に向けた取組

実施時期	実証名	実証内容及び方法	備考
年 月			

(注) 「実証内容及び方法」の欄には、栽培や生産体制に係る実証内容や実証に必要となる現地試験・技術等の改良・調査、実証の導入効果・経営改善効果分析など、さとうきびの安定生産を図る上での課題解決に向けた取組を具体的に記述し、必要に応じて補足資料を添付すること。また、上記内容が分かる資料の添付に替えてもよいこととする。

(3) 実証結果の普及

実施時期	普及対象者及び人数	普及手法及び内容	備考
年 月			

(注) 「普及手法及び内容」の欄については、会議等における発表・報告やマニュアルの作成・配布など、地域等で実証成果の普及啓発を行うための手法について、具体的に記述すること。

6 費目別積算根拠

取組項目		事業費（円）		経費の具体的内容と積算根拠 （取組ごとの単価、人数、回数、面積、台数等）	備考
			うち国庫 補助金（円）		
1 検討会の開催					
費目				(経費の具体的内容) ※「検討会の開催に必要な〇〇〇〇に要する経費」など、費目の用途が分かるように記載すること。 (積算根拠)	
		1の計			
2 課題解決に向けた取組					
費目					
		2の計			
3 実証結果の普及					
費目					
		3の計			
合計（1+2+3）					

(注) 1 実施する取組項目のみを記入し、実施しない取組項目は削除すること。

2 「取組項目」、「費目」の欄等が足りない場合には、適宜追加して記入すること。

3 「費目」の欄は、本要領本体別表1の6に規定している費目とし、費目単位で金額を整理すること。

「経費の具体的内容と積算根拠」の欄には、費目の具体的な内容が分かるように記載するとともに、積算根拠として、施用量・単価、記帳手当、謝金の時間単価等について具体的に記入すること。

7 導入又はリース導入する農業機械等の内容（農業機械等の導入・改良を伴う場合は記載）

(1) 事業実施主体の構成、受益する農家又は受益農業従事者の状況

事業実施主体の構成			受益する農家又は受益農業従事者の状況	
名称（設立年月日）	構成員の名称又は氏名	備考	地域計画のうち 目標地図の位置付け	備考
		・さとうきび増産計画又は フォローアップに導入予定 機械等の位置づけの有無 (有・無)	・経営体名 (○年○月位置付け済) ・経営体名 (○年○月位置付け予定)	

(2) 農業機械等の導入又はリース導入

ア 規模決定の根拠

--

(注) 事業の規模を決定（導入する機械の能力、台数、単価等）した計算過程をその根拠となる機械等の具体的な数値を用いて記載すること。

イ 農業機械等の保管・設置場所

農業機械等名	農業機械等の保管・設置場所	導入時期	備考
		年 月	

ウ 農業機械等の利用計画

	農業機械等名 (型 式)	受益戸数 (戸)	受益面積 (ha)	オペレーター数 (人)	台数 (台)	備考
本事業で導入する農業機械等						
既存の農業機械（収穫）						
既存の農業機械（植付）						
既存の農業機械（株出）						
既存の農業機械等（その他）						

(注) 1 「本事業で導入する農業機械等」の「備考」の欄に事業の管理に当たる責任者を記入すること。

2 「既存の農業機械（収穫、植付、株出）」には、事業実施主体が所有するさとうきびの収穫、植付又は株出に係る農業機械等についてを記入すること。「備考」の欄に導入年と導入手法（自己資金又は国庫補助、県補助、市町村補助等の別）を記入すること。該当するものが無い場合、「無（今回導入予定、○○組合（○○地区）に委託、人力作業）」等を記入すること。

3 「既存の農業機械等（その他）」は、上記以外の農業機械等を国庫補助事業で導入（リース含む。）した場合記入し、併せて「備考」の欄に導入年と導入手法（国庫補助のみ）を記入すること。

エ 機械化一貫体系

作業	機械作業体制の有無	機械作業主体	適期作業に向けた考え方
収穫			
植付			
株出管理			
その他 ()			

- (注) 1 「機械作業体制の有無」の欄には、受益地区における当該作業について機械による作業体制が整備されている場合には「有（使用機械名）」、本事業で整備される場合は「有（本事業で導入予定）」、整備されていない場合は「無」と記載すること。
- 2 「機械作業主体」の欄には、「機械作業を行う主体名（地区名）」を記載すること。なお、事業実施主体以外が機械を所有している場合、所有していることが把握できる書類（当該作業を実施する生産組合等の機械管理台帳等）を添付すること。
- 3 「適期作業に向けた考え方」欄には、今回導入する農業機械等を用いて、適期植付作業、適期株出管理作業等を行うためにどのような体制で行うかを記載すること。

オ 動産保険等の内容

--

カ 農業機械等の納入業者又はリース事業者選定方法の計画

農業機械の納入業者又はリース事業者選定方法	一般競争入札・指名競争入札における競争見積（いずれかに○）
指名競争入札の場合における競争見積の場合の指名業者選定の考え方	

キ 前処理施設又は精脱葉施設等の設置場所

施設等名（処理量：最大トン／日）	所有者・設置場所	導入時期	備考
		年 月	

- (注) 1 ケーンハーベスタを導入する場合、含みつ糖のみを生産する地区の事業実施主体は記載すること。
- 2 設置場所がわかる地図を添付すること。

ク 農業機械等の購入助成額

農業機械等名 (型式)				備考
購入価格 (消費税抜き)	①		(円)	
購入価格 (消費税込み)	②		(円)	
購入助成額 (国庫補助金)	③		(円)	
消費税	④		(円)	

- (注) 1 「(購入助成額 (国庫補助金))」の欄には、処分益を控除した上で②×6/10以内の額を記入すること。
 2 「備考」の欄には、本事業の実施によって下取り等により処分益が発生する場合は、その額 (消費税込み) を記入すること。
 なお、仕入れに係る消費税相当額については、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円のうち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。また、事業 (農業機械の導入) を行うに当たって、補助対象物件を担保に、自己負担の全部又は一部について融資を受ける場合には、「金融機関名」「融資名 (制度・その他)」「融資を受けようとする金額」「償還年数」を記入すること。
 3 複数の農業機械等を購入する場合は、欄を適宜追加して記載すること。
 4 納入事業者の見積書の写し (2社以上) 等を添付すること。

ケ 農業機械等のリース料助成額

農業機械等名 (型式)							備考	
リース期間	開始日～終了日 (※1)			～		(日)		
	リース借受日から〇年間 (※2)					(年)		
リース物件取得予定価格 (消費税抜き)	①					(円)	(リース諸費用内訳) 保険料： 円 固定資産税： 円 金利： 円	
リース期間終了後の残存価格 (消費税抜き)	②					(円)		
リース諸費用 (消費税抜き)	③					(円)		
リース料助成額 (注2)	④					(円)		
消費税	⑤					(円)		
事業実施主体負担リース料 (消費税込み) ①－②＋③－④＋⑤							(円)	

- (注) 1 ※1及び※2については、いずれかを記入すること。
 2 リース料助成額④は、A、Bいずれか小さい額を記入すること (千円未満は切捨て)。
 A： (①× (リース期間/法定耐用年数) + ③) × 6/10以内
 B： ((①－②) + ③) × 6/10以内
 3 複数の農業機械等をリースする場合は、欄を適宜追加して記載すること。
 4 リース事業者の見積書の写し (2社以上)、機械納入業者の見積書の写し (2社以上) 等を添付すること。

コ オープンAPIへの対応（トラクターを導入又はリース導入する場合）

トラクター、コンバイン又は田植機の導入等を希望する場合は、以下の「参考」を御確認の上、希望する農機のメーカーの状況についてチェックを入れてください。

- ・導入を希望する農機のメーカーが、自社webサイトや農業データ連携基盤に公開すること等を通じて、データを連携できる環境を

整備している

整備していない

(参考) APIを自社webサイトや農業データ連携基盤に公開すること等を通じて、データを連携できる環境を整備している農機メーカー
 (令和6年11月時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載)
 国内メーカー：井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマーアグリ株式会社
 海外メーカー：AGCO Corporation(Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra)、CLAAS KGaA mbH、CNH industrial N.V (Case IH、New Holland、Steyr)、Deere & Company(John Deere)、SDF group(SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

(注) 農機データを取得するシステムを備えたトラクターを製造していないメーカーの製品を導入する場合は、これに当たらない。
 整備していないにチェックがついた場合は、整備しているメーカーのトラクターに変更すること。または導入を希望する農業機械でなければ事業目的を達成できない旨を別途証明するための理由書を添付するものとする。

第5 関係する県、市町村からの意見又は連絡状況

※当該取組について意見を記載。
 記載した県又は市町村の所属課名を記載。

第6 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A) + (B) + (C) 円	負担区分			備考
		国庫補助金 (A) 円	事業実施主体 (B) 円	その他 (C) 円	
さとうきび産地確立実証事業	円	円	円	円	
合 計					

(注) 「備考」の欄は、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」）を記載すること。

第7 収支予算（又は積算）（共通）

1 収入の部

区 分	本年度予算	前年度予算	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算	前年度予算	比較増減		備考
			増	減	
さとうきび産地確立実証事業	円	円	円	円	
合 計					

第8 その他関係資料

- (1) 定款、寄附行為等主に営む事業内容が確認できる書類及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 本事業で取り組む内容の品種・技術等の概要が分かる資料、見積書
- (4) 取組のスケジュールが分かる資料
- (5) 複数年に渡って実証に取り組んでいる場合は、地方農政局長に提出している過年度の事業実施計画書及び事業実施状況報告書
- (6) みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減活動実施計画の認定を受けている場合は、その認定が確認できる資料
- (7) スマート農業法に基づき、生産方式革新実施計画の認定を受けている場合はその認定が確認できる資料
- (8) その他地方農政局長が必要と認める資料

※農業機械等の導入・改良を伴う実証の場合は、併せて以下の資料を添付

- (1) 成果目標に関係する受益農家、受益面積等が分かる資料を送付すること。
- (2) 関係する県又は市町村において、過去（耐用年数の範囲内）、国庫事業により導入した農業機械等の実績及び地区を示した資料を添付すること。なお、対象となる農業機械等は、今回導入するものと同種のものとする。
- (3) 国庫補助事業により農業機械等のリース導入に対する支援を受け、評価年を迎えている場合は、農畜産業機械等リース支援事業（地域作物支援型）実施実施要領（以下「実施要領」という。）別記第5号及び5号別添（事業評価シート）等を添付すること（他事業の場合は、準ずるものを添付すること）。評価年を迎えていない場合は、実施要領別記様式第4号及び別記様式第1号に準じて作成したものを添付すること。なお、実績等の数字が把握できる資料も合わせて添付すること。
- (4) 堆肥散布車及び散水車を導入する場合は、1年間の使用計画を送付すること。

別添2（Ⅰの第2の2（2）ウ（ア）、Ⅰの第2の2（3）、Ⅱの第2の3（2）ウ（ア）、Ⅱの第2の3（3）、Ⅲ－Ⅱ－Ⅰ、Ⅲ－Ⅱ－Ⅱ、Ⅲ－Ⅲの第3の1（2）関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては、北海道農政事務所長
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長
 農林水産省農産局長^{*1} 殿 〕

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

令和〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進（〇〇〇〇〇^{*2}）入札結果報告

このことについて、下記のとおり入札結果を報告します。

記

対象事業	
業者選定方法	
入札執行年月日	
入札立会者の 所属・役職・氏名	
入札予定価格（税抜）	円
入札参加業者名及び 入札価格（税抜）	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円

入札執行回数	
落札業者名（契約業者名）	
契約価格（税抜）	
契約年月日	
完了予定年月日	
備 考	年 月 日〇〇〇号 交付決定

- 1 「入札予定価格」欄は、未公表の場合は未公表と記入する。不落札随意契約の場合は必ず記入する。
 - 2 「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最終回の価格を記入する(途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする。)
 - 3 不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約である旨を、また、「落札業者名」欄は契約業者名を記入する。
 - 4 「業者選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄まで記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入する。
 - 5 交付決定前に着工した場合、「備考」欄は交付決定前着工届の文書番号等を記入する。
 - 6 本報告に際しては、工程表を添付すること。
 - 7 事業が複数の契約からなる場合は、契約ごとに上表を整理すること。
- ※1：本別紙本体の第2の1（1）の事業の場合、農林水産省農産局長宛とする。
- ※2：本別紙本体の第2の1の事業名を記入。

別添3（Ⅰの第3の1、Ⅱの第3の1、Ⅲ－Ⅰ、Ⅲ－Ⅱ－Ⅰ、Ⅲ－Ⅱ－Ⅱ、Ⅲ－Ⅲの第3の1（1）関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては、北海道農政事務所長
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長
 農林水産省農産局長^{※1} 殿 〕

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

令和〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進（〇〇〇〇〇^{※2}）事業実施状況報告書

令和〇〇年度において、持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進（〇〇〇〇〇^{※2}）を実施したので、持続的生産強化対策事業推進費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3174号農林水産事務次官依命通知）第29に基づき、関係書類^{※3※4}を添えて報告する。

※1：本別紙本体の第2の1（1）の事業の場合、農林水産省農産局長宛とする。

※2：本別紙本体の第2の1の対象事業名を記載すること。

※3：関係書類として、本別紙本体の第2の1（1）の事業については別添3－1、（2）の事業については別添3－2を添付すること。また、本別紙のⅡの第1の1（1）イ（キ）aに定める事業については別添19を、本別紙のⅠの第3の1及びⅡの第3の1のうち、農業機械等について本事業においてリース導入を行った場合については、別添40を添付すること。なお、事業完了年度の翌年度からリース契約終了年度までの間の報告については、別添3－1及び3－2の添付は省略することができる。

※4：関係書類として、本別紙のⅢのⅢ－Ⅰの事業の場合は別添3－3、本別紙のⅢのⅢ－Ⅱの事業の場合は別添1－4又は別添1－5を添付すること。また、事業実施目標年度の翌年度からリース契約終了年度の翌年度まで報告する場合は、別添3－4を添付すること。なお、Ⅲ－Ⅲの事業の場合は別添3－5を添付する。

持続的生産強化対策事業

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進
事業実施状況報告書

事業実施年度：令和 _____ 年度

目標年度：令和 _____ 年度

実施状況報告年度：令和 _____ 年度

事業実施主体名： _____

都道府県名・市町村名： _____

対象作物名： _____

第1 事業概要

1 事業内容及び成果目標の達成状況

達成すべき成果目標	目標値（ 年度）	取組結果及び達成状況	備 考

注：「達成すべき成果目標」及び「目標値」の欄は、事業実施計画書から転記すること。

第2 事業実施結果の概要（非実施の取組の欄は、削除すること。）

1 検討会の開催

（1）検討会の構成

検討会の名称	氏 名	所属・役職名	備 考

注：適宜、行を追加して記入すること。

（2）検討会の開催

開催時期	開催場所	参集範囲	検討内容	備考
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				

注1：「参集範囲」の欄は、検討会の構成員以外の者が参加する場合は、その者の所属・役職名、氏名を併せて記入すること。

2：開催する検討会ごとに記入すること。

3：適宜、行を追加して記入すること。

2 事前相談窓口の設置

（1）相談窓口の運営体制

相談窓口名	氏 名	所属・役職名	備考

--	--	--	--

注：対象作物が複数の場合は、備考欄に対象となる作物名を記入すること。

(2) 相談窓口の実施内容

相談項目	課題内容	支援内容及び結果	備考

3 地域相談会等の実施

(1) 地域相談会等の実施内容

名称	相談会等の具体的な実施内容	備考

注1：「名称」の欄は、仮称でも構わない。

2：開催する相談会等ごとに記入すること。

(2) 地域相談会等の開催

開催時期	開催場所	参集範囲	相談会の具体的内容及び結果	備考
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				

注：開催する地域相談会等ごとに記入すること。

4 栽培技術研修の実施

(1) 栽培技術研修会の実施内容（研修課題、講師、対象者、定員など）

名称	具体的な実施内容	備考

注：開催する研修会ごとに記入すること。

(2) 栽培技術研修会の開催

開催時期	開催場所	参集範囲	具体的な内容及び結果	備考
年 月 年 月 年 月 年 月 年 月				

注：開催する研修会等ごとに記入すること。

5 産地動向・栽培技術等の調査・分析等

(1) 調査・分析等の内容

実施時期	実施項目（場所、課題など）	実施内容	備考
年 月			
年 月			
年 月			

注：適宜、行を追加して記入すること。

(2) 調査・分析等の結果の概要

--

注：実施した調査ごとに記入するとともに、調査結果の詳細を添付すること。

6 需要・消費動向等調査・検討の実施

(1) 需要・消費動向等調査の実施内容

調査時期	調査名	実施者	調査内容	備考
年 月 ～ 月				

注：実施した調査ごとに記入すること。

(2) 需要・消費動向等調査・検討の結果の概要

--

注：実施した調査ごとに記入するとともに、調査結果の詳細を添付すること。

7 課題解決実証の実施

(1) 新たな作物又は品種の現地適応性試験の実施内容

実施時期 年 月	実施場所	作物名又は品目名	ほ場面積(a)	管理主体	試験内容及び結果	備考

注：実施した場所ごとに記入するとともに、試験結果の詳細を添付すること。

(2) 栽培技術・加工技術の確立

ア 栽培技術・加工技術の試験内容

技術の名称等	実施時期 年 月	作物名又は品目名	実施者	試験内容及び結果	備考

注：試験結果の詳細を添付すること。なお、作成者の欄は試作品を作成した者を記入すること。

イ 加工技術の試験に必要な機械・機器の整備内容

整備時期 年 月	整備した機械・機器の 名称・型式	金額 (円)	管理者	保管・設置場所	備考

(3) 農業機械等の開発・改良

実施時期 年 月	機械等の種類・型式	金額 (円)	実施者	開発・改良の内容及び結果	保管場所	備考

注1：「実施者」の欄には、農業機械等の改良を行う機関（又は担当者等）を記入すること。なお、改良を一体的に行う農機具メーカー名及びその部署、支店名（又は担当者名等）も記入すること。

2：「備考」の欄には、事業実施主体のうち事業の管理に当たる責任者を記入すること。

(4) 新商品の開発等

ア 試作品の作製

試作品名	実施時期 年 月	作製者	試作品の内容及び作製方法	備考

注：試作品ごとに記入すること、「作製者」の欄は、試作品を作製する者を記入すること。

イ 試作品の商品性評価

試作品名	開催時期 年 月	開催場所	評価者・員数	評価結果	備考

注：試作品ごとに記入するとともに、評価結果の詳細を添付すること。

(5) 農業機械等のリース

ア リース内容

機械等名	仕様	台数	用途	金額 (円)	主として 使用した者	設置場所	リース時期

注1：機械等ごとに記入すること。

2：「金額」の欄には、機械等のリース料相当額を記入すること。

3：別添40「実施状況一覧表」及びリース契約が継続していることが分かる資料等を添付すること。

イ リースを行う農業機械等の決定の根拠

機械等の種類・型式	リース物件価格 (千円)	リースを行う農業機械等の選定理由及び規模決定の根拠	備考

注1：「リース物件価格 (千円)」の欄には、リース料相当額を記入すること。

2：「リースを行う農業機械等の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業機械等の能力を決定（導入する機械等の能力、台数、単価等）した計算過程をその根拠となる機械等の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。

3：リースする農業機械等の価格が400万円以上の場合、その機械をリースする理由を「リースする機械等の選定理由及び規模決定の根拠」の欄にあわせて記入すること。”

ウ リース事業者選定方法の結果

入札方法 (いずれかに○をする)	理由	備考
一般競争入札 ・ 指名競争入札		

注：「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合、記入すること。

8 需要拡大に資する取組の実施

ア 需要拡大に資する取組の実施内容

実施時期	実施者	実施内容及び結果	備考
年 月			

9 人材登録等の実施

ア 卓越技能人材選考会の構成

選考会名	所属・役職名	氏名	備考

注：所属・役職名及び氏名欄は、会員ごとに記入すること。

イ 選考会の開催

開催時期	開催場所	参集範囲	選考方法及び結果	備考
年 月				

注：開催する選考会ごとに記入するとともに、配布資料を添付すること。

ウ 卓越技能人材に関する周知

実施時期	開催場所	周知内容及び方法	備考

年 月			
-----	--	--	--

エ 卓越技能人材公開意見交換会の開催

開催時期	開催場所	参加人数及び主な参加者	意見交換会の内容	備考
年 月				

注：開催した意見交換会ごとに記入するとともに、配布資料を添付すること。

オ 栽培技術等アドバイザーの選考・登録

選考時期	選考方法及び結果	備考
年 月		

カ 栽培技術等アドバイザーの派遣の実施

氏名	派遣先	派遣時期(回数)	派遣等の内容及び結果	備考
		年 月～月 (回)		

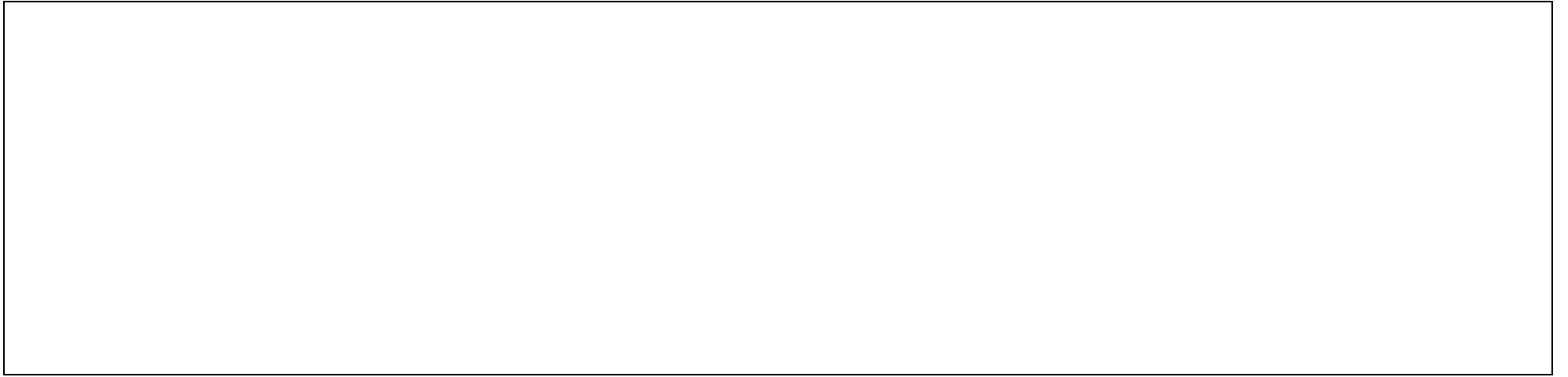
10 情報発信ツールの構築

(1) 情報発信ツールの内容

実施時期	情報発信内容	備考
年 月		

注：ポータルサイトを製作する場合には、サイトの設置予定場所や周知方法を備考欄に記入すること。

第3 取組の総合評価



持続的生産強化対策事業

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進
事業実施状況報告書

事業実施年度：令和 _____ 年度

目標年度：令和 _____ 年度

実施状況報告年度：令和 _____ 年度

事業実施主体名： _____

都道府県名・市町村名： _____

対象作物名： _____

第1 成果目標

ア 達成すべき成果目標

事業内容	達成すべき 成果目標	成果目標				備考
		現状値①	実績値②	目標値③	達成率 ②-① / ③- ① ×100	
		(○ 年)	(○ 年)	(○ 年)	%	

注：「事業内容」、「達成すべき成果目標」、「現状値」及び「目標値」の欄は、事業実施計画書から転記すること。

イ 達成すべき成果目標

事業内容	達成すべき 成果目標	成果目標				備考
		現状値①	実績値②	目標値③	達成率 ②-① / ③- ① ×100	
		(○ 年)	(○ 年)	(○ 年)	%	

注：「事業内容」、「達成すべき成果目標」、「現状値」及び「目標値」の欄は、事業実施計画書から転記すること。

第2 事業実施結果の概要（非実施の取組の欄は、削除すること。）

1 検討会の開催

(1) 検討会の構成

検討会の名称	氏 名	所属・役職名	備 考

注：適宜、行を追加して記入すること。

(2) 検討会の開催

開催時期	開催場所	参集範囲	検討内容	備考
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				

注1：「参集範囲」の欄は、検討会の構成員以外の者が参加する場合は、その者の所属・役職名、氏名を併せて記入すること。

2：開催する検討会ごとに記入すること。

3：適宜、行を追加して記入すること。

2 生産体制の強化

(1) 栽培実証ほの設置等

ア 栽培実証ほの設置

(ア) 栽培実証ほの内容

作物名	設置場所	ほ場面積 (a)	管理主体名	受益農業従事 者数 (戸)	栽培実証ほの内容	備考

注1：薬用作物を対象とする場合は、「備考」の欄に生薬名、栽培年数（植付から収穫までに要する年数）を記入すること。

2：「管理主体名」の欄は、実証ほに関する責任者名（又は管理する機関名）を記入すること。

3：「設置場所」の欄は、実証ほを設置する市町村名・地域名を、特定の機関の敷地内に設置する場合には機関名を記入すること。

4：1作物当たりの実証ほの面積が5アール未満の場合は、5アールに満たない理由を備考欄にあわせて記入すること。

5：適宜、行を追加して記入すること。

(イ) 栽培実証結果及び栽培技術の普及結果

--

注：栽培実証ほの設置の結果とその評価、栽培技術の普及状況・結果等について記入すること。

イ 種苗等増殖実証ほの設置等

(ア) 種苗等増殖実証ほの内容

作物名	設置場所	ほ場面積 (a)	管理主体名	受益農業従事 者数 (戸)	栽培実証ほの内容	備考

注1：薬用作物を対象とする場合は、備考欄に生薬名、栽培年数（植付から収穫までに要する年数）を記入すること。

2：管理主体名は、実証ほに関する責任者名（又は管理する機関名）を記入すること。

3：「設置場所」の欄は、実証ほを設置する市町村名・地域名を、特定の機関の敷地内に設置する場合には機関名を記入すること。

4：1作物当たりの実証ほの面積が5アール未満の場合は、5アールに満たない理由を備考欄にあわせて記入すること。

5：適宜、行を追加して記入すること。

(イ) 栽培実証結果及び栽培技術の普及結果等

注：栽培実証ほの設置の結果とその評価、栽培技術の普及状況・結果等について記入すること。

(2) 新たな栽培技術等の実証導入

ア 実証導入の内容及び結果

イ 農業機械等のリース内容（農業機械等のリースを行った場合に記入）

機械等名	仕様	台数	金額 (円)	利用者	使用状況	備考

--	--	--	--	--	--	--

注1：対象機械等が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械ごとに記入すること。

2：別添40「実施状況一覧表」及びリース契約が継続していることが分かる資料等を添付すること。

(3) 関連設備・農業機械の開発・改良

関連設備・農業機械の種類	実施者	改良結果	農業機械の活用結果	備考

注1：「実施者」の欄は、農業機械の改良を行った機関（又は担当者等）を記入すること。なお、改良を一体的に行った農機具メーカー名及びその部署、支店名（又は担当者名等）も記入すること。

2：「備考」の欄には、事業実施主体のうち事業の管理に当たる責任者を記入すること。

(4) 栽培マニュアルの作成

マニュアルの名称	作成部数	マニュアル内容	配布先及び活用結果	備考
	部			

(5) 課題等解決のための調査・分析・実証

ア 分析の内容

実施時期	実施項目（課題・調査対象等）	調査内容	備考
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			

注：適宜、行を追加して記入すること。

イ 分析結果の概要及び評価等

--

注：分析結果の概要及びその評価・活用等について記入するとともに、分析結果の詳細について添付すること。

ウ 製造・加工技術の実証の内容

対象製品の名称・内容	実証結果	備考

注：「対象製品の名称・内容」の欄は、製造・加工技術の実証の対象となる製品の名称や内容について、記入すること。

(6) 栽培・衛生管理体制の構築

ア 具体的な実施内容

実施時期	実施内容	具体的方法

注1：栽培・加工技術習得の研修等を受講した場合は、「具体的方法」欄に研修内容・実施機関・場所・受講人数を記入すること。

2：適宜、行を追加して記入すること。

イ 農業機械等のリース内容（農業機械等のリースを行った場合に記入）

機械等名	仕様	台数	金額（円）	利用者	使用状況	備考

注1：対象機械等が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械ごとに記入すること。

2：別添40「実施状況一覧表」及びリース契約が継続していることが分かる資料等を添付すること。

(7) 茶の改植等、薬用作物の新植及び永年性工芸作物の改植等の促進

ア 取組結果の概要

--

- 注1：本別紙のⅡの第1の1（1）イ（キ）a 茶の改植等への支援を実施した場合は、別添19「実施状況一覧表」等を添付すること。
 2：本別紙のⅡの第1の1（1）イ（キ）b 薬用作物の新植に対する支援を実施した場合は、薬用作物名及び対象作物の生育状況の概要を記入すること。
 3：本別紙のⅡの第1の1（1）イ（キ）c 永年性工芸作物に対する支援を実施した場合は、永年性工芸作物名及び対象作物の生育状況の概要を記入すること。

※本別紙のⅡの第1の1（1）イ（キ）bの「薬用作物の新植に対する支援」を実施した場合のみ、以下を記入

生産者グループ名	薬用作物名	栽培年数	支援を受けた最初の年度	実施面積 (㎡)	実施状況結果	備考
		年	〇〇 年度			

- 注1：「栽培年数」の欄は、収穫年を除く栽培年数（未収益期間）を記入すること。
 2：「支援を受けた最初の年度」の欄は、本事業で同一の薬用作物について過去に未収益期間の補助を受けた場合のみ記入すること。
 3：適宜、行を追加して記載すること。

(8) 農業機械等リース支援の実施概要（本別紙のⅡの第4の4を参照）

--

- 注1：農業機械等リース支援の取組概要及び結果を簡潔に記載すること。
 2：別添40「実施状況一覧表」及びリース契約が継続していることが分かる資料等を添付すること。

(9) 人材確保策の検討の実施概要

ア 外部人材等の活用・連携の内容

外部人材・組織名	外部人材・組織の選定理由	活用・連携内容	備考

--	--	--	--

注：適宜、行を追加して記入すること。

(10) 葉たばこ品質向上支援

ア 取組結果の概要

--

注：資材導入の取組内容や実施体制等について記載すること。

(11) 加工・調製作業外部化促進

ア 具体的な実施内容

実施時期	実施内容	具体的方法

注1：栽培・加工技術習得の研修等を受講した場合は、「具体的方法」欄に研修内容・実施機関・場所・受講人数を記入すること。

2：適宜、行を追加して記入すること。

イ 農業機械等のリース内容（農業機械等のリースを行った場合に記入）

機械等名	仕様	台数	金額（円）	利用者	使用状況	備考

注1：対象機械等が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械ごとに記入すること。

2：別添40「実施状況一覧表」及びリース契約が継続していることが分かる資料等を添付すること。

(12) 生産コストを踏まえた戦略的な生産・販売の推進

ア 具体的な実施内容

実施時期	実施内容	具体的方法

注1：生産コスト調査を踏まえた持続的な生産・供給を確保するための生産・販売戦略の策定した時期を記載すること。

2：適宜、行を追加して記入すること。

3 需要の創出

(1) 消費者・実需者等のニーズ把握及び連携強化

ア ニーズの把握の内容

実施時期	実施場所	実施内容	備考
年 月			
年 月			
年 月			

注：適宜、行を追加して記入すること。

イ ニーズの把握結果の概要

--

(2) 実需者等と連携した商品開発

ア 開発に必要な市場調査の実施

調査名	調査期間	実施者	実施内容及び結果	備考

注：実施する調査ごとに記入すること。

イ 商品開発に必要な試作、包装の改良

試作・包装の改良の時期 年 月	実施者	試作、包装の改良内容及び結果	備考

注：実施した試作、包装の改良ごとに記入すること。

ウ 試作品のPRのためのパンフレット等の作成

作成時期 年 月	作成部数 部	内容	配布先及び活用結果	備考

エ 試食会、商談会等の開催

開催時期 年 月	試食会、商談会等の名称	開催場所	開催内容及び結果	備考

注：開催した試食会、商談会等ごとに記入すること。

オ 製造・加工機械、品質管理機器等のリース内容（製造・加工機械、品質管理機器等のリースを行った場合に記入）

機械等名	仕様	台数	金額（円）	利用者	使用状況	備考

注1：対象機械等が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械ごとに記入すること。

2：別添40「実施状況一覧表」及びリース契約が継続していることが分かる資料等を添付すること。

(3) 消費者に向けたコト体験の展開

ア 具体的な実施内容

実施内容	具体的方法

イ 必要な農業機械等をリースした場合の内容（必要な農業機械等のリースを行った場合に記入）

機械等名	仕様	台数	金額（円）	利用者	使用状況	備考

注1：対象機械等が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械ごとに記入すること。

2：別添40「実施状況一覧表」及びリース契約が継続していることが分かる資料等を添付すること。

(4) 消費者等への理解促進・情報発信

実施時期・作成時期	イベント・パンフレット・情報発信ツール等の名称	取組内容及び結果	備考
年 月			

注：実施したイベント、作成したパンフレット及び情報発信ツールごとに記入すること。

第3 取組の総合評価

持続的生産強化対策事業のうち
茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進のうち
甘味資源作物等支援事業
(国内産いもでん粉高品質化推進事業)
事業実施状況報告書

事業実施年度 :

事業実施主体名 :

第1 事業計画総括表

事業名	地区数	事業費	助成金申請額	備考
甘味資源作物等支援事業 (国内産いもでん粉高品質化推進事業) ①でん粉原料用いもの適正生産技術等の確立 ②品質管理機器の整備		円	円	
合計	0	0	0	

注： 事業実施主体が事業協同組合又は協同組合連合会である場合は、組合に加入するでん粉製造事業者のでん粉工場ごとに地区数を1とし、一のでん粉製造事業者が複数の事業を実施する場合は、地区数の計は重複してカウントしないものとする。

第2 事業実施により発現した効果

設定した成果目標の内容	基準年度	年度	目標年度	年度	目標	
設定した事後評価の検証方法						
事業実施により発現した効果						

注1：「設定した成果目標の内容」及び「設定した事後評価の検証方法」の欄については、別添1-3「事業実施計画書」に準じて記入すること。

注2：「事業実施により発現した効果」欄には、事業実施年度末時点における状況を記入すること。

第3 事業の結果等の詳細

都道府県名 地区名	事業の内容	事業量（回数、面積、台数等）等	備考
	①でん粉原料用いもの適正生産技術等の確立		
	②品質管理機器の整備		

注1：実施した事業に係る欄のみ記入し、実施しない事業に係る欄は削除すること。

注2：事業の内容・事業量には、別添1－3に準じて実績を記入し、必要に応じて補足資料を添付すること。また、上記内容が分かる資料の添付に替えることも可能とする。

注3：①の事業については、当該技術実証試験に係る報告書等を添付すること。

第4 業者選定方法の結果（契約による購入等の業者選定。④品質管理機器の整備の事業を実施した場合は記入。）

契約対象物等名	業者選定方法

注：「業者選定方法」の欄には、一般競争入札、指名競争入札等の選定方法の結果を記載。

第 1 本事業により導入した農業機械等の活用状況

1 受益面積

〇〇生産組合の受益面積の現状（〇年）は、〇〇haだったものの、当該事業により〇年にハーベスタを導入し、目標年度である〇年までの受益面積を〇〇haまで拡大することとしている。

現在、〇年目となる本年の受益面積は〇〇haまで増加した。これは、地区内の高齢化が進み、収穫作業を委託する者が増加したことによるものである。

2 労働時間等

〇〇生産組合の労働時間の現状（〇年）は、〇〇hrだったものの、当該事業により〇年にハーベスタを導入し、目標年度である〇年までの労働時間を〇〇hrまで削減することとしている。

現在、〇年目となる本年の労働時間は〇〇hrと増加している。これは、本年は台風が襲来し、乱倒伏による収穫作業の難航、また地区内の高齢化が進み、収穫作業を委託する者が増加したことによるものである。今後、他地区でもハーベスタを導入していることから、委託を分散し効率的な労働時間となるよう〇〇町や〇〇協議会を通じて調整を行い、更なる労力の省力化、規模拡大を図れるよう引き続き事業を進めたい。

農業機械等	指標	現状 (〇年)	1年目 (〇年)	2年目 (〇年)	3年目 (〇年)	4年目 (〇年)	5年目 (〇年)	6年目 (〇年)	7年目 (〇年)
ハーベスタ	受益面積 (〇〇ha)								
	労働時間等 (〇〇hr等)								

- (注) 1 導入した農業機械等が複数ある場合は、欄を適宜追加して記載すること。
 2 各指標の根拠資料も添付すること。
 3 リース契約が継続していることが分かる資料（リース会社からのリース料請求書の写し、リース料が引き落とされた通帳の写し）を添付すること。

別添 3-5

第1 事業実施により発現した効果

設定した成果目標の内容	成果目標の達成状況の検証方法	事業実施による効果	取組時期

(注) 「設定した成果目標の内容」の欄については、別添1-6で設定した成果目標について簡潔に記入すること。

第2 事業状況の詳細

1 検討会の開催

(1) 検討会の構成

検討会名	氏名	所属・役職名	備考

(注) 「所属・役職名」及び「氏名」の欄については、会員ごとに記入すること。

(2) 検討会の概要

開催時期	開催場所	参集範囲	検討内容及び結果	備考
年 月				

(注) 1：開催した検討会ごとに記入すること。なお、調査結果の取りまとめ、分析に関する会議についても記入すること。

2：記入した検討会や会議における配布資料を添付すること。

2 課題解決に向けた取組

実施時期	実証名	実証内容及び結果	備考
年 月			

(注) 「実証内容及び結果」の欄には具体的な実証内容を記入し、必要に応じて補足資料を添付すること。なお、当該内容が分かる資料の添付に替えることも可能とする。

3 実証結果の普及

実施時期	普及対象者及び人数	普及内容及び結果	備考

(注) 「普及手法及び内容」の欄については、会議等における発表・報告やマニュアルの作成・配布など、地域等で実証成果の普及啓発を行った内容とその結果について、具体的に記述すること。

別添4 (Ⅰの第3の2(1)、Ⅱの第3の2(1)、Ⅲ-I、Ⅲ-II-I、Ⅲ-II-II、Ⅲ-Ⅲの第3の2関係)

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては、北海道農政事務所長
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長
 農林水産省農産局長^{※1} 殿 〕

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

令和〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進(〇〇〇〇〇^{※2})事業評価報告^{※3}

持続的生産強化対策事業実施要領(令和4年4月1日付け3農産第3175号農林水産省農産局長通知)第7の規定により別添^{※4}のとおり報告する。

- ※1: 本別紙本体の第2の1(1)の事業については、農林水産省農産局長宛とする。
- ※2: 本別紙本体の第2の1の事業名を記入。
- ※3: 本別紙本体の第2の1(1)の事業については、成果報告とする。
- ※4: 別添資料について、本別紙本体の第2の1(1)の事業の場合は別添4-1を、本別紙本体の第2の1(2)の事業の場合は別添4-2を、本別紙本体の第2の1(3)の事業の場合は別添4-3を添付する。
- ※5: 本別紙本体の第2の1(2)の事業のうち、Ⅱの第1の1(1)イ(キ)の取組を実施した場合は、別添20を添付し、Ⅱの第1の1(1)イ(ク)の取組を実施した場合は、別添41を添付する。また、Ⅱの第1の2(2)ア(キ)を実施した場合は、別添47を添付する。

持続的生産強化対策事業

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進

成果報告書

事業実施年度：令和 年度

成果報告年度：令和 年度

目標年度：令和 年度

事業実施主体名：

都道府県名・市町村名：

対象作物名：

第1 実施事業の成果目標

1 成果目標の達成状況の概要

達成すべき成果目標	目標値	取組結果及び達成状況	備考

注：「達成すべき成果目標」及び「目標値」の欄は、事業実施計画書から転記すること。

第2 事業の効果

1 具体的な取組内容

--

2 成果目標の達成状況

事後評価の検証方法	
成果目標の達成状況	
事業の実施による効果 (取組の総評)	
事業計画の妥当性	
適正な事業の執行	

注：「達成すべき成果目標」及び「事後評価の検証方法」の欄は、事業実施計画書から転記すること。なお、「成果目標の達成状況」及び「事業の実施による効果」の欄は、可能な限り定量的に記入すること。

第3 事業の成果品等

注：事業実施の成果品（報告書等）又は、事業の効果が確認できる資料等を添付すること

持続的生産強化対策事業

2 地域の生産体制強化・需要創出事業

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 事業評価報告書

事業実施年度：令和 年度

目標年度：令和 年度

事業評価報告年度：令和 年度

事業実施主体名：

都道府県名・市町村名：

対象作物名：

第1 成果目標の達成状況の概要

ア 達成すべき成果目標の達成状況

対象作物	達成すべき成果目標	目標値①	成果目標					備考
			現状値② (年)	1年目 実績値 (年)	2年目 実績値 (年)	目標年 実績値③ (年)	達成状況 ((③-②) / (①-②)) × 100 %	

イ 達成すべき成果目標の達成状況

対象作物	達成すべき成果目標	目標値①	成果目標					備考
			現状値② (年)	1年目 実績値 (年)	2年目 実績値 (年)	目標年 実績値③ (年)	達成状況 ((③-②) / (①-②)) × 100 %	

注1：ア及びイの内容については、事業実施計画書に基づき転記すること。

2：適宜、欄を追加し、記入すること。

第2 事業の効果

1 具体的な取組内容

--

2 成果目標の達成状況

	ア 達成すべき成果目標	イ 達成すべき成果目標
成果目標の具体的な内容 (目標値を含む)		
事後評価の検証方法		
成果目標の達成状況		
事業の実施による効果 (取組全体の総評)		
事業計画の妥当性		
適正な事業の執行		

注：ア及びイの「成果目標の具体的な内容（目標値を含む）」並びに「事後評価の検証方法」の欄は、事業実施計画書から転記すること。なお、「成果目標の達成状況」及び「事業の実施による効果」の欄は、可能な限り定量的に記入すること。

第3 事業の成果品等

注：事業実施の成果品（報告書等）又は、事業の効果が確認できる資料等を添付すること。

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業（甘味資源作物等支援事業）
に関する事業評価シート

事業名	〇〇事業
事業実施主体名	〇〇生産組合（〇〇県〇〇市〇〇地区）
事業実施年度	〇年度（〇年度）
事業内容	〇〇〇〇
事業費（円）	〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
うち国庫補助金（円）	〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

1 事業の効果

(1) 具体的な取組内容

--

(2) 成果目標の達成状況

成果目標の具体的な内容及びその達成状況の検証方法		
成果目標の達成状況	指標	達成率
目標値		
基準年（ 年）		
目標年（ 年）		%
改善計画実施結果		
（ 年）		%
事業の実施による効果		
事業計画の妥当性	(理由)	
適正な事業の執行	(理由)	

(注)

- 「事業名」の欄については、実施要領別紙6のⅢ-I、Ⅲ-II-I、Ⅲ-II-II、Ⅲ-Ⅲの事業名を記入すること。
- 「成果目標の具体的な内容及びその達成状況の検証方法」の欄については、事業実施計画書に記載した内容を転記すること。
- 「成果目標の達成状況」の欄については、算出の根拠となる資料を添付すること。
- 「改善計画実施結果」については、成果目標が達成されず、地方農政局長から指導を受けた場合に記入すること。なお、改善計画に2年以上取り組む場合は、欄を適宜追加すること。
- 「事業の実施による効果」の欄については、取組の総評を記入し、整備事業を実施した場合は施設の活用状況についても記入すること。
- 「事業計画の妥当性」及び「適正な事業の執行」の欄については、事業が適切に実行された場合には1を、それ以外の場合には0を記入すること。また、その理由について記入すること。
- 達成率は、(目標年年度実績-基準年年度実績) / (目標値-基準年年度実績) を記載すること。

別添5（Ⅰの第3の2（3）関係）

持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進（全国的な支援体制の整備事業）に関する事業評価票

都道府県名 (市町村 名)	事業実施 主体	対象 作物	事業費 (うち国費) (千円)	成果目標の具体的な 内容	成果目標の達成状況						事業内容 具体的な 取組内容	意見
					基準年① 年	1年目 年	2年目 年	目標年 (実績) ② 年	目標値 ③	達成率 (%)		

<記載要領>

- 1 「成果目標の具体的な内容」の欄は、事業実施主体ごとに記載する。
- 2 薬用作物の場合は品目名も併せて記載する。
- 3 事業実施主体の数及び目標年度により、欄を適宜記載する。
- 4 達成率は、 $(②-①) / (③-①) \times 100$ を記載する。

別添6（Iの第3の2（4）関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

令和〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進（全国的な支援体制の整備事業）における改善計画（目標年度：令和年度）について

令和 年度持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進（全国的な支援体制の整備事業）について、事業実施計画の目標の達成が図られるよう、改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 事業の実績（目標の達成状況）
成果目標：
実績：
達成状況（達成率）：
- 3 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 4 改善方法
- 5 改善計画を実施するための推進体制

注1：改善計画は1か年の計画を基本とすること。

注2：別添6－1に改善計画の詳細を記載し、4にその計画を達成するための具体的な方法を記載する。

注3：本別紙のIの第3の1に定める事業実施状況報告書の写し（評価対象年度）（別添3）を添付すること。

持続的生産強化対策事業の茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進（全国的な支援体制の整備事業）の実績及び改善計画

対象作物	成果目標の具体的な内容	事業実施後の状況				改善計画			
		計画策定時の現状値①年	目標年②年実績値	目標値③	達成率(%)	年目標値	達成率(%)	(新目標年)年目標値	(新目標年)達成率(%)

<記載要領>

改善計画が必要な成果目標に応じて、適宜、欄を追加・削除して記載すること。
 達成率は、 $(②-①) / (③-①) \times 100$ を記載する。

別添7（Ⅰの第4の2（1）、Ⅱの第4の8（1）、Ⅲ―Ⅲの第4の8（1）関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては、北海道農政事務所長
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長
 農林水産省農産局長^{※1} 殿 〕

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

令和〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制
強化促進特許権等出願報告書

令和〇〇年度において、持続的生産強化対策事業（茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進（〇〇事業^{※2}））の成果に係る特許権等を出願したので、特許権等出願の状況について、本別紙の〇〇〇〇^{※3}に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 技術開発課題名
- 2 出願した特許権等の内容
 - (1) 番号
 - (2) 出願日
 - (3) 発明の名称
 - (4) 種類
 - (5) 出願人
 - (6) 発明者

※1 本別紙本体の第2の1（1）の事業を実施する場合、宛先は農林水産省農産局長とする。

※2 本別紙本体の第2の1の対象事業名を記載すること。

※3 本別紙本体の第2の1（1）の事業の場合は「Ⅰの第4の2の（1）」、（2）の事業の場合は「Ⅱの第4の8の（1）」、（3）の事業の場合は「Ⅲ―Ⅲの第4の8（1）」と記載すること。

別添8（Ⅰの第4の3（1）、Ⅱの第4の9（1）、Ⅲ―Ⅲの第4の9（1）関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては、北海道農政事務所長
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長
 農林水産省農産局長^{※1} 殿 〕

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

令和〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進（〇〇〇〇〇〇〇〇〇^{※2}）収益状況報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知があつた茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進（〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇^{※2}）に関する令和〇〇年度の収益の状況について、本別紙の〇〇〇〇^{※3}に基づき、下記のとおり報告する。

記

1	事業の内容	
2	補助事業の実施により得られた収益額	円
3	補助事業の成果の企業化による収益額	円
4	補助事業に関連して支出された総額	円
5	企業化に係る総費用	円
6	企業化事業において利用される割合	%
7	補助金の確定額	円
8	前年度までの収益納付額	円
9	本年度収益納付額	円

（注）各項目の算出の根拠となる資料を添付すること。

- ※1 本別紙本体の第2の1（1）の事業を実施する場合、宛先は農林水産省農産局長とする。
- ※2 本別紙本体の第2の1の対象事業名を記載すること。
- ※3 本別紙本体の第2の1（1）の事業の場合は「Ⅰの第4の3（1）」、2の事業の場合は「Ⅱの第4の9（1）」、（3）の事業の場合は「Ⅲ―Ⅲ」の第4の9（1）と記載すること。

本別紙のⅡの第4の1
茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進のうち茶の改植等支援に係る様式集

作成書類名	様式名	作成主体			提出又は通知先	時期
		生産者	茶生産者グループ	事業実施主体		
茶生産者グループ別事業実施（変更）計画一覧表 ※別添1に添付する。 （添付資料） ・茶生産者グループ別事業実施（変更）計画書（別添11及び別添11-1） ・次年度に事業実施する場合の茶生産者グループ別事業計画（別添11-2） ・事業実施主体の規約（又は定款）及び推進体制の分かる資料	別添9			○	国（地方農政局等）	公募申請時
品質向上（変更）戦略	別添10			○	国（地方農政局等）	公募申請時
茶生産者グループ別事業実施（変更）計画書 （添付資料） ・別添11-1 ・（必要がある場合は）別添11-2 ※別添11-2により申請した内容に変更がある場合には、変更箇所を2段書にした上で、別添11-2（1）と併せて、地方農政局長宛てに提出する	別添11		○		茶生産者グループ →事業実施主体 →国（地方農政局等）	公募申請時
生産者別改植等事業実施（変更）計画書	別添12	○			生産者 →茶生産者グループ →事業実施主体	公募申請時
（参考様式） 確認計画	別添13			○		事後確認実施前に作成
（参考様式） 確認野帳	別添14			○		事後確認後に作成
茶改植等実績報告書兼補助金交付請求書 （添付資料）茶生産者グループ別事業実績報告書	別添15		○		事業実施主体	実施確認結果通知を受けた後、速やかに
茶の改植等に係る補助金の交付額の確定通知書	別添16			○	茶生産者グループ	事業実績報告書の内容を審査後、速やかに
茶改植等に係る実施確認結果通知書（事業実施主体作成用） （添付資料）実施確認一覧表	別添17			○	茶生産者グループ	実施確認後、速やかに
茶改植等に係る実施確認結果通知書（茶生産者グループ作成用） （添付資料）実施確認一覧表	別添18		○		生産者	実施確認後、速やかに
実施状況一覧表 ※別添3（事業実施状況報告書）に添付する。	別添19			○	国（地方農政局等）	事業実施翌年度から、成果目標年度の翌年度まで毎年7月末日
成果報告書（別添） ※別添4（事業評価報告書）に添付する。	別添20			○	国（地方農政局等）	成果目標年度の翌年度7月末日

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進のうち茶の改植等

GFPコミュニティ
サイトへの登録

有・無

品質向上（変更）戦略

策定年度： 令和 年度

計画年度： 令和 ~ 年度

計画区域名： (所在する都道府県・市町村名)

事業実施主体名：

1 地域の農業生産の概要

--

2 地域の茶業生産の現状と課題

--

現状（ 年）				
栽培農家戸数	栽培面積	荒茶生産量	生産額	荒茶加工施設数
戸	ha	t	千円	箇所

3 地域で生産する茶の需要の見込み

--

4 地域の茶業の展開方向

--

5 地域における改植等の実施時期

改植	～
新植	～
棚施設を利用した栽培法への転換	～
台切り	～
茶園整理	～
てん茶生産に向けた直接被覆栽培への転換	～
有機栽培への転換	～
輸出向け栽培体系への転換	～

6 関係団体・機関間の連携体制

--

7 その他必要な事項

--

(参考) 地域における改植等の進捗状況と長期計画

事業実施主体の産地における茶園の状況別面積と将来計画

区分	現状	3年後	備考
地区全域の茶園面積			
うち 樹齢30年以上			
樹齢30年未満25年以上			
樹齢25年未満20年以上			
樹齢20年未満10年以上			
樹齢10年未満			
うち 有機栽培認証取得茶園			
うち 棚栽培実施茶園			
うち てん茶生産茶園			
うち 発酵茶・半発酵茶等生産茶園			

注1 事業実施主体が把握している範囲内で数値を記入すること。

注2 集計がない、又は集計できない場合には「備考」の欄にその旨を記載すること。また、部分的に把握できている場合は、その数値を記入し、部分的に把握している数値である旨を「備考」の欄に明記すること。

別添11（Ⅱの第4の1（4）ア（イ）関係）

番 号
年 月 日

〇〇〇〇（事業実施主体名）の長 殿

所 在 地
茶生産者グループ名
代 表 者 氏 名

令和 年度茶生産者グループ別事業実施（変更）計画書の提出について

持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号農林水産省農産局長通知）別紙6のⅡの第4の1（4）ア（イ）（（4）ア（ウ））に基づき、関係書類を添えて提出する。

（添付資料）

- ・茶生産者グループ別事業実施（変更）計画書（別添11－1）
（必要がある場合は別添11－2）

次年度に事業実施する場合の茶生産者グループ別事業計画

荒茶加工施設名	生産者名	生産者番号	ほ場所在地	茶園面積 (㎡)	計画			事業実施主体による事前確認日	実績		
					予定年月日		計画面積(㎡)		実施年月日		実績面積(㎡)
					作業開始日	作業終了日	改植		作業開始日	作業終了日	改植
計				0	0	0	0	0			0

- 注1 茶樹の定植が次年度の4月以降の場合記入すること。
- 2 実績報告書提出時に、実績も記載したうえで添付して提出すること。
- 3 別添11-2(1)「令和〇年度に事業実施する場合の茶生産者グループ別事業計画変更届」を提出する場合には、本様式の変更部分について、変更前の記載内容を()書き、変更後の記載内容を()書きの下段に二段書きして添付すること。

別添11-2 (1)

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

令和〇年度に事業実施する場合の茶生産者グループ別事業計画変更届

令和〇年〇月〇日付け〇〇農第〇号により事業採択を受けた茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業実施計画書に添付した別添11-2について、下記のとおり変更したいので、変更後の別添11-2を付して提出する。

記

1 変更事由

2 変更箇所

生産者別改植等事業実施(変更)計画書

改植等実施年度	
生産者番号	

1. 基礎情報

氏名		茶生産者グループ名		課税事業者の有無	支援対象者の「地域計画」等への位置づけ (該当する場合「○」を付すこと) 注2
県・市町村名		茶園面積(m ²)			

注1 「茶園面積(m²)」の欄は、生産者が茶を栽培している面積(幼木園も含む。)の合計を記入すること。
 2 「地域計画」等への位置づけの欄は、次の①～②のいずれかに該当する場合に○を記入する。
 ①地域計画において、目標地図に現に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれる者。
 ②農地中間管理機構から農地を現に借り受け、又は借り受けられることが見込まれる者。

2. ほ場情報 (本事業で補助金の交付を受ける予定の全てのほ場について、必ず記入すること。)

ほ場番号	ほ場所在地 (字地番) 注3	上段:計画面積 下段:実施面積 注1,2																	実施時期	実施前後の品種名 改植・新植(実施後)、茶園整理(実施前)のみ記入		年度内 実施の 確実性 注6	地域計画 への位置 づけ 注7
		改植・新植に伴う未収益支援①(m ²)	うち現在栽培されている品種と異なる品種を改植する面積計(m ²)	改植に伴う未収益支援②(m ²)	うち現在栽培されている品種と異なる品種を改植する面積計(m ²)	棚施設を利用した栽培法への転換に伴う未収益支援(m ²)	台切りに伴う未収益支援(m ²)	改植支援(m ²)	うち現在栽培されている品種と異なる品種を改植する面積計(m ²)	うち4月定植予定茶園注4 該当する場合に「○」を記入	新植支援(m ²)	茶園整理①(m ²)	茶園整理②(m ²)	棚施設を利用した栽培法への転換に必要な資材の導入(m ²)	直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入(m ²)	有機栽培への転換に必要な資材の導入(m ²)	有機栽培やてん茶への転換に必要な簡易な園地整備(円)注5	輸出向け栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農薬分析(m ²)		合計 [m ²]	実施前		
1																			0				
2																			0				
3																			0				
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				

注1 ほ場面積の記入に当たっては、茶園のけい畔や法面など茶樹が植栽されていない面積は除いてください。
 このため、①実測又は②土地登記簿や固定資産課税台帳等の既存資料で面積を把握し、記入してください。
 なお、土地登記簿等の既存資料では、茶園のけい畔や法面も含んだ面積として整理されている場合がありますので、その場合は、事業実施主体に面積の算出方法についてお問い合わせください。
 2 ほ場面積の記入に当たっては、㎡未満の小数点以下は切り捨ててください。
 3 移動改植(改植を行う前と後で、ほ場が異なる場合)は、「ほ場所在地」の欄の上段に実施前のほ場(茶樹を伐採し、抜根するほ場)の所在地、下段に実施後のほ場(植栽を行ったほ場)の所在地を記入してください。また、ほ場所在地が複数ある場合は、全てのほ場所在地を連記してください。
 4 「うち4月定植予定茶園」の記入欄は、持続的生産強化対策事業実施要領別紙6のⅡの第4の1(4)ア(ウ)の規定に基づき、前年度に事業計画を提出した茶園に「○」を記入すること。
 5 「有機栽培やてん茶への転換に必要な簡易な園地整備」については、事業費を記載する。
 6 「年度内実施の確実性」の欄の記入については、支援対象者が自己の責任の範囲で実施が確実と担保できる茶園について○を記載し、それ以外には×を記載する。
 7 地域計画の区域内(区域内に含まれることが確実な場合も含む。)であり、目標地図に位置付けられている者又は位置付けられることが確実と見込まれる者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地である場合に○を記入する(改植、新植及び未収益支援の要件)。

3. 改植に伴う未収益支援②の場合の確認事項

[本別紙Ⅱ第4の1(2)イ(エ)の取組:未収益支援②に関する確認]

ほ場番号	取組計画					取組内容 (a～eに係る具体的な取組を記載)	実施時期	取組実績					実施時期
	a	b	c	d	e			a	b	c	d	e	
合計													

※改植に伴う未収益支援②の場合は、次のaからeまでの5項目から2項目以上を選択し、課題解決に向けた取組を行うこと(該当欄に「○」を付してください)。
 a ドローン、無人摘採機等を活用した先端労働力削減技術の実証ほの設置
 b 新たに導入した品種の栽培技術の確立に資する実証ほの設置
 c 生産コストの低減に資する土壌分析に基づく適正な施肥の実施や点滴施肥技術の導入
 d 機械化作業体系に資する茶樹の畝方向の統一化
 e 国内マーケットの新規創出に向けた発酵茶・半発酵茶等の栽培・加工の取組の実施

4. 茶園整理に取り組む場合の確認事項

[本別紙Ⅱの第4の1(1)カ)の取組:茶園整理に関する確認]

ほ場番号	茶園整理後の土地利用計画						
	取組内容					酸度矯正前のpH値	転換後の品目名
(ア)	(イ)	(ウ)	(ウ)の場合の具体的な取組	(イ)を選択し、茶園整理②として他品目転換のための酸度矯正に取り組む場合は右欄を記載			

※茶園整理の場合は、次の取組を行うこととし、該当欄に「○」を付し、(ウ)の場合は具体的な取組を記載すること。
 (ア) 担い手への集積
 (イ) 他品目への転換
 (ウ) その他

5. 有機栽培への転換に必要な資材の導入に取り組む場合の確認事項

[本別紙Ⅱの第4の1(1)ク)の取組:有機栽培への転換に関する確認]

ほ場番号	取組計画 (転換に際して導入又は実践予定の栽培技術、管理手法、取組等)	取組実績 (転換に際して導入又は実践した栽培技術、管理手法、取組等)

6. 輸出向け栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農薬分析に取り組む場合の確認事項

[本別紙Ⅱの第4の1(1)コ)の取組:輸出向け栽培体系への転換に関する確認]

ほ場番号	取組計画		取組実績	
	取組内容 (転換に際して導入又は実践予定の取組)	対応可能な輸出先国・地域名	取組内容 (転換に際して導入又は実践した取組)	対応可能な輸出先国・地域名

7. 添付資料

- ・ 事前確認資料

確認計画(事業実施主体用)

茶生産者 グループ名	対象 生産者数	確認の時期		確認体制(関係機関の協力体制含む)		確認方法		備考
		事前確認	事後確認	事前確認	事後確認	事前確認	事後確認	

※新植の場合は、「事前確認」の欄は「－」とする。

別添15（Ⅱの第4の1（4）ウ（ア）関係）

番 号
年 月 日

〇〇〇〇（事業実施主体名）の長 殿

所 在 地
茶生産者グループ
代 表 者 氏 名

令和 年度茶改植等実績報告書兼補助金交付請求書

持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け4農産第3175号農林水産省農産局長通知）別紙6のⅡの第4の1（4）ウ（ア）に基づき、その実績を報告します。

なお、併せて、補助金〇〇〇円の支払を請求します。

（添付資料）

- ・茶生産者グループ別事業実績報告書
（別添11-1の茶生産者グループ別事業実施（変更）計画書に必要事項を記入し実績報告書とすること。）

別添16（Ⅱの第4の1（4）ウ（イ）関係）

番 号
年 月 日

〇〇〇〇（茶生産者グループ名）の長 殿

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

令和 年度茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進（茶の改植等）に係る
補助金の交付額の確定通知書

持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け4農産第3175号農林水産省農産局長通知）別紙6のⅡの第4の1（4）ウ（イ）に基づき、茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進（茶の改植等）に係る補助金の交付額を確定します。

別添17（Ⅱの第4の1（5）ア（カ）a関係）

番 号
年 月 日

〇〇〇〇（茶生産者グループ名）の長 殿

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

令和 年度茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進（茶の改植等）に係る
実施確認結果通知書

持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け4農産第3175号農林水産
省農産局長通知）別紙6のⅡの第4の1（5）ア（カ）aに基づき、実施確認結果を通知し
ます。

（添付資料）

- ・実施確認一覧表（別添19の形式により作成）

別添18（Ⅱの第4の1（5）ア（カ）b関係）

番 号
年 月 日

〇〇〇〇（支援対象者名） 殿

所 在 地
茶生産者グループ名
代 表 者 氏 名

令和 年度茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進（茶の改植等）に係る
実施確認結果通知書

持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け4農産第3175号農林水産
省農産局長通知）別紙6のⅡの第4の1（5）ア（カ）bに基づき、実施確認結果を通知
します。

（添付資料）

- ・実施確認一覧表（別添19の形式により作成）
（実施確認結果を通知する支援対象者分の抜粋）

実施状況一覧表

事業実施主体名：〇〇〇〇〇

支援対象 年度	生産者名	実施状況														実施状況 結果	備 考	
		ほ場番 号	実施面積 (㎡)	取組内容														
				改植・新 植に伴う 未収益支 援① (㎡)	改植に伴 う未収益 支援② (㎡)	棚施設を 利用した 栽培法へ の転換に 伴う未収 益支援 (㎡)	台切りに 伴う未収 益支援 (㎡)	改植支援 (㎡)	新植支援 (㎡)	茶園整理 ① (㎡)	茶園整理 ② (㎡)	棚施設を 利用した 栽培法へ の転換に 必要な資 材の導入 (㎡)	直接被覆 栽培への 転換に必 要な資材 の導入 (㎡)	有機栽培 への転換 に必要な 資材の導 入 (㎡)	有機栽培 やてん茶 への転換 に必要な 簡易な園 地整備 (円) 注1			輸出向け 栽培体系 への転換 に必要な 資材の導 入及び残 留農薬分 析 (㎡)

- 注1 「有機栽培やてん茶への転換に必要な簡易な園地整備」については、事業費を記載する。
- 2 有機栽培への転換に取り組んだ場合には、「備考」の欄に以下の内容を記載すること。
 - (1) 有機栽培への転換に際して取り入れた栽培技術、管理手法、取組を記載すること。
 - (2) 有機認証を取得した年度より、認証機関を記入するとともに、有機認証の取得を証明するもの（認定証等）の写しを添付すること。
- 3 輸出向け栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農薬分析に取り組んだ場合には、「備考」の欄に転換に際して導入又は実践した取組を記載するとともに、目標年度までに実施した残留農薬分析の分析結果の写しを添付すること。

成果報告書（別添）

1 事業の成果

改植・新植に伴う未収益支援①					改植に伴う未収益支援②					棚施設を利用した栽培法への転換に伴う未収益支援					
1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	4年目 ア (年)		1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	4年目 (年)	5年目 イ (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	4年目 ウ (年)		
ha	ha	ha	ha		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha		

台切りに伴う未収益支援					改植支援					新植支援					
1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	4年目 エ (年)		1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	4年目 オ (年)		1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	4年目 カ (年)		
ha	ha	ha	ha		ha	ha	ha	ha		ha	ha	ha	ha		

茶園整理①					茶園整理②					棚栽培を利用した栽培法への 転換に必要な資材の導入					
1年目 (年)	2年目 キ (年)				1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 ク (年)			1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	4年目 ケ (年)		
ha	ha				ha	ha	ha			ha	ha	ha	ha		

直接被覆栽培への転換に必要な資材の導入					有機栽培やてん茶への転換に必要な資材の導入					有機栽培への転換に必要な簡易な園地整備					
1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	4年目 コ (年)		1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	4年目 (年)	5年目 サ (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	4年目 (年)	5年目 (年)	6年目 シ (年)
ha	ha	ha	ha		ha	ha	ha	ha	ha	円	円	円	円	円	円

輸向け栽培体系への転換に必要な資材の導入及び残留農薬分析				
1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	4年目 ス (年)	
ha	ha	ha	ha	

総合計
(ア+イ+ウ+エ+オ+カ+キ+ク+ケ+コ+サ+ス)
ha
0
(シ)
円
0

注1 「1年目」の欄には事業実施年度の事業実施面積を記載する。実施状況確認において、各取組の態様が継続されて同一の数値を目標年度まで記載する。

2 「総合計」の欄には、各メニューの目標年度における事業実施面積の合計値を計算する。

2 添付書類

地方農政局長等が必要と認める書類

令和〇年度薬用作物生産者グループ別新植支援実施(変更)計画一覧表

生産者グループ名	作付開始年度 (年度)	薬用作物名	栽培年数 (年)	事業実施年度にお ける栽培年数 (年目)	実施 農家数	実施面積(m ²) ①	補助金(円) ②=①×単価 (40円/m ²)	消費税額(円) ③	計(円) ②-③	支援対象 面積の事 前精査
	年度								0	
	年度								0	
									0	
計					0	0	0	0	0	
									0	
									0	
計					0	0	0	0	0	
									0	
									0	
計					0	0	0	0	0	
									0	
									0	
計					0	0	0	0	0	
									0	
									0	
計					0	0	0	0	0	
合計					0	0	0	0	0	

注1:「作付開始年度」の欄は、生産者グループに属する生産者が本支援の対象となる契約品目の作付けを開始した年度を全て記入し、「事業実施年度における栽培年数」の欄は各作付開始年度を1年目とした年数(栽培年数を超えない)を記載すること。

2:「栽培年数」の欄は、当該薬用作物の収穫年を除く栽培年数(未収益期間)を記入すること。

3:「消費税額」の欄は、課税事業者がいる場合に記入すること。

4:「支援対象面積の事前精査」の欄は、以下の基準で該当する数値を記入。

2 生産者グループの全てのほ場において、実測、図測、公的資料等を活用し実測又は図測に相当する方法により支援対象面積が事前精査している場合。

1 2以外の何らかの方法で支援対象面積を事前精査している場合。

0 農地基本台帳等の登記面積を直接計上している等、支援対象面積の精査を行っていない場合。

5:適宜、行を追加するなどして記入すること。

別添22（Ⅱの第4の2（3）ア（イ）関係）

番 号
年 月 日

〇〇〇〇（事業実施主体名）の長 殿

所 在 地
薬用作物生産者グループ名
代 表 者 氏 名

令和〇〇年度薬用作物生産者グループ別新植支援実施（変更）計画書の提出について

持続的生産強化対策事業実施要領別紙6のⅡの第4の2（3）ア（イ）に基づき、関係書類を添えて提出する。

（添付資料）

- ・薬用作物生産者グループ別新植支援実施（変更）計画書（別添22-1）
- ・生産者別薬用作物新植支援実施（変更）計画書（別添23）

令和〇年度生産者別薬用作物新植支援実施(変更)計画書

市町村名	
生産者番号	

1 生産者の基礎情報

氏名		生産者グループ名		課税事業者の有無	有
年齢		栽培面積(m ²)			無

注1:「栽培面積(m²)」の欄は、生産者が栽培している全ての薬用作物の栽培面積の合計を記入すること。

2:「年齢」の欄は、事業実施年度の4月1日時点の年齢を記入すること。

3:「課税事業者の有無」の欄は、生産者が消費税課税事業者である場合は有に○、そうでない場合は無に○をすること。

2 ほ場等情報(補助金の交付を受ける予定の薬用作物の栽培ほ場及び栽培面積について必ず記入すること。)

	ほ場所在地(字番地)	作付薬用作物名	栽培年数(年)	契約締結年月	契約締結予定年月	栽培(予定)面積(m ²)	ほ場への播種又は植付予定	農地中間管理機構からの農地斡旋
1				年月	年月		年月	
2				年月	年月		年月	
3				年月	年月		年月	
4				年月	年月		年月	
5				年月	年月		年月	
計						0		

注1:「栽培年数」の欄は、収穫年を除く栽培年数(未収益期間)を記入すること。

2:ほ場面積の記入に当たっては、栽培ほ場のけい畔や法面など薬用作物が栽培されていない面積は除いてください。

このため、①実測又は②土地登記簿や固定資産課税台帳等の既存資料で面積を把握し、記入してください。

なお、土地登記簿等の既存資料では、けい畔や法面も含んだ面積として整理されている場合がありますので、

その場合は、事業実施主体に面積の算出方法についてお問い合わせください。

3:ほ場内の一部で薬用作物を栽培している場合は、実測により栽培されている部分の面積を把握して下さい。

4:ほ場面積の記入に当たっては、m²未満の小数点以下は切り捨ててください。

5:「契約締結年月」の欄は、事業の対象となる薬用作物の所属する生産組合等と実需者との契約締結年月を記入すること。

6:「契約締結予定年月」の欄は、計画作成時点では契約締結が行われていない場合で、事業実施計画の実施年度内に契約締結が確実に行われる場合にその予定年月を記入すること。

7:「農地中間管理機構からの農地斡旋」の欄は、農地中間管理機構から斡旋された農地の場合は○を記入すること。

8:適宜、行を追加して記入して下さい。

3 取組の確認(本別紙のⅡの第4の2(1)アの取組確認)

(1)栽培実証ほの設置	
(2)種苗等増殖実証ほの設置	
(3)関連設備・農業機械の開発・改良	
(4)消費者・実需者ニーズ等の把握	
(5)実需者等と連携した商品開発	

注:事業実施主体の構成員(所属する生産組合等が構成員である場合も含む)として実施する(1)から(5)の取組に○を記入する。

別添 24 (Ⅱの第4の2 (3) イ (イ) 関係)

確認計画 (事業実施主体用)

生産者グループ 名	対象 生産者 数	確認時期		確認体制		関係機関の協力体制		備考
		事前確認	事後確認	事前確認	事後確認	事前確認	事後確認	

注：適宜、行を追加して記入すること。

別添 25 (Ⅱの第4の2 (3) イ (イ) 関係)

確認野帳 (事業実施主体用)

実施確認者	1 所属・氏名	実施日	○年○月○日 ~ ○日 (書類審査又は現地確認)
確認協力者	2 所属・氏名		
		3 所属・氏名	立会人

生産者グループ	生産者名	ほ場番号	ほ場所在地 (字地番)	実施面積 (㎡)	薬用作物名	契約締結 年月	未収益期間 (年)	事業実施主体に よる確認結果

注1 : 未収益期間は、収穫年を除く栽培年数を記入すること。

2 : 適宜、行を追加して記入すること。

別添26（Ⅱの第4の2（3）ウ（ア）関係）

番 号
年 月 日

〇〇〇〇（事業実施主体名）の長 殿

所 在 地
薬用作物生産者グループ名
代 表 者 氏 名

令和〇年度薬用作物新植支援実績報告書兼補助金交付請求書

持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付3農産第3175号農林水産省農産局長通知）別紙6のⅡの第4の2（3）ウ（ア）に基づき、その実績を報告します。
なお、併せて、補助金〇〇〇円の支払を請求します。

（添付資料）

- ・薬用作物生産者グループ別新植支援実績報告書（別添26-1）
- ・薬用作物新植支援補助金交付請求明細書（別添26-2）

薬用作物生産者グループ別新植支援実績報告書

(生産者グループ名：)

生産者名	生産者番号	支援の対象となる生産者の状況				薬用作物名	栽培年数(年)	作付開始年度(○年)	事業実施年度における栽培年数(○年目)	計画面積(m ²)	実績面積(m ²)	備考				
		年齢	取組内容(該当に○) (第4の2(1)アの関係)									補助金(円) ①	消費税の有無	消費税相当額(円) ②	補助金(円) ③=①-②	税の種類(「免税」、「本則」、「簡易」のいずれかを記入)
			(ア)	(イ)	(ウ)											
															0	
															0	
															0	
計												0		0	0	
															0	
															0	
計												0		0	0	
															0	
															0	
計												0		0	0	
															0	
															0	
計												0		0	0	
															0	
															0	
計												0		0	0	
合計												0		0	0	

注1:「年齢」の欄については、事業実施年度の4月1日時点の年齢を記入する。
 2: 支援の対象となる生産者の状況については、次のアからウまでのうち該当する取組を選択すること。
 ア 生産コスト低減や作付拡大に向けた農業改良による機械化の推進
 イ 栽培技術の確立に向けた実証ほの設置や栽培マニュアルの作成
 ウ 収益向上に向けた薬用作物の未利用部分を活用した商品開発
 3:「栽培年数」の欄は、収穫年を除く栽培年数(未収益期間)を記入すること。
 4:「作付開始年度」の欄は、各生産者が本支援の対象となる契約品目の作付けを開始した年度(支援を受けた最初の年度)を記入し、事業実施年度における栽培年数は各生産者の作付開始年度を1年目とした年数(栽培年数を超えない)を記載すること。
 5:「備考」の欄には、生産者が消費税の取扱いに関して「免税」、「本則」、「簡易」のいずれの方式に該当するかを記入する。
 また、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」を、同額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には「計」及び「合計」の欄の「備考」の欄に合計額(「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」)を記入すること。
 6:適宜、行を追加して記入すること。

薬用作物新植支援補助金交付請求明細書

生産者グループ名	作付開始年度 (年)	薬用作物名	栽培年数(年)	事業実施年度に おける栽培年数 (年目)	実施 農家数	実施面積(m ²) ①	補助金(円) ②=①×単価 (40円/m ²)	消費税額(円) ③	計(円) ②-③
	年								0
	年								0
									0
計					0	0	0	0	0
									0
									0
計					0	0	0	0	0
									0
									0
計					0	0	0	0	0
									0
									0
計					0	0	0	0	0
									0
									0
計					0	0	0	0	0
合計					0	0	0	0	0

注1:「作付開始年度」の欄は、生産者グループに属する生産者が本支援の対象となる契約品目の作付けを開始した年度を全て記入し、事業実施年度における栽培年数は各作付開始年度を1年目とした年数(栽培年数を超えない)を記載すること。
 2:「栽培年数」の欄は、当該薬用作物の収穫年を除く栽培年数(未収益期間)を記入すること。
 3:「消費税額」の欄は、課税対象事業者がいる場合に記入すること。
 4:適宜、行を追加するなどして記入すること。

別添 27（Ⅱの第 4 の 2（3）ウ（イ）関係）

番 号
年 月 日

〇〇〇〇（薬用作物生産者グループ名）の長 殿

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

令和〇年度持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進
（薬用作物新植支援）補助金の交付額の確定通知書

持続的生産強化対策事業実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3175 号農林水産省農産局長
通知）別紙 6 のⅡの第 4 の 2（3）ウ（イ）に基づき、茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進
（薬用作物新植支援）補助金の交付額を確定します。

別添 28（Ⅱの第 4 の 2（4）ア（カ）a 関係）

番 号
年 月 日

〇〇〇〇（薬用作物生産者グループ名）の長 殿

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

令和〇年度持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進
（薬用作物新植支援）に係る実施確認結果通知書

持続的生産強化対策事業実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3175 号農林水産省農産局長
通知）別紙 6 のⅡの第 4 の 2（4）ア（カ）a に基づき、実施確認結果を通知します。

（別添資料）

- 実施確認一覧表（別添 28－1）

実施確認一覧表

薬用作物生産者グループ名：○○○○○

生産者名	ほ場番号	実施面積	実施確認結果	備考

注：適宜、行を追加して記入すること。

別添 29（Ⅱの第4の2（4）ア（カ）b 関係）

番 号
年 月 日

〇〇〇〇（薬用作物生産者名） 殿

所 在 地
薬用作物生産者グループ名
代 表 者 氏 名

令和〇年度持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進（薬用作物新植支援）に係る実施確認結果通知書

持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号農林水産省農産局長通知）別紙6のⅡの第4の2（4）ア（カ）bに基づき、実施確認結果を通知します。

（別添資料）

- 実施確認一覧表（別添 29－1）（実施確認結果を通知する生産者分の抜粋）

本別紙のⅡの第4の3（永年性工芸作物の改植等）別添様式集

作成書類名	様式名	作成主体			提出又は通知先	時期
		生産者	生産者グループ	事業実施主体		
永年性工芸作物生産者グループ別改植等支援実施（変更）計画一覧表 ※別添1に添付する。 （添付資料） ・永年性工芸作物生産者グループ別事業実施（変更）計画書（別添31及び別添31-1） ・事業実施主体の規約（又は定款）及び推進体制の分かる資料	別添30			○	国（地方農政局等）	公募申請時
事業実施主体の規約（又は定款）及び推進体制の分かる資料	（参考資料）			○		
グループ別事業実施計画書 （添付資料） ・永年性工芸作物生産者グループ別未収益期間支援実施（変更）計画書（別添31-1）	別添31		○			
生産者別永年性工芸作物改植等支援実施（変更）計画書 （添付資料） ・改植の場合は、改植前の園地の写真 ・新植の場合は、園地の番号等が確認できる資料	別添32	○			事業実施主体	公募申請時
確認計画（事業実施主体用）	別添33			○	/	事後確認実施前に作成
確認野帳（事業実施主体用）	別添34			○		事後確認後に作成
永年性工芸作物改植等支援実績報告書兼補助金交付請求書（別添35-1）永年性工芸作物生産者グループ別改植等支援実績報告書（別添35-2）永年性工芸作物改植等支援補助金交付請求明細書	別添35		○		事業実施主体	実施確認結果通知を受けた後、速やかに
茶・薬用作物地域特産作物体制強化促進事業（永年性工芸作物改植等支援）補助金の交付額の確定通知書	別添36			○	生産者グループ	事業実績報告書の内容を審査後、速やかに
茶・薬用作物地域特産作物体制強化促進事業（永年性工芸作物改植等支援）に係る実施確認結果通知書（事業実施主体作成用） （添付資料）実施確認一覧表	別添37			○	生産者グループ	事後確認後、速やかに
茶・薬用作物地域特産作物体制強化促進事業（永年性工芸作物改植等支援）に係る実施確認結果通知書（生産者グループ作成用）	別添38		○		生産者	事後確認後、速やかに

別添30(Ⅱの第4の3(3)ア(ア)関係)

令和〇年度永年性工芸作物生産者グループ別改植等支援実施(変更)計画一覧表

生産者グループ名	生産者名	永年性工芸作物の 園地総面積(m ²)	実施面積(m ²)			補助金(円) ②=①×単価 (150円/m ²)	消費税額(円) ③	計(円) ②-③	支援対象 面積の事 前精査
			改植	新植	合計①				
							0		
							0		
							0		
計			0	0	0	0	0	0	
							0		
							0		
							0		
計				0	0	0	0	0	
							0		
							0		
							0		
計				0	0	0	0	0	
							0		
							0		
							0		
計				0	0	0	0	0	
合計				0	0	0	0	0	

注1:「永年性工芸作物の園地総面積」の欄は、生産者グループ内の当該永年性工芸作物の園地面積の合計。当該年度に事業を実施する生産者の園地面積だけでなく、当該年度に事業を実施しない生産者の園地面積も含む。

2:「消費税額」の欄は、課税事業者がいる場合に記入すること。

3:「支援対象面積の精査の確認」の欄については、以下の基準で該当する数値を記入。

2 生産者グループの全てのほ場において、実測、図測、公的資料等を活用し実測又は図測に相当する方法により支援対象面積が事前精査している場合。

1 2以外の何らかの方法で支援対象面積を事前精査している場合。

0 農地基本台帳等の登記面積を直接計上している等、支援対象面積の精査を行っていない場合。

4:適宜、行を追加するなどして記入すること。

別添31（Ⅱの第4の3（3）ア（イ）関係）

番 号
年 月 日

〇〇〇〇（事業実施主体名）の長 殿

所 在 地
生産者グループ名
代 表 者 氏 名

令和〇〇年度永年性工芸作物生産者グループ別事業実施（変更）計画書の提出について

持続的生産強化対策事業実施要領別紙6のⅡの第4の3（3）ア（イ）に基づき、関係書類を添えて提出する。

（添付資料）

- ・永年性工芸作物生産者グループ別事業実施（変更）計画書（別添31-1）
- ・生産者別永年性工芸作物改植等支援実施（変更）計画書（別添32）

令和〇年度永年性工芸作物生産者グループ別事業実施（変更）計画書

（生産者グループ名： ）

生産者名	生産者番号	年齢	永年性工芸作物の園地総面積(m ²)	計画面積(m ²)			実績面積(m ²)			備考					実施時期	支援対象面積の事前精査
				改植	新植	合計	改植	新植	合計	補助金(円) ①	消費税の有無	消費税相当額(円)②	補助金(円) ③=①-②	税の種類 ("免税"、"本則"、"簡易"のいずれかを記入)		
													0			
													0			
													0			
													0			
													0			
													0			
計				0	0	0	0	0	0	0			0			

注1:「年齢」の欄については、事業実施年度の4月1日時点の年齢を記入する。

2:「備考」の欄には、生産者が消費税の取扱いに関して「免税」、「本則」、「簡易」のいずれの方式に該当するかを記入する。

また、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」を、同額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には「計」の欄の「備考」の欄に合計額(「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」)を記入すること。

3:「支援対象面積の精査の確認」の欄については、以下の基準で該当する数値を記入。

2 生産者グループの全てのほ場において、実測、図測、公的資料等を活用し実測又は図測に相当する方法により支援対象面積が事前精査している場合。

1 2以外の何らかの方法で支援対象面積を事前精査している場合。

0 農地基本台帳等の登記面積を直接計上している等、支援対象面積の精査を行っていない場合。

4:適宜、行を追加して記入すること。

令和〇年度生産者別永年性工芸作物改植等支援実施(変更)計画書

市町村名	
生産者番号	

1 生産者の基礎情報

氏名		生産者グループ名		課税事業者の有無	有
年齢		栽培面積(m ²)			無

注1:「栽培面積(m²)」の欄は、生産者が栽培している当該永年性工芸作物の栽培面積の合計を記入すること。

2:「年齢」の欄は、事業実施年度の4月1日時点の年齢を記入すること。

3:「課税事業者の有無」の欄は、生産者が消費税課税事業者である場合は有に○、そうでない場合は無に○をすること。

2 ほ場等情報(補助金の交付を受ける予定の栽培ほ場及び栽培面積について必ず記入すること。)

	ほ場所在地(字番地)	改植等(予定)面積(m ²)			ほ場への播種又は植付予定	農地中間管理機構からの農地斡旋
		改植(m ²)	新植(m ²)	合計(m ²)		
1					年 月	
2					年 月	
3					年 月	
4					年 月	
5					年 月	
計						

注1:ほ場面積の記入に当たっては、栽培ほ場のけい畔や法面など作物が栽培されていない面積は除いてください。

このため、①実測又は②土地登記簿や固定資産課税台帳等の既存資料で面積を把握し、記入してください。

なお、土地登記簿等の既存資料では、けい畔や法面も含んだ面積として整理されている場合がありますので、その場合は、事業実施主体に面積の算出方法についてお問い合わせください。

2:ほ場内の一部で栽培している場合は、実測により栽培されている部分の面積を把握して下さい。

3:ほ場面積の記入に当たっては、m²未満の小数点以下は切り捨ててください。

4:「農地中間管理機構からの農地斡旋」の欄は、農地中間管理機構から斡旋された農地の場合は○を記入すること。

5:適宜、行を追加して記入して下さい。

(添付資料)

○改植の場合には、改植前の園地の写真を、新植の場合には栽培予定園地の番地等が確認できる資料を添付すること。

別添 33 (Ⅱの第4の3 (3) イ (イ) 関係)

確認計画 (事業実施主体用)

生産者グループ 名	対象 生産者 数	確認時期		確認体制		関係機関の協力体制		備考
		事前確認	事後確認	事前確認	事後確認	事前確認	事後確認	

注：適宜、行を追加して記入すること。

別添 34 (Ⅱの第4の3 (3) イ (イ) 関係)

確認野帳 (事業実施主体用)

実施確認者	1 所属・氏名	実施日	○年○月○日 ~ ○日 (書類審査又は現地確認)
確認協力者	2 所属・氏名		
		3 所属・氏名	立会人

生産者グループ	生産者名	ほ場番号	ほ場所在地 (字地番)	実施面積 (㎡)	うち改植面積 (㎡)	うち新植面積 (㎡)	事業実施主体による 確認結果

注1 : 適宜、行を追加して記入すること。

番 号
年 月 日

〇〇〇〇（事業実施主体名）の長 殿

所 在 地
生産者グループ名
代 表 者 氏 名

令和 年度永年性工芸作物改植等支援実績報告書兼補助金交付請求書

持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号）別紙6
のIIの第4の3（3）ウ（ア）に基づき、その実績を報告します。
なお、併せて、補助金〇〇〇円の支払を請求します。

（添付資料）

- ・永年性工芸作物生産者グループ別改植等支援実績報告書（別添35-1）
- ・永年性工芸作物改植等支援補助金交付請求明細書（別添35-2）

令和 年度永年性工芸作物生産者グループ別改植等支援実績報告書

(生産者グループ名：)

生産者名	生産者番号	年齢	永年性工芸作物の園地総面積(m ²)	計画面積(m ²)			実績面積(m ²)			備考				実施時期
				改植	新植	合計	改植	新植	合計	補助金(円) ①	消費税の有無	消費税相当額(円)②	補助金(円) ③=①-②	
												0		
												0		
												0		
												0		
												0		
												0		
計				0	0	0	0	0	0	0		0		

注1:「年齢」の欄については、事業実施年度の4月1日時点の年齢を記入する。

2:「備考」の欄には、生産者が消費税の取扱いに関して「免税」、「本則」、「簡易」のいずれの方式に該当するかを記入する。

また、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」を、同額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には「計」の欄の「備考」の欄に合計額(「除税額〇〇円 うち補助金〇〇円」)を記入すること。

3:適宜、行を追加して記入すること。

令和 年度永年性工芸作物改植等支援補助金交付請求明細書

生産者グループ名	生産者名	永年性工芸作物の 園地総面積(m ²)	実施面積(m ²)			補助金(円) ②=①×単価 (150円/m ²)	消費税額(円) ③	計(円) ②-③
			改植	新植	合計①			
								0
								0
								0
計			0	0	0	0	0	0
								0
								0
計				0	0	0	0	0
								0
								0
計				0	0	0	0	0
								0
								0
計				0	0	0	0	0
合計				0	0	0	0	0

注1:「永年工芸作物の園地総面積」の欄は、生産者グループ内の当該永年工芸作物の園地面積の合計。当該年度に事業を実施する生産者の園地面積だけでなく、当該年度に事業を実施しない生産者の園地面積も含む。

2:「消費税額」の欄は、課税事業者がいる場合に記入すること。

3:適宜、行を追加するなどして記入すること。

別添 36（Ⅱの第4の3（3）ウ（イ）関係）

番 号
年 月 日

〇〇〇〇（生産者グループ名）の長 殿

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

令和〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進
（永年性工芸作物改植等支援）補助金の交付額の確定通知書

持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号農林水産省農産局長
通知）別紙6のⅡの第4の3（3）ウ（イ）に基づき、茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進
（永年性工芸作物改植等支援）補助金の交付額を確定します。

別添 37（Ⅱの第4の3（4）ア（カ）a 関係）

番 号
年 月 日

〇〇〇〇（生産者グループ名）の長 殿

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

令和〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進
（永年性工芸作物改植等支援）に係る実施確認結果通知書

持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号農林水産省農産局長
通知）別紙6のⅡの第4の3（4）ア（カ）aに基づき、実施確認結果を通知します。

（別添資料）

○ 実施確認一覧表（別添 37－1）

実施確認一覧表

生産者グループ名：○○○○○

生産者名	ほ場番号	実施面積	実施確認結果	備考

注：適宜、行を追加して記入すること。

別添 38（Ⅱの第4の3（4）ア（カ）b 関係）

番 号
年 月 日

〇〇〇〇（生産者名） 殿

所 在 地
生産者グループ名
代 表 者 氏 名

令和〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進
（永年性工芸作物改植等支援）に係る実施確認結果通知書

持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号農林水産省農産局長
通知）別紙6のⅡの第4の3（4）ア（カ）bに基づき、実施確認結果を通知します。

（別添資料）

- 実施確認一覧表（別添 37－1）（実施確認結果を通知する生産者分の抜粋

品目: ()

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進のうち
茶・いぐさ農業機械等リース支援実施計画書

第1 事業の目的

本欄には、事業実施地区における近年の品目〇〇の概要、本事業により導入を希望する農業機械等の活用を踏まえた今後の展開方向について記述すること。

第2 事業計画総括表

1 事業の内容

県名及び市町村名	受益者名	目標	目標数値			受益		事業内容(導入する農業機械等の種類)及び事業量(単価、台数)	総事業費 円	負担区分			備考 (燃油の種類等)
			現状 (年度)	目標 (年度)	増減 (増減率) %	農業 従事者 名	面積 ha			国庫補助 金 円	自己負 担 円	その他 円	
		1kg当たりの燃油等使用量を削減(%)							0				
		10a当たりの労働時間を削減(%)							0				
		1戸当たりの栽培面積を増加(%)							0				
合計						0	0		0				

(注) 1 「目標」の欄については、「茶」は「荒茶1kg当たり燃油等使用量を削減」、「いぐさ」は「原草1kg当たりの燃油等使用量の削減」、「10a当たりの労働時間の削減」、「1戸当たりの栽培面積の増加」のいずれかを選択し、記入する。ただし、「茶」の生産性向上に資する農業機械等を導入する場合は、「産物1kg又は10a当たり労働時間を削減」、「産物1kg当たり又は10a当たりの肥料費(施肥量)又は農薬費(農薬使用量)を削減」、「茶の合計の生産量を増加」、「機械の生産効率(単位時間当たり生産数量等)を向上」のいずれかを選択し、記入する。

2 「目標数値」の「現状」については、直近3か年の平均値(ただし、新規参入等により現状値を算出できない場合は、当該品目の地域内の類似経営の平均的な燃油等使用量等を基準として利用できるものとする。)とし、確認できる書類を添付すること。

3 「事業内容」の欄については、Ⅱの第4の4の農業機械等、「事業量」の欄には、その単価、台数等を記入すること。

4 「備考」欄の「燃油の種類等」については、「A重油」、「灯油」、「LPガス」等を記載する(ただし、「茶」の生産性向上に資する農業機械等を導入する場合は省略可)。

5 A重油への換算は、経済産業省の「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則」に基づき計算すること。

6 「備考」欄に総事業費に対する国庫補助金の割合を記入すること。

7 「備考」欄に県、市町村等の事業実施主体以外の団体が別途負担する場合には、その団体名及び補助率を記入すること。

2 事業完了予定(又は完了) 令和 年 月 日

第3 事業実施計画の詳細

1 農業機械等の保管・設置場所

農業機械等名	農業機械等の保管・設置場所	導入時期	備考
		年 月	

(注)「備考」の欄に事業の管理に当たる、責任者を記入する。

2 農業機械等の利用計画

受益者名	本事業で導入する農業機械等名(型式)	受益農業従事者(名)	受益面積(ha)	台数(台)	茶セーフティネットの加入	地域計画等への位置付け	備考

(注) 1 「茶セーフティネットの加入」欄は、受益者が事業実施年度に加入している場合は「○」をつけること(ただし、「茶」の生産性向上に資する農業機械を導入する場合は省略可)。

2 「地域計画等への位置付け」については、次の①又は②のいずれかに該当する場合に○を記入する。

①農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第1項に定める地域計画において、目標地図に現に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること。

②農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第4条に規定する農地中間管理機構をいう。)から農地を現に借り受け、又は借り受けられることが見込まれる農業経営体に含まれること。

3 「備考」欄は、いぐさの場合、導入している品種又は今後導入予定の品種を記載すること。

3 リース助成額

農業機械等名(型式)				備考
リース期間	開始日～終了日(※1)	～	(日)	
		リース借受日から○年間(※2)		(年)
リース物件取得予定価格(消費税抜き)	①		(円)	
リース期間終了後の残存価格(消費税抜き)	②		(円)	
リース料助成額(注2)	③		(円)	
リース諸費用(消費税抜き)	④		(円)	
消費税	⑤		(円)	
事業実施主体負担リース料(消費税込み) ①-②-③+④+⑤			0 (円)	

(注) 1 ※1及び※2については、いずれかを記入すること。

2 リース助成額③は、A、Bいずれか小さい額を記入すること(千円未満は切り捨て)。

A: $(① \times (\text{リース期間} / \text{法定耐用年数})) \times 1 / 2$ 以内

B: $(① - ②) \times 1 / 2$ 以内

3 本様式には事業実施主体のリース助成額を記入すること。なお、本リース助成額の根拠となる、受益者ごとのリース助成額も本様式を活用して算出し添付すること。

4 リース事業者の見積書の写し等を添付すること。

4 リース事業者に機械を納入する業者の選定方法の計画

事業者選定方法	一般競争入札 ・ 指名競争入札 における競争見積 (いずれかに○をつける)
指名競争入札における競争見積の場合の指名業者選定の考え方	

第4 その他関係資料

(1) 組織及び運営についての規約等の写し、財務諸表(又は収支予算書、収支決算書等)

(2) 本事業で取り組む内容のパンフレット、見積書

(3) 事業実施場所、現況写真等

(4) その他、地方農政局長が必要と認める書類

実施状況一覧表

農業機械等利用者	農業機械等	成果目標指標	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	農業機械等の活用状況

注1) 「成果目標指標」の欄は、事業実施主体毎に設定した指標を記入する。

注2) 適宜、必要に応じて行を追加すること。

注3) リース契約が継続していることが分かる資料を添付すること。

別添41

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進のうち農業機械等リース支援に関する事業評価シート

県名	市町村名	事業実施主体名	事業実施年度	目標年度	成果目標の具体的な内容	目標数値			事業評価の検証方法	事業計画の妥当性	適正な事業執行	地方農政局長等の意見
						現状	目標	結果				
〇〇県	〇〇市	(例) 〇〇農協	〇年度	〇年度	労働時間を20%削減	15hr/10a	12hr/10a	10hr/10a		1	2	

- (注) 1 「事業計画の妥当性」の欄は、計画が妥当な場合には1を、計画が不適切な場合には0を記入すること。
 2 「適正な事業執行」の欄は、事業が適正に実施された場合には1、適正に実施され、更に競争入札を実施した場合には2を、それ以外の場合には0を記入すること。

「みどりチェック」 チェックシート

事業名	持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進		
組織名			
代表者氏名			
住所		申請時 (します)	
連絡先		報告時 (しました)	

↓該当する方に○

解説書



- ・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

チェック	環境関係法令の遵守等	
<input type="checkbox"/>	①	みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	②	関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
<input type="checkbox"/>	④	正しい知識に基づく作業安全に努める
	エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除	
<input type="checkbox"/>	⑤	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める
<input type="checkbox"/>	⑥	環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討
	悪臭及び害虫の発生防止	
<input type="checkbox"/>	⑦	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない □ ） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
<input type="checkbox"/>	⑧	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
<input type="checkbox"/>	⑨	資源の再利用を検討
	生物多様性への悪影響の防止	
<input type="checkbox"/>	⑩	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない □ ） 生物多様性に配慮した事業実施に努める
<input type="checkbox"/>	⑪	※特定事業場である場合（該当しない □ ） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →□

「みどりチェック」 チェックシート

事業名	持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進		
組織名			
代表者氏名			
住所		申請時 (します)	
連絡先		報告時 (しました)	

↓該当する方に○

- ・ 交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・ 実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・ 各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。

解説書



チェック

環境関係法令の遵守等	
<input type="checkbox"/>	① みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	② 関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③ 正しい知識に基づく作業安全に努める
適正な施肥	
<input type="checkbox"/>	④ 肥料の適正な保管
<input type="checkbox"/>	⑤ 肥料の使用状況等の記録・保存に努める
<input type="checkbox"/>	⑥ 作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
<input type="checkbox"/>	⑦ 有機物の適正な施用による土づくりを検討
適正な防除・生物多様性への悪影響の防止	
<input type="checkbox"/>	⑧ 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
<input type="checkbox"/>	⑨ 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める
<input type="checkbox"/>	⑩ 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討
<input type="checkbox"/>	⑪ 農薬の適正な使用・保管
<input type="checkbox"/>	⑫ 農薬の使用状況等の記録・保存
エネルギーの節減	
<input type="checkbox"/>	⑬ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
悪臭及び害虫の発生防止	
<input type="checkbox"/>	⑭ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
<input type="checkbox"/>	⑮ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）とする。

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →

別添 44（Ⅱの第4の2（4）イ関係）

実施状況一覧表

薬用作物生産者グループ名：○○○○○

支援 対象年度	生産者名	ほ場番号	実施面積 (㎡)	実施確認結果 (㎡)	備考

注：適宜、行を追加して記入すること。

別添 45（Ⅱの第4の3（4）イ関係）

実施状況一覧表

生産者グループ名：○○○○○

支援 対象年度	生産者名	ほ場番号	実施面積 (㎡)	実施確認結果 (㎡)	備考

注：適宜、行を追加して記入すること。

「みどりチェック」 チェックシート（農業経営体向け）

事業名			
組織名			
代表者氏名			↓該当する方に○
住所		申請時 (します)	
連絡先		報告時 (しました)	

- ・ 交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・ 実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・ 各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。

解説書



チェック	環境関係法令の遵守等	
<input type="checkbox"/>	①	みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	②	関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③	正しい知識に基づく作業安全に努める
	適正な施肥	
<input type="checkbox"/>	④	肥料の適正な保管
<input type="checkbox"/>	⑤	肥料の使用状況等の記録・保存に努める
<input type="checkbox"/>	⑥	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
<input type="checkbox"/>	⑦	有機物の適正な施用による土づくりを検討
	適正な防除・生物多様性への悪影響の防止	
<input type="checkbox"/>	⑧	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
<input type="checkbox"/>	⑨	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める
<input type="checkbox"/>	⑩	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討
<input type="checkbox"/>	⑪	農薬の適正な使用・保管
<input type="checkbox"/>	⑫	農薬の使用状況等の記録・保存
	エネルギーの節減	
<input type="checkbox"/>	⑬	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
	悪臭及び害虫の発生防止	
<input type="checkbox"/>	⑭	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
<input type="checkbox"/>	⑮	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →

「みどりチェック」 チェックシート（食品関連事業者向け）

事業名			
組織名			
代表者氏名			↓該当する方に○
住所		申請時 (します)	
連絡先		報告時 (しました)	

- ・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・※の記載内容に「該当しない」（⑧は「と畜場である」）場合は□にチェックしてください。

解説書



チェック	環境関係法令の遵守等	
<input type="checkbox"/>	①	みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	②	関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
<input type="checkbox"/>	④	正しい知識に基づく作業安全に努める
	エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除	
<input type="checkbox"/>	⑤	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
<input type="checkbox"/>	⑥	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討
	悪臭及び害虫の発生防止	
<input type="checkbox"/>	⑦	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
<input type="checkbox"/>	⑧	※と畜場でない場合（と畜場である□） 食品ロスの削減に努める
<input type="checkbox"/>	⑨	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
<input type="checkbox"/>	⑩	資源の再利用を検討
	生物多様性への悪影響の防止	
<input type="checkbox"/>	⑪	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない□） 生物多様性に配慮した事業実施に努める
<input type="checkbox"/>	⑫	※特定事業場である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）とする。

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →

「みどりチェック」 チェックシート（協議会向け）

事業名			
組織名			
代表者氏名			↓該当する方に○
住所		申請時 (します)	
連絡先		報告時 (しました)	

- ・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。

解説書



チェック	環境関係法令の遵守等
<input type="checkbox"/>	① みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	② 関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③ 正しい知識に基づく作業安全に努める
	適正な施肥
<input type="checkbox"/>	④ 肥料の適正な保管
<input type="checkbox"/>	⑤ 肥料の使用状況等の記録・保存に努める
<input type="checkbox"/>	⑥ 作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
<input type="checkbox"/>	⑦ 有機物の適正な施用による土づくりを検討
	適正な防除・生物多様性への悪影響の防止
<input type="checkbox"/>	⑧ 病虫害・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
<input type="checkbox"/>	⑨ 病虫害・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める
<input type="checkbox"/>	⑩ 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討
<input type="checkbox"/>	⑪ 農薬の適正な使用・保管
<input type="checkbox"/>	⑫ 農薬の使用状況等の記録・保存
	エネルギーの節減
<input type="checkbox"/>	⑬ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
	悪臭及び害虫の発生防止
<input type="checkbox"/>	⑭ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
<input type="checkbox"/>	⑮ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）とする。

※別途、受益農業者一覧を添付すること

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →

持続的生産強化対策事業

2 地域の生産体制強化・需要創出事業

産地形成協働計画

(茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進)

策 定 年 度 : 令和 _____ 年度 _____

事業実施主体名 : _____

都道府県名・市町村名 : _____

対象作物名 : _____

1 産地の現状（産地の状況、対象作物、取組実績、産地形成にあたっての生産、加工・調製、販売上の現状と課題等）

--

注1：本計画で対象とする地域特産作物の現状と課題、事業に取り組む目的等について記載すること。

注2：対象作物が薬用作物の場合は具体的な薬用作物名を記載すること。

2 成果目標

対象作物名	達成すべき 成果目標	現状値	取組初年度	取組2年度目	取組3年度目	目標年度	増減率
		(令和○年度)	(令和○年度)	(令和○年度)	(令和○年度)	(令和○年度)	(令和○年度)

注1：事業実施計画書における「達成すべき成果目標」を記載するとともに、目標年までの中間年について目安となる目標値を記載すること。

注2：目標は数値目標とすること。

注3：増減率は $((\text{取組年度}) - (\text{現状値})) \div ((\text{目標年度}) - (\text{現状値})) \times 100$ で算出すること。

3 実需者等の連携者

名称（ふりがな）	※（法人・団体・個人・その他） いずれかに○をつけてください。
所在地	
電話番号	
E-mail、HP アドレス	
主な実績、業務内容	

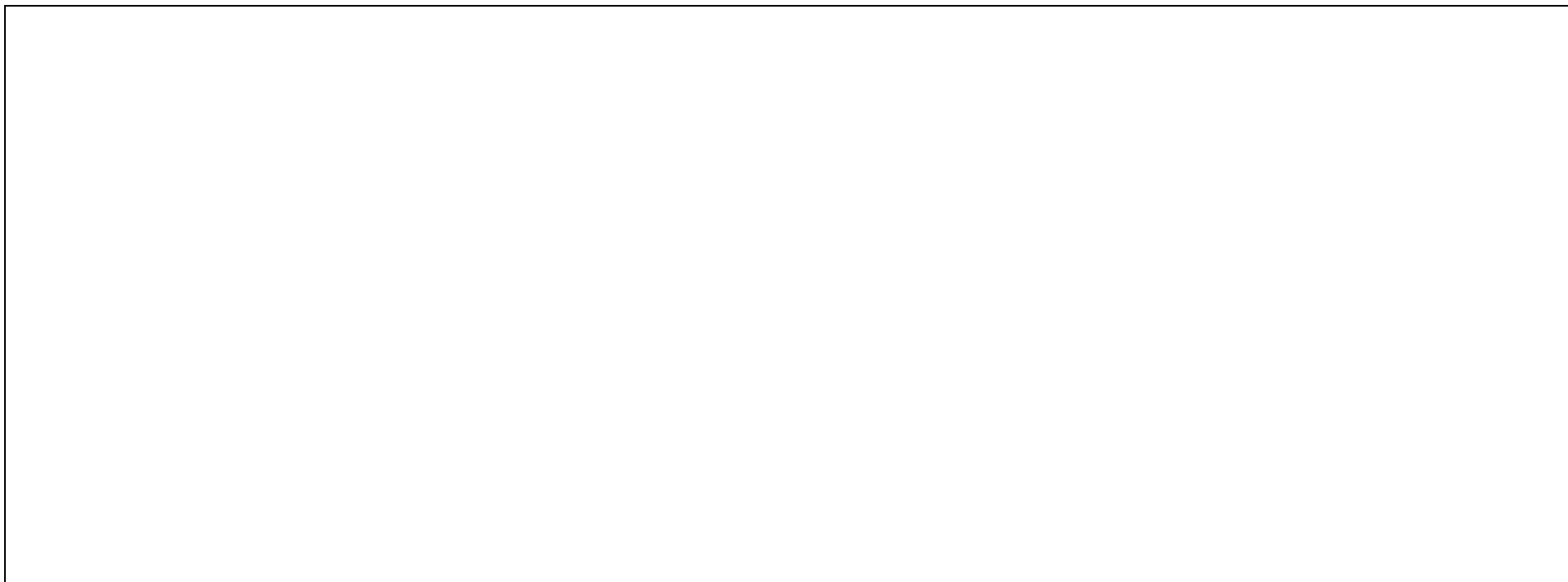
注1：産地と連携する実需者等（加工事業者、流通事業者を含む）を記入すること。

注2：実需者等が複数の場合は、適宜行を追加し記入すること。

4 事業実施主体

名称（ふりがな）	
所在地	〒
電話番号	
E-mail、HP アドレス	
主な業務実績、 業務内容	
事業実施主体の構成員、都道府県等地方公共団体、生産者団体等の関係者名（3 実需者等の連携者を除く）	

5 連携体制図



注1：初年度において協働体制の検討や産地内の合意形成を行い、連携する実需者等を明らかにすること。

注2：生産、加工・調製、需要・販路確保の各段階における関係者の役割分担が関係図等で分かるようにすること。

注3：別添による作成も可。

6 年度別の取組計画

事業年度	取組の内容（概要）	備考
初年度 （令和〇年度）		
2年度目 （令和〇年度）		
3年度目 （令和〇年度）		
	※ 4年目以降の取組内容を記載しても構いません（任意）。	

注1：地域の現状と課題、連携する実需者等との役割分担及び実施体制を踏まえ、産地の目指すべき姿に即した成果目標の達成に向け、生産、加工・調製、需要・販路確保の各段階について、年度毎に計画的に行う取組を具体的に記入すること。

注2：初年度については、協働体制の検討や産地内の合意形成を踏まえて連携する実需者等を明らかにし、取組内容をより詳細に記載すること。

注3：茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進の事業内容及び事業計画を踏まえて記載すること。

注4：茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進の活用は、採択される場合にあっても最大3年間となることに留意すること。

注5：別添による作成も可。

7 期待される効果

--

注1：産地形成協働計画に基づく取組により期待される成果・効果について、説明文やグラフ等で具体的に記載すること。

注2：別添による作成も可。

8 補助事業等の活用見込み

例：○年度○○事業（県単）：○○活動支援

注：国及び地方公共団体の補助事業又は自己資金による施設整備の予定があれば記入すること。

別添48 大規模茶産地モデル形成プラン

1 主要課題の解決に向けて取り組む内容

ア スマート農業技術導入等による飛躍的な生産性向上

現状と課題	
目標年度において 目指す姿	
取組内容(注1)	

○○○○○○○(注2)		設定の考え方(注3)	事後の検証方法
現状値(○年度)	目標値(○年度)		

注1: 目標年度までの取組を可能な限り時系列に沿って記載すること。

(例: 事業実施年度に○○を行い、1年後に○○、2年後に○○を実施する等)

注2: 数値や数量、割合などで具体的に示すことができる定量的な目標を1つ以上設定すること。

注3: 現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどの程度の効果が期待され、その結果としてどの程度計画を達成できるかを記入すること。

注4: 適宜、行を追加すること。

イ 茶関連産業等と連携した労働力確保

現状と課題	
目標年度において 目指す姿	
取組内容(注1)	

○○○○○○○○(注2)		設定の考え方(注3)	事後の検証方法
現状値(○年度)	目標値(○年度)		

注1: 目標年度までの取組を可能な限り時系列に沿って記載すること。

(例: 事業実施年度に○○を行い、1年後に○○、2年後に○○を実施する等)

注2: 数値や数量、割合などで具体的に示すことができる定量的な目標を1つ以上設定すること。

注3: 現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどの程度の効果が期待され、その結果として

どの程度計画を達成できるかを記入すること。

注4: 適宜、行を追加すること。

ウ 茶工場の省エネルギー化

現状と課題	
目標年度において 目指す姿	
取組内容(注1)	

○○○○○○○○(注2)		設定の考え方(注3)	事後の検証方法
現状値(○年度)	目標値(○年度)		

注1: 目標年度までの取組を可能な限り時系列に沿って記載すること。

(例: 事業実施年度に○○を行い、1年後に○○、2年後に○○を実施する等)

注2: 数値や数量、割合などで具体的に示すことができる定量的な目標を1つ以上設定すること。

注3: 現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどの程度の効果が期待され、その結果として

どの程度計画を達成できるかを記入すること。

注4: 適宜、行を追加すること。

2 目標年度における達成状況(自己評価。本項目は評価報告書作成時に記載すること。)

項目	目標値	実績値	自己評価	要因分析
ア スマート技術導入等による飛躍的な生産性向上				
イ 茶関連産業等と連携した労働力確保				
ウ 茶工場の省エネルギー化				

注:適宜、行を追加すること。

Ⅱの第4の6

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進のうち葉たばこ品質向上支援に係る様式集

作成書類名	様式名	作成主体		提出又は通知先	時期
		生産者	事業実施主体		
令和〇年度葉たばこ品質向上支援 生産者支援実施（変更）計画一覧表	別添49		○	国（地方農政局等）	公募申請時
令和〇年度葉たばこ品質向上支援 生産者別実施（変更）計画書	別添50	○		事業実施主体	
確認計画（事業実施主体用）	別添51		○	生産者	
確認野帳（事業実施主体用）	別添52		○	生産者	
令和〇年度葉たばこ品質向上支援実績報告書兼補助金交付請求書 （添付資料） 令和〇年度葉たばこ品質向上支援補助金交付請求明細書（別添54－1）	別添53	○		事業実施主体	
令和〇年度葉たばこ品質向上支援補助金交付請求明細書	別添53－1	○		事業実施主体	
令和〇年度持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 （葉たばこ品質向上支援）補助金の交付額の確定通知書	別添54		○	生産者	
令和〇年度持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 （葉たばこ品質向上支援）に係る実施確認結果通知書 （添付資料） 実施確認一覧表（別添55－1）	別添55		○	生産者	
実施確認一覧表	別添55－1		○	生産者	

生産者番号	生産者名	葉たばこ作付面積（㎡）	品質向上に資する取組内容	支援対象面積（㎡）	取組に要した資材費 ①	消費税額（円） ②	補助金額（円） ③ = (① - ②) × 1/2	事前確認
			肥料名：					
			農薬名：					
			生分解性マルチ名：					
			その他：					
計				0	0	0	0	
			肥料名：					
			農薬名：					
			生分解性マルチ名：					
			その他：					
計				0	0	0	0	
			肥料名：					
			農薬名：					
			生分解性マルチ名：					
			その他：					
計				0	0	0	0	
			肥料名：					
			農薬名：					
			生分解性マルチ名：					
			その他：					
計				0	0	0	0	
			肥料名：					
			農薬名：					
			生分解性マルチ名：					
			その他：					
計				0	0	0	0	
合計				0	0	0	0	

注1：「消費税額」の欄は、課税事業者がいる場合に記入すること。

2：「事前確認」の欄については、以下の基準で該当する数値を記入。

2 全ての取組において、作付状況、支援対象面積、取組に使用する資材費（単価、使用量）、補助金額等の事前精査を行っている場合。

1 2以外の何らかの方法で事前精査している場合。

0 事前精査を行っていない場合。

3：適宜、行を追加するなどして記入すること。

令和〇年度葉たばこ品質向上支援 生産者別実施（変更）計画書

市町村名

1 生産者（法人等）の基礎情報

生産者番号		課税事業者の有無	有
氏名（法人名）			無
住所（所在地）			
栽培面積（㎡）			

- 注1：「生産者番号」の欄は、事業実施主体が生産者ごとに番号を割り当ててください。
 注2：「栽培面積（㎡）」の欄は、生産者が栽培している葉たばこの栽培面積の合計を記入すること。
 注3：「課税事業者の有無」の欄は、生産者が消費税課税事業者である場合は有に○、そうでない場合は無に○をすること。

2 品質向上の取組一覧

	品質向上に資する取組内容	葉たばこ作付情報		取組面積（㎡）	取組に要した 資材費（円） ①	消費税額（円） ②	補助金額（円） ③ = (① - ②) × 1 / 2
		資材名	ほ場番号				
1	肥料						
2	農薬薬剤						
3	生分解性 マルチ						
4	その他						
5							
計							

- 注1：ほ場面積の記入に当たっては、栽培ほ場のけい畔や法面など作物が栽培されていない面積は除いてください。
 このため、①実測又は②土地登記簿や固定資産課税台帳等の既存資料で面積を把握し、記入してください。
 なお、土地登記簿等の既存資料では、けい畔や法面も含んだ面積として整理されている場合がありますので、
 その場合は、事業実施主体に面積の算出方法についてお問い合わせください。
 注2：ほ場内の一部で栽培している場合は、実測により栽培されている部分の面積を把握して下さい。
 注3：ほ場面積の記入に当たっては、㎡未満の小数点以下は切り捨ててください。
 注5：適宜、行を追加して記入して下さい。

確認計画（事業実施主体用）

生産者番号	生産者名	確認時期		確認体制 （関係機関の協力体制含む）		確認方法		備考
		事前確認	事後確認	事前確認	事後確認	事前確認	事後確認	

- 注1 適宜、行を追加して記入すること。
 2 確認時期欄は、予定時期を記載する。
 3 確認体制欄は、確認を実施する機関名を記載する。
 4 確認方法欄は、現地確認・書類確認等の方法を記載する。

別添52（Ⅱの第4の6（3）イ（イ）関係）

確認野帳（事業実施主体用）

実施確認者	1 所属・氏名	
確認協力者	2 所属・氏名	
	3 所属・氏名	

実施日	○年○月○日 ~ ○日（書類審査 又は現地確認）
立会人	計 名

生産者番号	生産者名	葉たばこ 作付面積（㎡）	取組内容	資材等確認欄			事業実施主体によ る確認結果
				納品書	領収書	使用実績	

注1 適宜、行を追加して記入すること。

別添53（Ⅱの第4の6（3）ウ（ア）関係）

番 号
年 月 日

〇〇〇〇（事業実施主体名）の長 殿

所 在 地
生 産 者 氏 名

令和 年度葉たばこ品質向上支援実績報告書兼補助金交付請求書

持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号）別紙6のⅡの第4の6（3）ウ（ア）に基づき、その実績を報告します。

なお、併せて、補助金〇〇〇円の支払を請求します。

（添付資料）

- ・ 支援補助金交付請求明細書（別添54－1）

令和〇年度葉たばこ品質向上支援補助金交付請求明細書

生産者名	葉たばこ 作付面積 (㎡)

品質向上に資する 取組内容	支援対象面積 (㎡)	取組に要した 資材費 (円) ①	消費税額 (円) ②	補助金額 (円) ③ = (① - ②) × 1/2
肥料				
農薬				
生分解性マルチ				
その他				
計	0	0	0	0

注：適宜、行を追加して記入すること。

別添54（Ⅱの第4の6（3）ウ（イ）関係）

番 号
年 月 日

生産者氏名 殿

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

令和 年度持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進
（葉たばこ品質向上支援）補助金の交付額の確定通知書

持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号）別紙6のⅡの第4
の6（3）ウ（イ）に基づき、茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進（葉たばこ品質向上支援）
補助金の交付額を確定します。

別添55（Ⅱの第4の6（4）ア（カ）関係）

番 号
年 月 日

生産者氏名 殿

所 在 地
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

令和 年度持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進
（葉たばこ品質向上支援）に係る実施確認結果通知書

持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号）別紙6のⅡの第4
の6（4）ア（カ）に基づき、実施確認結果を通知します。

（添付資料）

- ・ 実施確認表（別添55－1）

実施確認一覧表

生産者名

品質向上に資する 取組内容	支援対象面積 (㎡)	取組に要した 資材費 (円) ①	消費税額 (円) ②	補助金額 (円) ③ = (① - ②) × 1/2
肥料				
農薬				
生分解性マルチ				
その他				

注：適宜、行を追加して記入すること。

加工・調製作業外部化計画

(茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進)

策 定 年 度 : 令和 _____ 年度

事業実施主体名 : _____

都道府県名・市町村名 : _____

対 象 作 物 名 : _____

外部化する作業工程 : _____

1 産地の現状（産地の状況、対象作物、生産、加工・調製、集出荷の現状と課題等）

--

注1：本計画で対象とする地域特産作物の現状と課題、加工・調製作業の外部化に取り組む目的等について記載すること。

注2：対象作物が薬用作物の場合は具体的な薬用作物名を記載すること。

2 加工・調製作業の外部化

（1）加工・調製作業の外部化方針

--

注：外部化する作業工程及び内容、想定する外部化作業の実施者を記載すること。

（2）連携する実需者等

（実需者等（集荷、加工、流通事業者含む）のニーズ（品質・仕様等）に対応した加工・調製とするために連携する実需者等）

--

注：産地と連携する実需者等の名称、人格（法人・団体・個人・その他）、所在地、主な業務内容を記載すること。

(3) 加工・調製作業の外部化に向けた具体的な取組内容

--

注：外部化体系の検討、試行・検証、マニュアルの策定、専門人材の育成、リース導入する外部化に必要な加工・調製機械等の具体的な取組を記載すること。

(4) 産地内における外部化後の実施体制

--

注1：生産、加工・調製、集出荷の実施者及び役割分担を説明文や関係図等で記載すること。

注2：外部化する加工・調製作業の想定する実施者（名称、人格（法人・団体・個人・その他）、所在地、主な業務内容）を記載すること。

注3：別添による作成も可。

3 加工・調製作業を外部化することで期待される効果

--

注1：加工・調製作業を外部化することにより期待される成果・効果について、説明文やグラフ等で具体的に記載すること。

注2：外部化により栽培暦（生産スケジュール）の変更が想定される場合は、併せて記載すること。

注3：別添による作成も可。

4 補助事業等の活用見込み

例：○年度○○事業（県単）：○○活動支援

注：国及び地方公共団体の補助事業又は自己資金による施設整備の予定があれば記載すること。

5 事業実施主体

名称（ふりがな）	
所在地	〒
電話番号	
E-mail、HP アドレス	
主な業務実績、 業務内容	
事業実施主体の構成員、地方公共団体、生産者団体等の関係者	